

業務概要

令和5年版
＜令和4年度実績＞



札幌市児童相談所

児童憲章

(昭和26年5月5日宣言)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに、健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。
あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

児童の権利に関する条約

「児童の権利に関する条約」は、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、1989年（平成元年）11月20日に国連総会で全会一致で採択されたものです。

わが国は、1990年（平成2年）9月21日にこの条約に署名し、1994年（平成6年）4月22日に批准を行い、同年の5月22日から発効しました。

この条約の主な内容は、以下のとおりです。

- 1 18歳未満のすべての子どもを対象とします。
- 2 子どもが人種、性、出身などで差別されなければいけません。
- 3 子どもの成長のために何が最も大切なことを考慮しましょう。
- 4 両親は子どもを守り、指導する責任があります。
- 5 両親の意思に反して子どもを両親から引き離してはいけません。
- 6 子どもが、自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきです。しかし、そのためには、子どもも、ほかのみんなのことをよく考え、道徳を守っていくことが必要です。
- 7 子どもは暴力や虐待（むごい扱い）といった、不当な扱いから守られるべきです。
- 8 家庭を失ったり、難民となった子どもに保護と援助が与えられるべきです。
- 9 からだなどが不自由な子どもには特別の養護が与えられるべきです。
- 10 子どもの健康を守るための医療サービスが与えられるべきです。
- 11 子どもは教育を受けることが認められるべきです。
- 12 子どもは遊びやレクリエーションを行い、文化・芸術活動に参加することが認められるべきです。
- 13 子どもが法律に反して自由を奪われたり、正しい裁判なしに罪を犯したと認められることがあってはなりません。
- 14 この条約の内容を、大人にも子どもにも広く知らせなければなりません。

（外務省発行ポスターから）

札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

(平成20年11月7日制定)

すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。

日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にする日本国憲法があります。さらに、日本は、世界の国々と、子どもの権利に関して条約を結び、誰もが生まれたときから権利の主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくことを認め、これを大切にすることを約束しています。

子どもは、子どもが持つ権利を正しく学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。こうした経験を通して、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。そして、お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、規範意識をはぐくみます。

大人は、子ども自身の成長・発達する力を認めるとともに、言葉や表情、しぐさから、気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、子どもが直面することについて、ともに考え、支えていく責任があります。

子どもの権利を大切にすることは、子どもが自分の人生を自分で選び、自信と誇りを持って生きていくように励ますことです。それによって子どもは、自ら考え、責任を持って行動できる大人へと育っていきます。

子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに札幌のまちづくりを担っていきます。子どもが参加し、子どもの視点に立ってつくられたまちは、すべての人にとってやさしいまちとなります。

私たちは、こうした考え方のもと、ここに、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定します。

(同条例前文から)

目次

I 児童相談所の概要

1	児童相談所の沿革	1
2	機構及び事務分担	5
3	児童相談所職員体制	6
4	児童相談所所管施設概要	8

II 相 談 業 務

1	相談種別と内容	
(1)	相談種別	9
(2)	相談細目	10
2	相談の流れと関係機関	14
3	相談受理の状況	
(1)	相談種別受理状況	15
(2)	年齢別受理状況	16
(3)	区分相談受理の概況	17
(4)	経路別受理状況	18
(5)	相談細目別受理状況	19
4	児童虐待の状況	
(1)	虐待の内容	24
(2)	主な虐待者	25
(3)	被虐待児の年齢構成	26
(4)	処遇種別	26
(5)	通告・相談経路別認定件数	27
(6)	児童虐待の通告受付件数	28
(7)	子ども安心ホットラインの運営状況	29
(8)	児童虐待対応業務の状況	30
5	処遇の内容	32
6	相談処理状況	
	相談種類別処理件数	33
	年度別・区分別対応件数	34
	措置停止・措置中等の調査・診断・指導、養護相談の理由別処理件数	35
7	家族支援事業	36
8	メンタルフレンド事業	37
9	里親・里子の状況	
(1)	里親制度の意義	38
(2)	里親・里子の現状	38
(3)	里親制度の拡充	38
10	児童家庭支援センター	41

III 判定業務

1 判定業務の状況	
(1) 診断及び検査の状況	43
(2) 医学的診断・在宅重症心身障がい児（者）への訪問診断の状況	47
(3) 保健センターの健診後の精密健診の状況	47
2 通所指導・心理療法の状況	
(1) 通所指導、心理治療の状況	48
(2) 小・中学生等の長期通所指導の状況	48
(3) 医師による保護者へのカウンセリングの状況	49

IV 一時保護業務

1 一時保護業務の概要	50
2 入所の状況	
(1) 一時保護の概況	50
(2) 年齢別入所状況	51
3 一時保護児童の生活	52
4 退所の状況	53
5 年齢別相談種別一時保護件数（受付）	54

V 家庭児童相談室

1 家庭児童相談室	
(1) 家庭児童相談室の相談状況	55
(2) 各区要保護児童対策地域協議会実務者会議、個別検討会議の状況	57

VI 療育指導業務

1 療育指導業務の概要	
(1) 先天性障がい児早期療育事業（こやぎの広場）	58
(2) 発達に心配のある子どもの療育支援事業（さっぽ・こども広場）	59

VII 施設福祉等

1 児童福祉施設等の概要	65
2 民間児童福祉施設等助成事業	68

VIII 資料

1 関係機関名簿	70
2 児童福祉施設（関係分）	76
3 相談関係機関電話番号一覧	83

1. 児童相談所の沿革

昭和 47 年 4 月

札幌市児童相談所の発足

札幌市の政令指定都市への移行に伴い、児童福祉法第 15 条により児童相談所の設置が義務づけられ、札幌市児童相談所設置条例によって開設した（A 級）。同時に一時保護所も併設、1 所 3 係で発足。（位置－白石区本郷通 3 丁目南）

昭和 49 年 4 月

一時保護係を設置、1 所 4 係となる。

昭和 50 年 7 月

相談二係を設置、1 所 5 係となる。

昭和 54 年 9 月

旧西保健所を増改修し、札幌市肢体不自由児母子訓練センター開所（中央区北 7 条西 25 丁目）。

昭和 62 年 4 月

受理措置事務 OA 化（パソコン導入）。

昭和 62 年 10 月

夜間指導体制の充実を図る（嘱託 2 名から 3 名へ増員）。

昭和 63 年 5 月

一時保護所の勤務体制・変更（労基法第 8 条 13 号指定）。

夜間も、一時保護所員が交替で指導用務にあたる体制となる。

平成 2 年 4 月

2 課制に移行、2 課 5 係となる。

児童福祉支援システム稼働開始（オフコン導入）。

平成 4 年 4 月 1 日

札幌市肢体不自由児母子訓練センターは、新センター建設のため仮施設へ移転（中央区南 9 条西 14 丁目）。

平成 5 年 11 月 29 日

札幌市児童福祉総合センターの開設により機構改革。

肢体不自由児母子訓練センターから発達医療センターへ名称変更。

札幌市中央区北 7 条西 26 丁目に新築移転。

障害福祉部所管のみかほ整肢園・ひまわり整肢園・かしわ学園は児童福祉総合センター児童育成課所管となる。

平成 6 年 4 月 1 日

精神薄弱児通園施設はるにれ学園が開設。

平成 7 年 6 月 1 日

児童育成課に施設指導係を設置、3 課 12 係となる。

平成 9 年 4 月 1 日

児童育成課の施設指導係を廃止し、相談判定課に発達相談係を設置、3 課 12 係となる。

I 児童相談所の概要

- 平成 10 年 4 月 1 日 発達相談係、主査（療育）を相談判定課から児童育成課に所属替えとともに主査（療育）を療育指導係に、児童育成課を児童療育課と改称した。
また、一時保護係を児童育成課から相談判定課に所属替えとともに発達医療センターを児童療育課所管とした。なお、機構改革に伴い、青少年女性部所管の少年育成センターが児童福祉総合センターの所管となった。
- 平成 12 年 4 月 1 日 機構改革により、少年育成センターが児童家庭部の所管となった。
- 平成 14 年 4 月 1 日 機構改革により、児童福祉総合センターは児童家庭部に属することになった。
また、児童虐待対応担当課長及び児童虐待対応担当係長を設置するとともに、相談担当係長を廃止し、相談三係（係長）を設置した。
- 平成 15 年 4 月 1 日 発達相談係が児童療育課から相談判定課に所属替えとなる。
また、児童相談所担当部長及び発達支援担当課長、児童虐待相談担当係長を設置した。
- 平成 16 年 4 月 1 日 機構改革により、児童家庭部が子ども未来局として独立し、児童福祉総合センターは単独の部となった。
- 平成 17 年 4 月 1 日 医務担当課長を設置するとともに、児童虐待相談担当係長を増設した。
- 平成 18 年 4 月 1 日 児童虐待相談担当係長（保健師）を配置した。
- 平成 19 年 4 月 1 日 発達相談係を組替え、相談四係を設置した。
- 平成 20 年 4 月 1 日 児童虐待相談担当係長を増設した。
- 平成 21 年 4 月 1 日 児童虐待相談担当係長を増設した。
- 平成 21 年 12 月 25 日 一時保護所児童の定員を 30 人から 36 人に増員した。
- 平成 22 年 4 月 1 日 児童療育課に企画担当係（係長）を設置した。また、医務担当課長を廃止した。
相談判定課「児童虐待対応担当/児童虐待相談担当」を名称変更した。
(緊急対応担当・調整担当・調査担当)
- 平成 23 年 4 月 1 日 各区保健福祉部健康・子ども課に「家庭児童相談室」を設置した。

I 児童相談所の概要

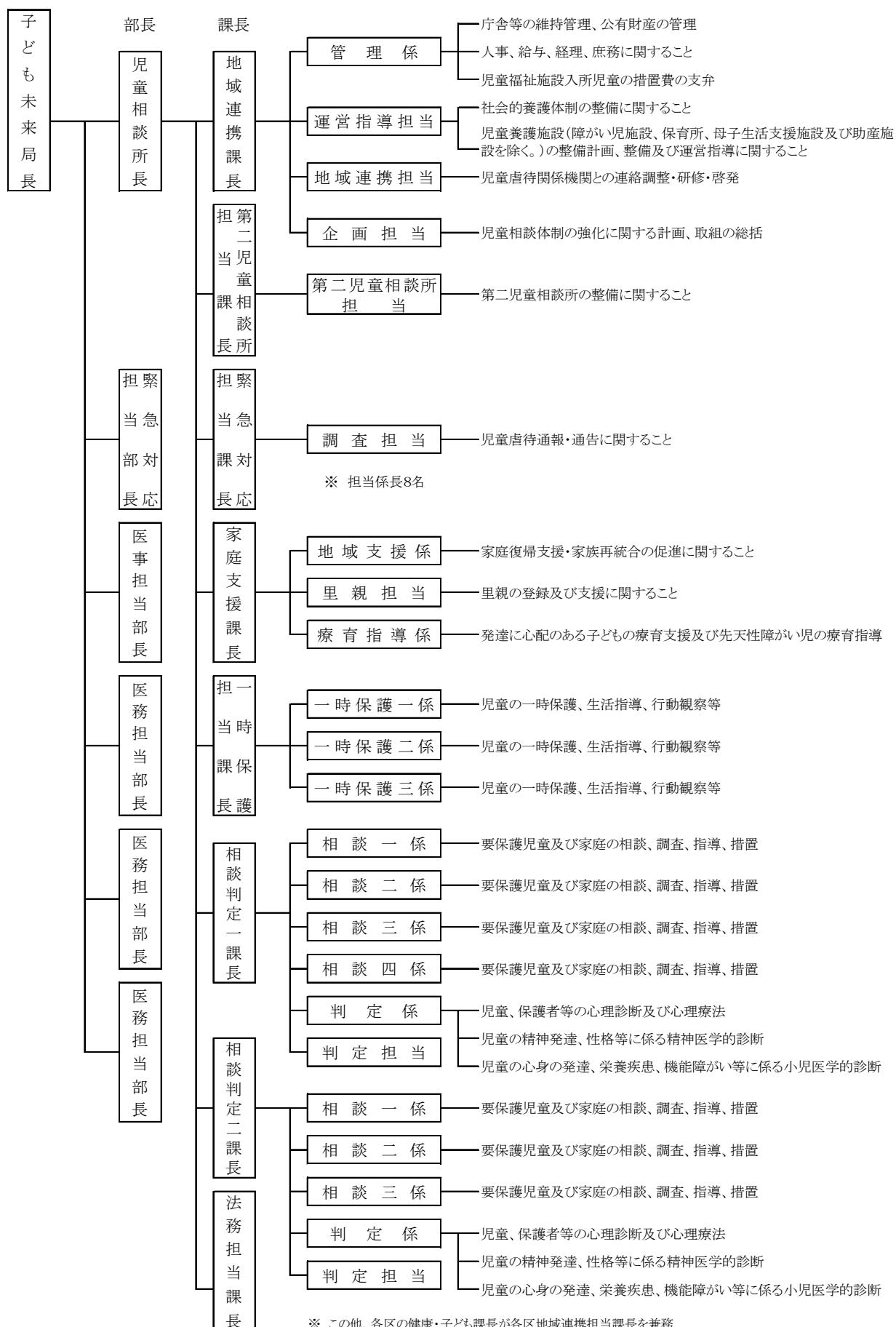
- 平成 26 年 4 月 1 日 相談判定課を相談判定一課に名称変更し、新たに相談判定二課を設置。また、緊急対応担当課長を廃止し地域連携担当課長を設置した。
- 平成 26 年 4 月 28 日 かしわ学園及びひまわり整肢園が児童心療センター内に移転した。
- 平成 27 年 4 月 1 日 機構改革により、はるにれ学園、かしわ学園、みかほ整肢園、ひまわり整肢園、発達医療センターを保健福祉局に移管した。
また、部の名称を児童福祉総合センターから児童相談所に変更し、児童福祉総合センター所長を児童相談所長とし、児童相談所担当部長を廃止した。あわせて、地域連携課を新設し、児童療育課を廃止した。また、一時保護係、地域連携担当を相談判定一課から地域連携課に移管した。
- 平成 27 年 7 月 児童福祉総合センターの老朽化及び一時保護所の定員増員のための改修工事を開始する。
改修工事の開始に伴い、一時保護所を仮施設（定員 30 人）に移転した。
- 平成 28 年 4 月 一時保護所の改修工事が完了し、定員を 36 人から 50 人に増員して児童福祉総合センターでの一時保護業務を再開した。あわせて、一時保護係を一時保護一係（男子棟を担当）に名称変更し、新たに一時保護二係（女子・幼児棟を担当）を設置した。
また、各区保健福祉部健康・子ども課の家庭児童相談室では、主査（相談・支援）を家庭児童相談担当係長とし、新たに配置した一般職と家庭児童相談員（非常勤職員）の 3 名体制となった。
- 平成 29 年 4 月 相談判定一課に相談三係を設置した。
また、保健福祉局子ども発達支援総合センターと兼務で医務担当部長 3 名と医務担当課長 1 名を配置した。
- 平成 30 年 4 月 相談判定二課に相談三係を設置した。
- 平成 31 年 4 月 相談判定一課に相談四係を設置した。
- 令和元年 10 月 地域連携課に緊急対応担当課を新設し、緊急対応担当部長と緊急対応担当課長を設置した。あわせて、相談判定一課と相談判定二課の調査担当係を緊急対応担当課に移管した。
- 令和 2 年 4 月 児童相談所担当局長を新設し、児童相談所長事務取扱とした。また、医事担当部長を新設した。さらに、相談判定一課に里親担当係を新設した。
各区保健福祉部健康・子ども課の家庭児童相談室では、中央、北、東、白石、豊平及び西区で担当職員 1 名をそれぞれ増員し、各区 3 ~ 4 名体制

I 児童相談所の概要

とした。また、家庭児童相談システムの稼働を開始した。

令和3年4月	施設入所児童等の家庭復帰を促進するため、家庭支援課を新設し、地域連携課の療育指導係、一時保護一・二係及び相談判定一課の里親担当係を移管するとともに、地域支援係及び仮設一時保護所の開設に向けて一時保護三係を新設した。また、法務担当課長を新設した（着任は7月1日付）。各保健福祉部健康・子ども課の家庭児童相談室では、東、白石、西区で担当職員を1名増員した。
令和3年7月	子育てデータ管理プラットフォームの運用を開始した。
令和3年11月	仮設一時保護所（小学生が入所する棟で、一時保護三係が担当）を開設し、定員を50名から70名に増員した。
令和4年4月	各区保健福祉部健康・子ども課の家庭児童相談室では、中央、北、豊平区で担当職員を1名増員するとともに、全区に家庭児童相談員（会計年度任用職員）を1名ずつ増員した。また、各区保健センターに子ども家庭総合支援拠点としての機能を位置付けた。
令和5年4月	2か所目の児童相談所の開設準備業務のため地域連携課に第二児童相談所担当課長及び第二児童相談所担当係長を新設した。また、一時保護所を専任で統括するため家庭支援課に一時保護担当課長を新設した。

2. 機構及び事務分担



* この他、各区の健康・子ども課長が各区地域連携担当課長を兼務

I 児童相談所の概要

3. 児童相談所職員体制

(令和5年8月1日現在)

課	係 名	区分	合計	事務吏員				技術吏員					その他		会 計 年 度 任 用 職 員				
				計	局 部 長 職	課 長 職	係 長 職	事 務 職	計	部 長 職	課 長 職	係 長 職	セ ラ ピ ス ト	保 健 師	保 育 士	栄 養 士	計	運 転 手	
地域連携課	管理係	定数	10	8	1	1	1	5	1							1	1	1	26
		現員	11	7		1	1	5	3	2						1	1	1	23
		増減	1	-1	-1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	-3
	運営指導担当	定数	1	1			1		0							0	0	0	
		現員	1	1			1		0							0	0	0	
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域連携担当	定数	1	1			1		0							0	0	0	
		現員	1	1			1		0							0	0	0	
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企画担当	定数	0	0					0							0	0	0	
		現員	1	1			1		0							0	0	0	
		増減	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	定数	12	10	1	1	3	5	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	26
		現員	14	10	0	1	4	5	3	2	0	0	0	0	0	1	1	1	23
		増減	2	0	-1	0	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	-3
第二児童相談所担当課	第二児童相談所担当	定数	0	0		0	0		0							0	0	0	
		現員	2	2		1	1		0							0	0	0	
		増減	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	定数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		現員	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		増減	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
緊急対応担当課	調査担当	定数	21	21	1	1	6	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
		現員	25	23	1	1	7	14	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	10
		増減	4	2	0	0	1	1	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
	計	定数	21	21	1	1	6	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
		現員	25	23	1	1	7	14	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	10
		増減	4	2	0	0	1	1	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
	地域支援係	定数	13	13		1	1	11	0							0	0	0	2
		現員	15	15		1	1	13	0							0	0	0	3
		増減	2	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	里親担当	定数	1	1			1		0							0	0	0	
		現員	1	1			1		0							0	0	0	
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	療育指導係	定数	11	0					11			1			10	0	0	10	
		現員	11	0					11			1			10	0	0	10	
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	定数	25	14	0	1	2	11	11	0	0	1	0	0	10	0	0	12	
		現員	27	16	0	1	2	13	11	0	0	1	0	0	10	0	0	13	
		増減	2	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
一時保護担当課	一時保護一係	定数	10	10			1	9	0							0	0	0	17
		現員	10	7		1	1	5	3						3	0	0	11	
		増減	0	-3	0	1	0	-4	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	-6
	一時保護二係	定数	12	1			1		11						11	0	0	19	
		現員	11	4			1	3	7						7	0	0	19	
		増減	-1	3	0	0	0	3	-4	0	0	0	0	-4	0	0	0	0	0
	一時保護三係	定数	10	4			1	3	6						6	0	0	18	
		現員	10	5			1	4	5						5	0	0	17	
		増減	0	1	0	0	0	1	-1	0	0	0	0	-1	0	0	0	0	-1
	計	定数	32	15	0	0	3	12	17	0	0	0	0	0	17	0	0	0	54
		現員	31	16	0	1	3	12	15	0	0	0	0	0	15	0	0	0	47
		増減	-1	1	0	1	0	0	-2	0	0	0	0	-2	0	0	0	0	-7

I 児童相談所の概要

課	係 名	区分	合計	事務吏員				技術吏員						その他		会計年度任用職員		
				計	局部長職	課長職	係長職	事務職	計	部長職	課長職	係長職	セラピスト	保健師	保育士	栄養士	計	運転手
相談判定一課	相談一係	定数	8	8		1	1	6	0							0		
		現員	9	9		1	1	7	0						0	0	0	0
		増減	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	相談二係	定数	7	7			1	6	0							0		
		現員	7	7			1	6	0						0	0		
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	相談三係	定数	7	7			1	6	0							0		
		現員	7	7			1	6	0						0	0		
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	相談四係	定数	8	8			1	7	0							0		
		現員	8	8			1	7	0						0	0		
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	判定係	定数	12	12			1	11	0							0		3
		現員	12	11			1	10	1					1		0		3
		増減	0	-1	0	0	0	-1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	判定担当係	定数	1	1			1		0							0		
		現員	1	1			1		0						0	0		
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	定数	43	43	0	1	6	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		現員	44	43	0	1	6	36	1	0	0	0	1	0	0	0	0	3
		増減	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
相談判定二課	相談一係	定数	7	7			1	1	5	0						0		
		現員	8	8			1	1	6	0					0	0		
		増減	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	相談二係	定数	7	7			1	6	0						0			
		現員	7	7			1	6	0						0	0		
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	相談三係	定数	7	7			1	6	0						0			
		現員	7	7			1	6	0						0	0		
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	判定係	定数	10	10			1	9	0							0		4
		現員	9	8			1	8	1				1			0		4
		増減	-1	-2	0	0	-1	-1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	判定担当係	定数	1	1			1		0						0			
		現員	1	1			1		0						0			
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	定数	32	32	0	1	5	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
		現員	32	31	0	1	4	26	1	0	0	1	0	0	0	0	0	4
		増減	0	-1	0	0	-1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
法務担当課	法務担当	定数	1	1			1		0							0		
		現員	1	1			1		0						0			
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	定数	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		現員	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	部合計	定数	166	136	2	6	25	103	29	0	0	1	0	0	27	1	1	109
		現員	176	142	1	8	27	106	33	2	0	3	1	1	25	1	1	100
		増減	10	6	-1	2	2	3	4	2	0	2	1	1	-2	0	0	-9

※ 会計年度任用職員は職員の合計には含まない。

【参考】会計年度任用職員の内訳(現員)

- 地域連携課 管理係…事務員 2、栄養士 1、調理員 10、子ども安心ホットライン相談員 10
- 緊急対応担当課 調査担当…児童虐待対応支援員 2、休日夜間児童虐待対応支援員 8
- 家庭支援課 地域支援係…事務員 1、里親対応専門員 2
療育指導係…心理療法士 7、保育士 3
- 一時保護担当課 一時保護一係…昼間児童生活指導員 3、夜間児童生活指導員 6、学習指導員 2
一時保護二係…昼間児童生活指導員 7、夜間児童生活指導員 10、学習指導員 2
一時保護三係…昼間児童生活指導員 3、夜間児童生活指導員 12、学習指導員 2
- 相談判定一課 判定係…児童心理司 3
- 相談判定二課 判定係…児童心理司 4

I 児童相談所の概要

4. 児童相談所所管施設概要

(1) 札幌市児童福祉総合センター

所在地 〒060-0007 札幌市中央区北7条西26丁目1番1号

電話 (011) 622-8620 (地域連携課、第二児童相談所担当課、法務担当課)

(011) 622-8630 (相談判定一課、二課、緊急対応担当課)

(011) 622-8619 (家庭支援課、一時保護担当課)

FAX (011) 622-8701 (全課共通)

敷地面積／3, 633. 49 m²

建築構造／鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

地上4階 地下2階 塔屋1階

建築面積／2, 328. 96 m²

延床面積／6, 260. 72 m²

児童相談所 ······ 2, 250. 52 m²

発達医療センター ······ 651. 71 m²

はるにれ学園 ······ 551. 21 m²

その他共有等 ······ 2, 807. 28 m²

着工日／平成4年8月3日

竣工日／平成5年10月25日

開設日／平成5年11月29日

(2) 児童相談所分室

所在地 〒064-0825 札幌市中央区北5条西25丁目4番1号

525MMビル3階

電話 (011) 622-8910 (家庭支援課療育指導係)

開設日／令和2年4月13日

1. 相談種別と内容

児童相談所では、18歳未満の児童に関するさまざまな問題について、家庭や学校をはじめ、地域住民からの連絡、保健福祉部や警察、家庭裁判所からの通告・送致を受け、相談援助活動を行っている。

相談種別については、養育困難な児童に関する養護相談、虚弱児等に関する保健相談、発達障がい・知的障がい等に関する障がい相談、盗み・家出等に関する非行相談、不登校等の育成相談の5つに大きく分類しており、さらに以下のように細分化している。

(1) 相談種別

種 別	内 容	
養護相談		父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を停止・喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
保健相談		未熟児、虚弱児、内部機能障がい、小児喘息その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談
障がい相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障がい相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障がい児に関する相談
	言語発達障がい等相談	構音障がい、きつ音、失語等音声や言語の機能障がいのある児童、言語発達遅滞等を有する児童等に関する相談 (言葉の遅れの原因が知的障がい、発達障がい、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに分類する。)
	重症心身障がい相談	重症心身障がい児に関する相談
	知的障がい相談	知的障がい児に関する相談
	発達障がい相談	自閉症を始めとする発達障がいを有する児童に関する相談
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法（以下、「法」と記載する。）第25条による通告のない児童に関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談 (受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談についてもこれに該当する。)

II 相談業務

種 別	内 容	
育成相談	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、かん默、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等、性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談
	不登校相談	学校、幼稚園及び保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談 (非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する。)
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談	

（2）相 談 細 目

相談種別	細 目	内 容
養 護	父家出	父の家出により、養護事情が生じたもの
	母家出	母の家出により、養護事情が生じたもの
	離婚	父母離婚により、養護事情が生じたもの
	死亡	保護者の死亡により、養護事情が生じたもの
	父母傷病	父母の傷病により、養護事情が生じたもの
	家族傷病	家族の傷病で保護者がその看護（入院付添い等）にあるため養護事情が生じたもの
	受刑・こう留	保護者の受刑服役又はこう留により、養護事情が生じたもの
	心身障がい	保護者が身体障がい、知的障がい、又は精神疾患のため養護事情が生じたもの
	就労	保護者の就労により、養護事情が生じたもの
	家庭不和	家族間の葛藤が主因で養護事情が生じたもの
	置き去り	保護者が子を病院、親族、知人宅、保育所等に預けたまま行方をくらまし、要保護性が生じたもの
	棄児	棄児として発見、保護されたもの
	虐待	保護者から身体的暴行、わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせられたと認められるもの、ないしは著しい心理的外傷が与えられたと認められたもの、著しい放任・非教育的養育環境が認められたもの
	養育拒否	保護者の養育拒否感情が基底に有り、養育困難としているもの
	監護不適当	保護者等の責任能力、性格上の問題等で養育が適当でないもの
	迷児	迷児として保護されたもの
	未婚の母	未婚の母が出産した児童の養育に関する相談

II 相談業務

相談種別	細 目	内 容
養 護	出産	母の出産という事情の発生により、養護事情が生じたもの
	養子縁組	児童の養子縁組に関するもの（家庭裁判所からの調査嘱託を含む。ただし里親申出等は含まない。）
	入所中経過	施設入所中の再判定
	その他	上記以外の児童の養育に関する相談
保 健		虚弱児、肥満又は疾患有する児童についての相談
肢体 不自由	施設対象	医療型障害児入所施設入所対象のもの（入所又は待機を含む）
	本入院	医療型障害児入所施設に本入院となるもの（待機を含む）
	親子入院	医療型障害児入所施設に親子入院となるもの（〃）
	援護	満15歳以上（中学生を除く）で成人施設活用が適当と認められ、保健福祉部に通知又は通報とするもの
	入所中経過	施設入所中の再判定
	手帳・諸手当	特別児童扶養手当、幼稚園判定書、障がい児保育園申請等の判定
	障がい サービス	障害児通所支援及び障害福祉サービス利用に関する相談
	その他	上記以外の肢体不自由相談
視聴覚 障がい	視覚障がい	盲、弱視、色盲など視覚障がいに関する相談
	聴覚障がい	ろう、難聴など聴覚障がいに関する相談
言語発達障 がい等	入所中経過	施設入所中の再判定
	言語障がい	啞、吃音、構音障がい、失語等言語障がいに関する相談
	手帳・諸手当	特別児童扶養手当、幼稚園判定書、障がい児保育園申請等の判定
	入所中経過	施設入所中の再判定
	その他	上記以外の言語発達障がい等相談
重症心身 障がい	施設対象	重症心身障害児施設入所対象のもの（入所又は待機を含む）
	本入院	本入院となるもの（〃）
	親子入院	親子入院となるもの（〃）
	訪問	重症心身障がい訪問対象（訪問実施、訪問待機を含む）
	入所中経過	施設入所中の再判定
	援護	障害福祉サービス利用が適当と認められ、保健福祉部に通知するもの
	障がい サービス	障害児通所支援及び障害福祉サービス利用に関する相談
	手帳・諸手当	特別児童扶養手当、幼稚園判定書、障がい児保育園申請等の判定
	その他	上記以外の重症心身障がい相談

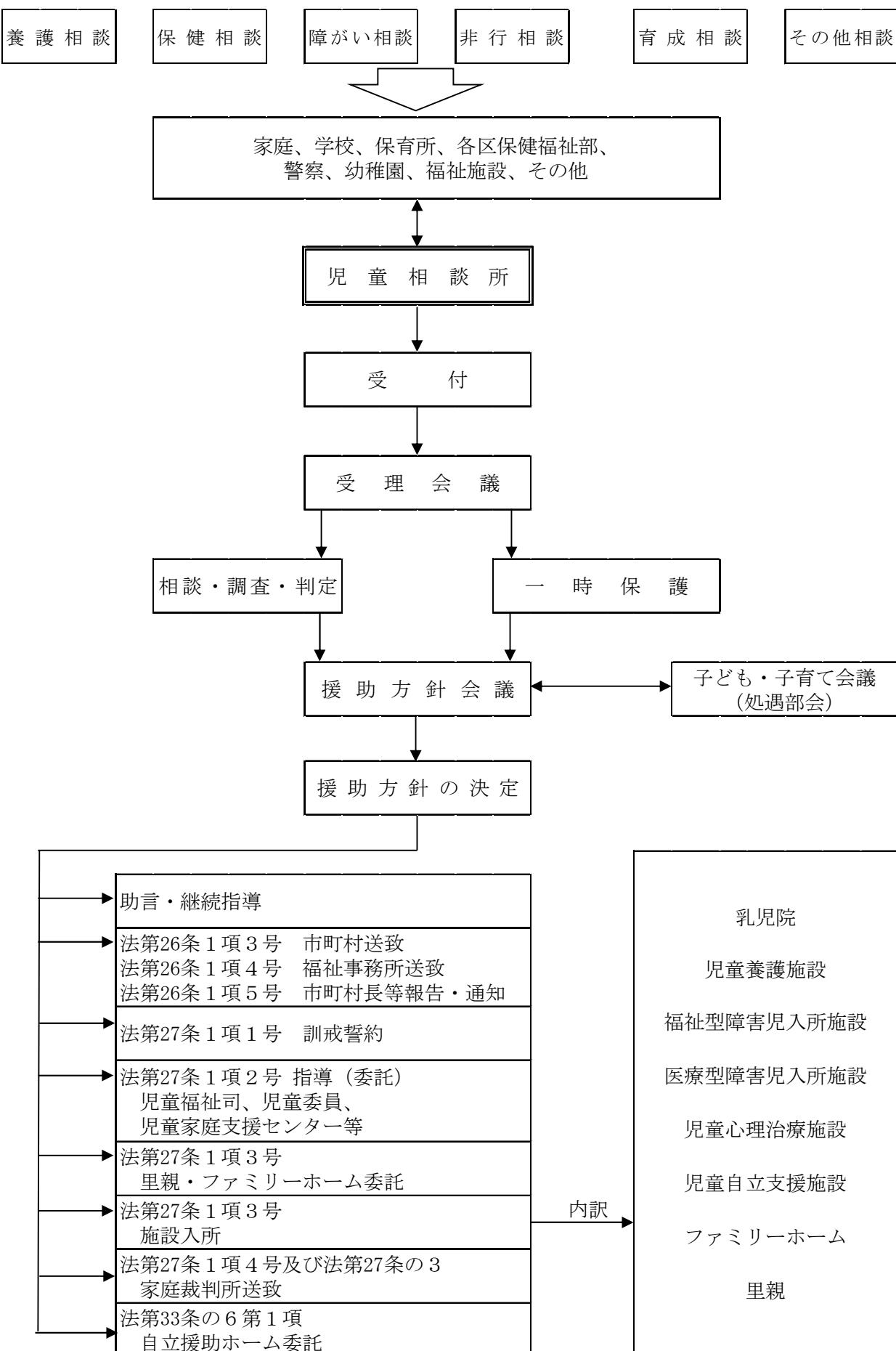
II 相談業務

相談種別	細目	内容
知的障がい	施設対象	障害児入所施設（北海道立子ども総合医療・療育センター親子入院除く）入所に関する相談
	発達	発達に関する相談
	援護	満15歳以上（中学生を除く）で成人施設活用が適当と認められ、保健福祉部に通知又は通報とするもの
	障がいサービス	障害児通所支援及び障害福祉サービス利用に関する相談
	手帳・諸手当	療育手帳、特別児童扶養手当、福祉手当、幼稚園・障がい児保育園等の申請にかかる判定を求めるもの
	親子入院	親子入院となるもの（入所又は待機を含む）
	入所中経過	施設入所中の再判定
発達障がい	その他	上記以外の知的障がい相談
	施設対象	障害児入所施設入所に関する相談
	発達	発達に関する相談
	援護	満15歳以上（中学生を除く）で成人施設活用が適当と認められ、保健福祉部に通知又は通報とするもの
	障がいサービス	障害児通所支援及び障害福祉サービス利用に関する相談
	手帳・諸手当	特別児童扶養手当、幼稚園判定書、障がい児保育申請等の判定
	入所中経過	施設入所中の再判定
ぐ犯行為等	その他	その他の発達障がい相談
	持出	自宅からの金品持ち出しに関する相談
	家出・無外・浮浪	家出、無断外出、外泊、浮浪徘徊に関する相談
	乱暴・反抗	乱暴な行為、保護者や教師への不服従、反抗に関する相談
	性的問題	不純異性交遊、性的悪戯等、性的な問題行為に関する相談
	放火・ろう火・失火	放火・ろう火・失火に関する相談
	薬物乱用	シンナー吸引、睡眠薬等の乱用に関する相談
	入所中経過	施設入所中の再判定
触法行為等	その他	その他触法行為には至らない不良な素行に関する相談
	窃盗	窃盗に関する相談
	放火・ろう火・失火	放火、ろう火、失火に関する相談
	薬物乱用	覚醒剤、違法薬物等の乱用に関する相談
性的問題	性的問題	卑猥行為、強制性交等、性的な問題行為に関する相談

II 相談業務

相談種別	細 目	内 容
触法行為等	凶暴・傷害・恐喝	他者への暴行、傷害、恐喝に関する相談
	入所中経過	施設入所中の再判定
	その他	上記以外の触法行為に関する相談
性格行動	精神身体的問題	頭痛、腹痛、チック、脱毛、遺尿、夜尿等、身体症状として現れるもの
	行動上の問題	非行に付隨しない家庭内暴力、習癖（身体を習慣的にいじる抜毛、緘默、爪かみ、かんしゃく等行動上に現われるもの）
	入所中経過	施設入所中の再判定
	その他	上記以外で児童の人格の発達上問題となる性格に関する相談
不登校	不登校	不登校及び登園拒否（幼児）の原因が、自我形成の未熟などで神経症状を呈し、心因性と考えられるもの
	入所中経過	施設入所中の再判定
	その他	低劣な養育環境もしくは、教育環境に起因して不登校が習慣化していると考えられるもの
適性	適性	進路選択等、進路適性に関する相談（障がいにかかるものは除く）
	その他	上記以外で主として心理検査を要望する相談
育児・しつけ	育児	育児に関する諸問題の相談
	その他	上記以外のしつけ相談
その他	友人関係	交友関係、友達との間のトラブル等に関するもの
	学習関係	宿題、勉強、成績等に関するもの（就学・適性に関するものは除く）
	家族関係	親子関係、同胞関係に関するもの
	学校関係	先生との関係、部活・校則、体罰等学校全般に関するもの
	男女交際	異性との付き合い、恋愛等に関するもの
	性・身体	性（身体）的関心、興味に関するもの（保健相談に関するものは除く）
	その他	上記相談種別のいずれにも該当しない相談

2. 相談の流れと関係機関



3. 相談受理の状況

(1) 相談種別受理状況

表1は、過去5年間の相談種別受理件数を表したものである。

令和4年度の受理状況の内訳としては、「養護相談」が4,332件(50.5%)と最も多く、次に「障がい相談」2,621件(30.5%)、「育成相談」383件(4.5%)、「非行相談」が134件(1.6%)と続いている。過去5年間の推移を見ると、育成相談及び非行相談の割合に大きな変化はないが、養護相談に増加傾向が見られる。

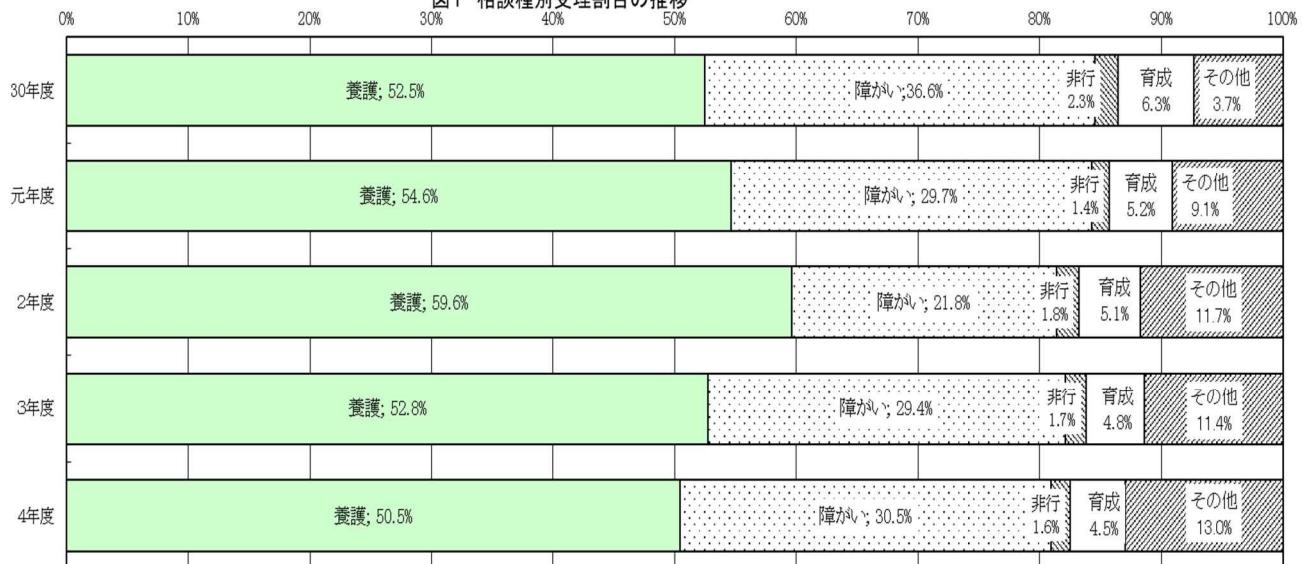
なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で療育手帳の更新手続きが1年間延長可能となつたため、例年に比べて知的障がい相談が減少している。

表1 相談種別受理件数(推移)

(単位:件)

種別 年度	養 護 相 談	児 童 虐 待 相 談 (再 掲 け)	保 健 相 談	障がい相談						非行相談			育成相談				その他の相談	合 計		
				肢 体 不 自 由 相 談	視 聽 覚 発 達 障 が い 相 談	言 語 心 身 障 が い 相 談	重 症 心 身 障 が い 相 談	知 的 障 が い 相 談	発 達 障 が い 相 談	小 計	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	小 計	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ しつ け 相 談	小 計		
30年度	3,922	1,885	1	253	0	89	38	1,622	398	2,400	103	38	141	389	49	3	28	469	544	7,477
元年度	4,615	2,401	1	285	2	42	43	1,775	367	2,514	82	38	120	367	55	-	14	436	767	8,453
2年度	5,038	2,562	1	245	1	10	36	1,179	375	1,846	116	36	152	378	36	0	18	432	987	8,456
3年度	4,580	2,402	0	225	0	7	34	1,786	494	2,546	91	54	145	357	41	1	14	413	988	8,672
4年度	4,332	2,286	1	287	0	2	31	1,815	486	2,621	86	48	134	324	47	1	11	383	1,115	8,586

図1 相談種別受理割合の推移



II 相談業務

(2) 年齢別受理状況

年齢別受理件数を見ると、近年は児童の面前DVによる警察からの通告数が増加し、乳幼児から小学生まで低年齢層における増加が著しい。

図2 年齢別受理の状況

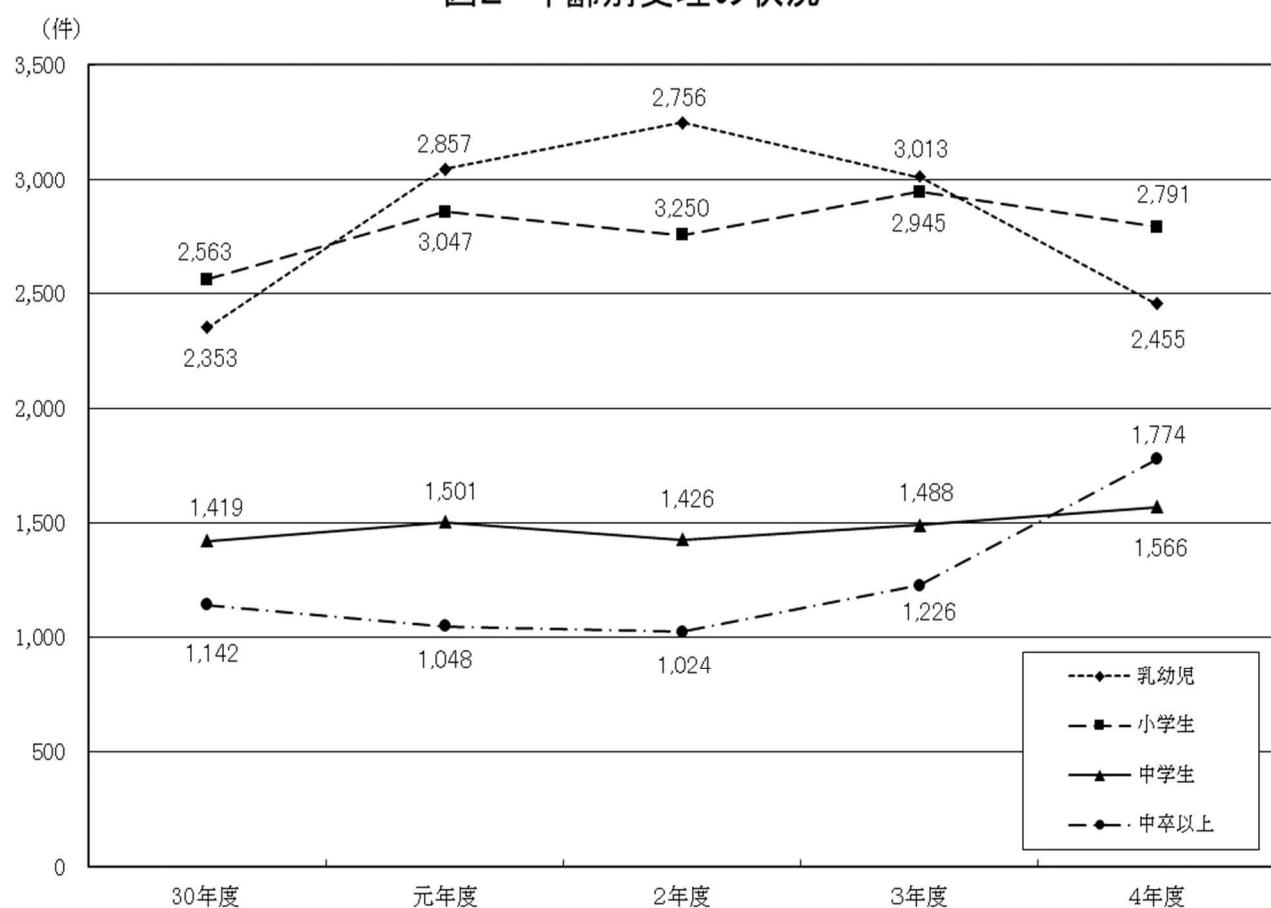


表2 年齢別受理件数(推移)

区分 年度	0 ~ 5 歳			6 ~ 11 歳			12 ~ 14 歳			15 歳以上			計		
	乳幼児			小學生			中學生			中卒以上					
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
30年度	1,385	968	2,353	1,534	1,029	2,563	834	585	1,419	605	537	1,142	4,358	3,119	7,477
元年度	1,738	1,309	3,047	1,703	1,154	2,857	891	610	1,501	576	472	1,048	4,908	3,545	8,453
2年度	1,871	1,379	3,250	1,569	1,187	2,756	832	594	1,426	499	525	1,024	4,771	3,685	8,456
3年度	1,722	1,291	3,013	1,712	1,233	2,945	862	626	1,488	642	584	1,226	4,938	3,734	8,672
4年度	1,362	1,093	2,455	1,625	1,166	2,791	919	647	1,566	942	832	1,774	4,848	3,738	8,586

(3) 区別相談受理の概況

令和3年度と4年度の比較では豊平区の受理件数の伸びが最も大きく、次いで北区、西区、手稲区の順となっている。また、過去5年間で比較すると、東区、西区、手稲区の順に受理件数の伸びが大きくなっている。

(件)

図3 区別相談受理の状況

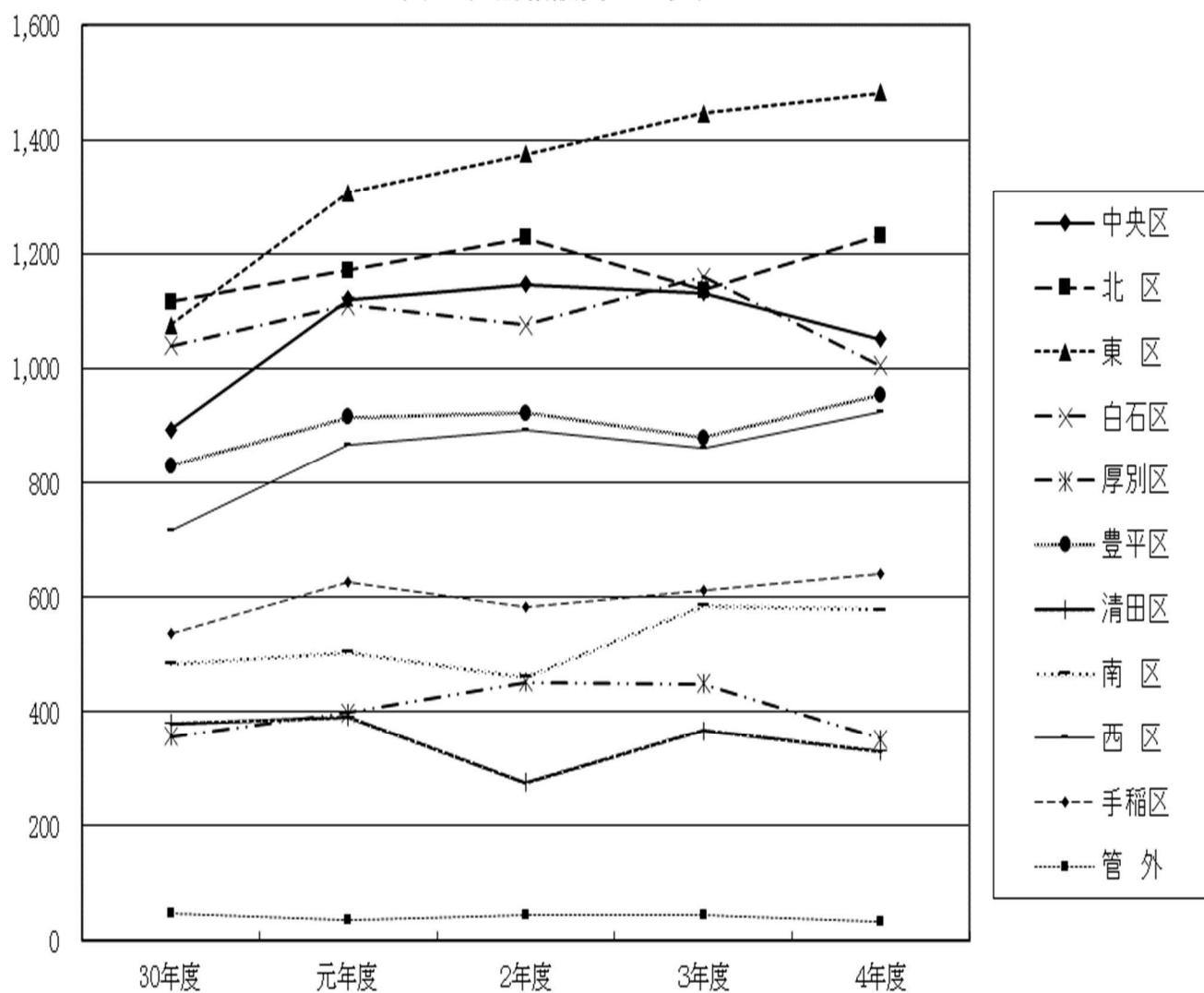


表3 区別相談受理件数(推移)

(単位:件)

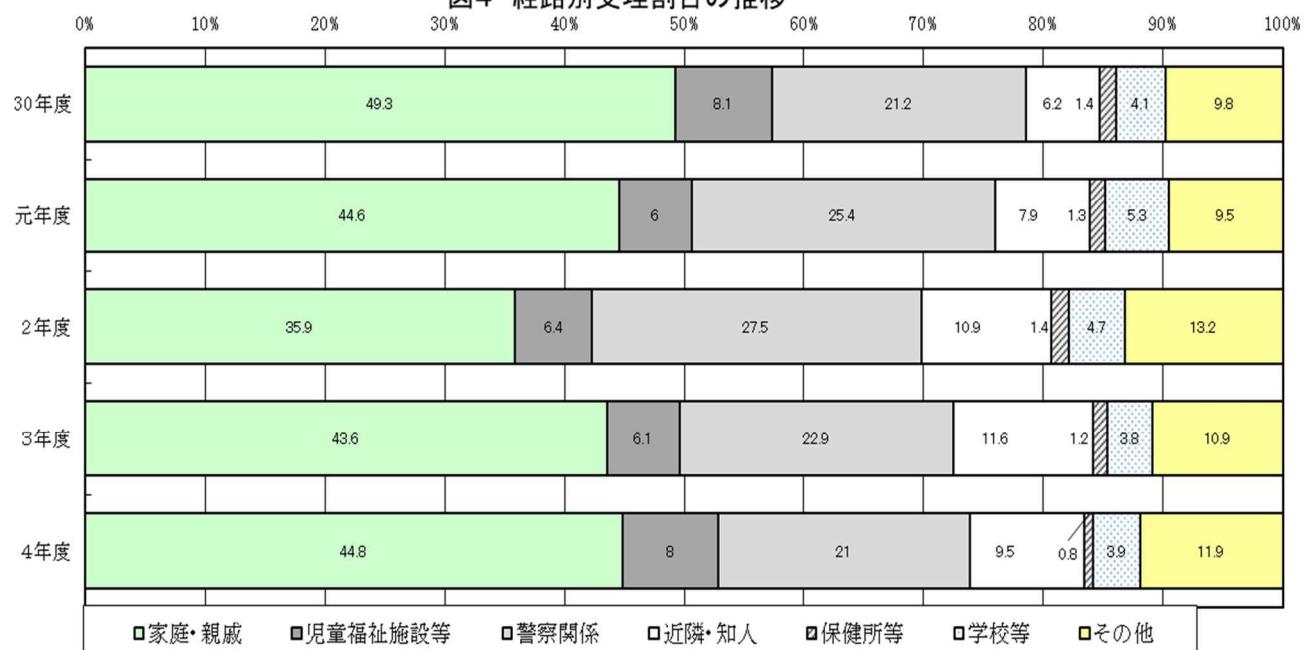
年度\区別	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	管外等	計	(再掲) 新規受理
30年度	893	1,117	1,076	1,040	356	830	380	484	716	537	48	7,477	2,867
元年度	1,121	1,171	1,307	1,111	398	916	392	505	867	628	37	8,453	3,534
2年度	1,147	1,228	1,375	1,076	452	923	275	461	892	582	45	8,456	3,584
3年度	1,133	1,137	1,446	1,160	449	879	367	585	860	612	44	8,672	3,128
4年度	1,051	1,232	1,483	1,005	352	954	330	578	925	642	34	8,586	3,097

II 相談業務

(4) 経路別受理状況

相談経路別では、「家庭・親戚・保護者」からの相談が3,850件(44.8%)と最も多い。次いで「警察等」1,805件(21.0%)、「近隣・知人」817件(9.5%)、「児童福祉施設・指定医療機関等」686件(8.0%)の順となっている(その他等を除く)。

図4 経路別受理割合の推移



※端数処理をしているため、内訳の合計が100%とならない場合がある。

表4 経路別受理件数(推移)

経路別 年度	都道府県 市町村			児童 福祉 施設 ・ 指定 医療 機関 等	児童 家庭 支援 センタ ー	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所及び医 療機関		学校等		家 庭 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	合 計		
	福祉事務所 ・児童相談所	児童 委員	保健 セ ン タ ー					保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園 ・ 教 育 委 員 会 等	学 校							
30年度	222	0	91	25	603	13	1,584	5	1	106	293	13	186	3,684	462	63	126	7,477
元年度	275	0	87	49	508	12	2,148	4	1	107	418	33	175	3,771	667	54	144	8,453
2年度	520	0	124	23	539	10	2,323	4	1	117	379	17	197	3,038	922	74	168	8,456
3年度	334	0	122	47	526	7	1,988	8	1	103	320	8	190	3,778	1,003	78	159	8,672
4年度	368	4	163	31	686	5	1,805	1	0	71	315	17	219	3,850	817	103	131	8,586
男	201	0	93	16	349	3	962	0	0	32	129	9	106	2,389	450	39	70	4,848
女	167	4	70	15	337	2	843	1	0	39	186	8	113	1,461	367	64	61	3,738

(5) 相談細目別受理状況

ア 養護相談

養護相談は4,332件と前年度より248件減少している。養護相談全体に占める「児童虐待」(表中の「虐待」・「養育拒否」・「監護不適当」・「置き去り」・「棄児」をいう。)の割合は52.8%(2,286件)と、全体の半数以上を占めている。

表5-1 養護相談細目別受理件数(推移)

種別 年度	養護相談											
	父 母 家 出	父 母 家 出	父 母 離 婚	父 母 死 亡	父 母 傷 病 含 む	家 族 傷 病 含 む	父 母 受 刑 ・ 拘 留	父 母 心 身 障 が い	父 母 就 労	家 庭 不 和	置 き 去 り	棄 児
30年度	1	10	4	15	129	7	24	25	23	155	0	0
元年度	0	8	12	7	155	6	34	15	21	188	2	0
2年度	1	3	1	11	186	6	24	8	20	185	2	0
3年度	2	0	9	5	192	10	16	29	22	209	3	0
4年度	0	6	6	16	183	3	14	23	29	226	4	0

種別 年度	養護相談							計	
	虐 待	養 育 拒 否	監 護 不 適 當	迷 児	未 婚 の 母	出 産	そ の 他		
30年度	1,641	49	195	2	20	10	846	766	3,922
元年度	2,107	44	248	0	30	11	1,111	616	4,615
2年度	2,313	47	200	0	24	33	1,296	678	5,038
3年度	2,214	43	142	0	19	18	995	652	4,580
4年度	2,108	41	133	1	28	14	728	769	4,332

II 相談業務

イ 障がい相談

障がい相談の受理件数は、令和4年度は2,621件であった。

障がい相談に占める割合は、「知的障がい相談」が1,815件(69.2%)と最も多く、次いで「発達障がい等相談」486件(18.5%)、「肢体不自由相談」287件(11.0%)となっている。

表5-2 障がい相談細目別受理件数(推移)

種別 年度	肢体不自由相談											小 計		
	本 親 子 入 院	通 園	筋 萎 縮 症	療 護	援 護	手 帳 ・ 諸 手 当	障 が い サ ー ビ ス	施 設 ・ 對 象	中 卒 進 路	入 所 ・ 中 經 過	經 過 ・ 觀 察	短 期 ・ 療 育		
30年度	139	105	0	0	0	0	6	1	0	0	0	0	2	253
元年度	168	98	0	0	0	1	11	2	2	0	0	0	3	285
2年度	139	87	0	0	0	2	6	6	5	0	0	0	0	245
3年度	103	109	0	0	0	1	2	8	2	0	0	0	0	225
4年度	140	139	0	0	0	1	1	3	2	0	0	0	1	287

種別 年度	視聴覚障がい相談				言語発達障がい等相談								小 計
	視 聽 覚 障 が い い	聽 覺 障 が い い	入 所 中 經 過	小 計	發 音 障 が い い	語 通 園	手 帳 ・ 諸 手 当	入 所 ・ 中 經 過	經 過 ・ 觀 察	短 期 ・ 療 育	そ の 他		
30年度	0	0	0	0	0	0	0	72	3	0	0	14	89
元年度	2	0	0	2	0	2	0	30	2	0	0	8	42
2年度	1	0	0	1	0	0	0	7	0	0	0	3	10
3年度	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	7
4年度	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	

※障がい相談については次頁に続く

II 相談業務

種別 年度	重症心身障がい相談													小計
	施設対象	本入院	親子入院	援護	障がいサービス	通園	訪問	手帳・諸手当	中卒進路	入所中経過	経過観察	短期療育	その他	
30年度	16	1 0	0	1	7	0	2	9	0	0	0	0	2	38
元年度	12	1 0	0	0	16	0	0	9	0	0	0	0	5	43
2年度	20	0 0	0	0	11	0	0	3	0	0	0	0	2	36
3年度	13	1 0	0	1	14	0	0	4	0	0	0	0	1	34
4年度	13	0 1	0	9	0	0	7	0	0	0	0	0	1	31
種別 年度	知的障がい相談													小計
	施設対象	〃重度	発達	通園	手帳・諸手当	援護	障がいサービス	親子入院	中卒進路	入所中経過	経過観察	短期療育	その他	
30年度	39	0 12	0	1,484	37	31	0	0	3	0	0	0	16	1,622
元年度	22	0 20	0	1,620	36	61	3	0	6	0	0	0	7	1,775
2年度	35	0 18	0	1,006	35	74	0	0	2	0	0	0	9	1,179
3年度	31	0 8	0	1,632	28	74	2	0	7	0	0	0	4	1,786
4年度	34	0 9	0	1,657	44	58	1	0	4	0	0	0	8	1,815
種別 年度	発達障がい相談													計
	施設対象	〃重度	通園	発達	手帳・諸手当	援護	障がいサービス	中卒進路	入所中経過	経過観察	短期療育	その他	小計	
元年度	1	0 0	69	186	3	89	0	5	0	0	14	367	1,838	
2年度	1	0 0	77	141	0	141	0	6	0	0	9	375	2,427	
3年度	2	0 0	90	215	1	175	0	2	0	0	9	494	2,546	
3年度	2	0 0	90	215	1	175	0	2	0	0	9	494	2,546	
4年度	0 0 0	72	210	1	184	0	10	0	0	0	9	486	2,621	

II 相談業務

ウ 非行相談

「ぐ犯行為等相談」のうち最も多いのは「家出・無断外泊・浮浪」(44件)で、次いで「乱暴・反抗」が16件と続く。「触法行為等相談」では「窃盗」を主訴とする相談が最も多く、24件となっている。

表5-3 非行相談細目別受理件数(推移)

種別 年度	ぐ犯行為等相談								小計
	虚言	家出・無外・持出	乱暴・反抗	性的問題	放火・ろう火・失火	意学	その他	入所中の経過	
30年度	15	44	19	15	1	0	5	4	103
元年度	5	39	9	12	0	0	9	8	82
2年度	12	52	26	13	0	0	6	7	116
3年度	8	54	15	5	0	0	4	5	91
4年度	6	44	16	11	1	0	3	5	86

種別 年度	触法行為等相談								小計
	窃盗	放火・ろう火・失火	シンナード	凶暴・傷害・恐喝	性的問題	意他	その他の経過	入所中の経過	
30年度	23	1	0	6	4	4	0	38	120
元年度	23	1	0	4	8	1	1	38	154
2年度	15	0	0	11	6	3	1	36	36
3年度	21	3	0	9	8	10	3	54	145
4年度	24	1	0	8	7	6	2	48	134

II 相談業務

工 育成相談

細目別に見ると、「性格行動相談」が最も多く、なかでも「行動上の問題」が298件であり、落ち着きがない、友達とうまく遊べないなどの対人関係の問題や、家庭内暴力などの問題を抱える子どもが多い。これらの相談の子どもの中には、発達障がいの傾向が見受けられる場合もある。

表5-4 育成相談細目別受理件数(推移)

種別 年度	性 格 行 動 相 談				不 登 校 相 談				適性相談							
	精 神 身 体 的 問 題	行 動 上 の 問 題	そ の 他	入 所 中 経 過	小 計	不 登 校	そ の 他	入 所 中 経 過	小 計	進 路 相 談	学 業 不 振	適 性	そ の 他	入 所 中 経 過		
30年度	16	315	7	51	389	42	4	3	49	0	0	1	2	0	0	3
元年度	7	301	8	51	367	53	1	1	55	0	0	0	0	0	0	0
2年度	11	330	10	27	378	34	2	0	36	0	0	0	0	0	0	0
3年度	12	311	4	30	357	37	3	1	41	0	0	1	0	0	0	1
4年度	10	298	7	9	324	45	2	0	47	0	0	1	0	0	1	1

種別 年度	育 児 ・ し つ け 相 談					計
	育 児	経 過 観 察	そ の 他	入 所 中 経 過	小 計	
30年度	27	0	1	0	28	469
元年度	14	0	0	0	14	436
2年度	12	0	6	0	18	432
3年度	14	0	0	0	14	413
4年度	10	0	1	0	11	383

II 相談業務

4. 児童虐待の状況

児童虐待は、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）がその監護する児童（18歳未満）の心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為であり、児童の人権侵害に当たるものである。児童虐待の防止等に関する法律第2条により、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト（養育の怠慢・拒否等）・心理的虐待の4つに分類・定義されている。

札幌市児童相談所における令和4年度の児童虐待認定件数は2,286件で、前年度（2,402件）に比べて4.8%減少している。

（1）虐待の内容

虐待の内容別では、令和4年度は心理的虐待が最も多く、全体の54.8%を占める。以下、身体的虐待23.4%、ネグレクト20.6%、性的虐待1.2%となっており、内容別構成比は前年度に引き続き、心理的虐待が突出している。

	(単位：人)				
	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	合計
2年度	481 18.8%	21 0.8%	583 22.8%	1,477 57.7%	2,562 100%
3年度	505 21.0%	25 1.0%	543 22.6%	1,329 55.3%	2,402 100%
4年度	535 23.4%	27 1.2%	471 20.6%	1,253 54.8%	2,286 100%

※端数処理をしているため、内訳の合計が100%にならない場合がある。

図1 虐待種別内訳(推移)

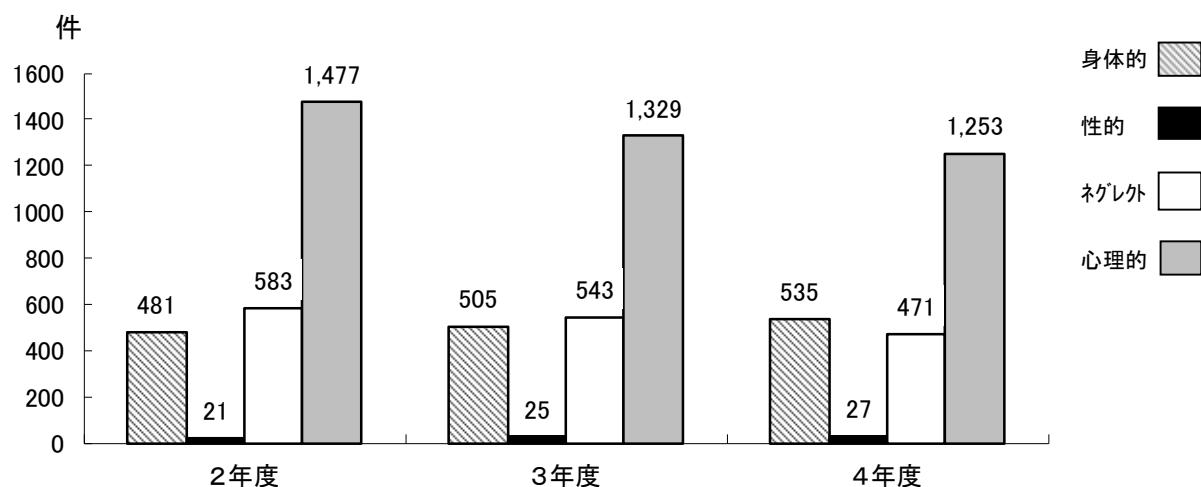
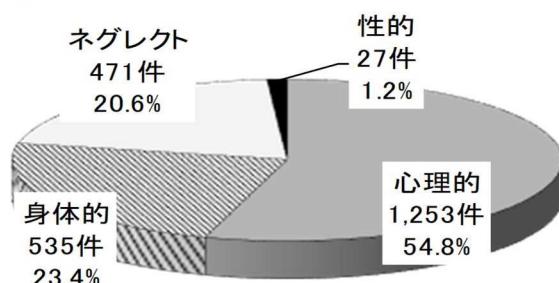


図2 虐待種別内訳(4年度)



(2) 主な虐待者

令和4年度は前年度と比較して、実父による虐待件数が増加し、実母による虐待件数が減少した。また、実父による虐待件数が、実母による虐待件数を上回った。

	父		母		その他	合計
	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親		
2年度	1124 49.2%	188 8.2%	1184 51.8%	8 0.3%	58 2.5%	2,562 100%
3年度	1,042 45.6%	215 9.4%	1,072 46.9%	14 0.6%	59 2.6%	2,402 105%
4年度	1,048 45.8%	203 8.9%	963 42.1%	10 0.4%	62 2.7%	2,286 100%

※端数処理をしているため、内訳の合計は100%とならない場合がある。

図3 主な虐待者内訳(3年度)

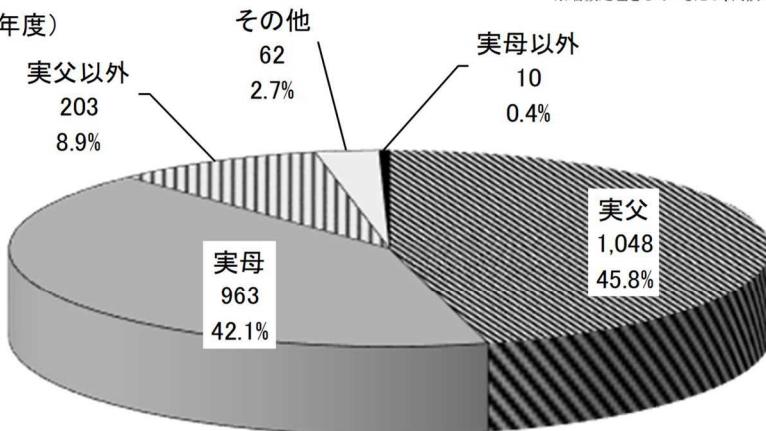
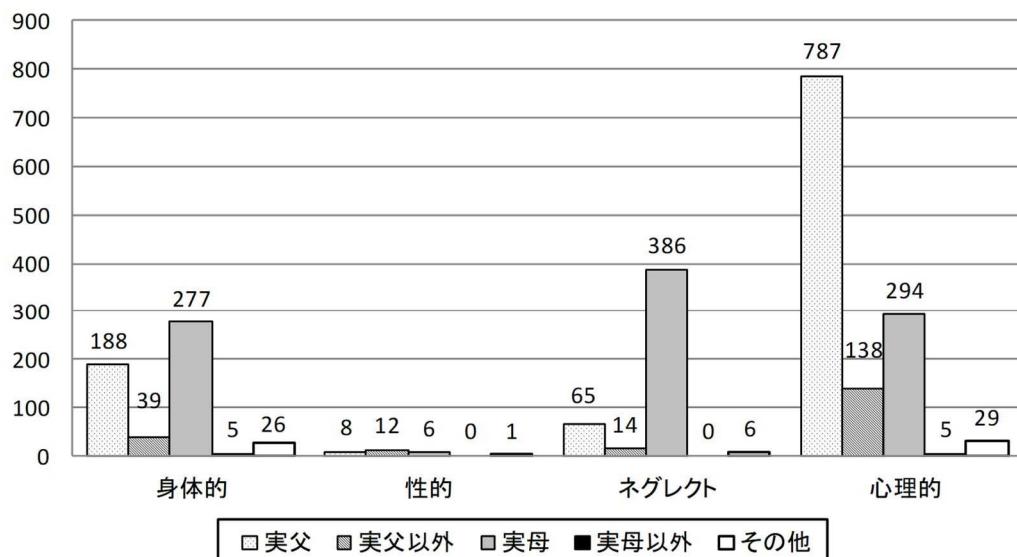


図4 主たる虐待者と虐待種別内訳(4年度)



主たる虐待者別に令和4年度の虐待種別をみると、実父による心理的虐待が787件と最も多い。また、実母によるものはネグレクトが多かった。

II 相談業務

(3) 被虐待児の年齢構成

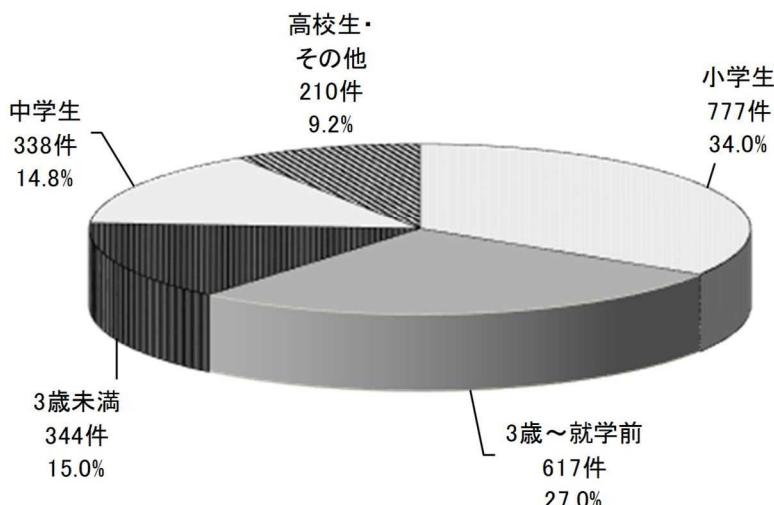
「小学生」の割合が最も高くなっているが、「3歳未満」と「3歳～就学前」を合計した未就学児の件数は多くなっており、引き続き未就学児童の割合が4割を超えていている。

(単位：人)

	3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生・その他	合 計
2年度	459 20.1%	654 28.6%	882 38.6%	377 16.5%	190 8.3%	2,562 100%
3年度	411 18.0%	578 25.3%	873 38.2%	363 15.9%	177 7.7%	2,402 100%
4年度	344 15.0%	617 27.0%	777 34.0%	338 14.8%	210 9.2%	2,286 100%

※端数処理をしているため、内訳の合計は100%とならない場合がある。

図5 被虐待児の年齢構成と虐待種別内訳(4年度)



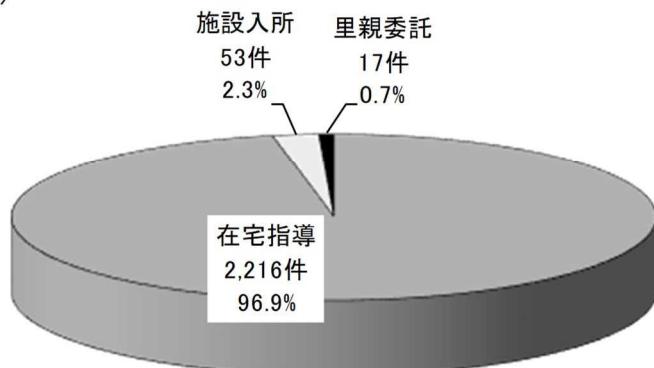
(4) 処遇種別

令和4年度の処遇別では、在宅指導が2,216件と最も多く、施設入所は令和3年度と比較して減少している。在宅指導には児童福祉司指導、継続指導、助言指導等が含まれる。

(単位：人)

	在宅指導	施設入所	里親委託	合 計	左記処遇のうち、一時保護所入所者数（内委託分）
2年度	2,482	65	15	2,562	340 (183)
3年度	2,308	75	19	2,402	328 (167)
4年度	2,216	53	17	2,286	360 (188)

図6 処遇種別内訳(4年度)



(5) 通告・相談経路別認定件数

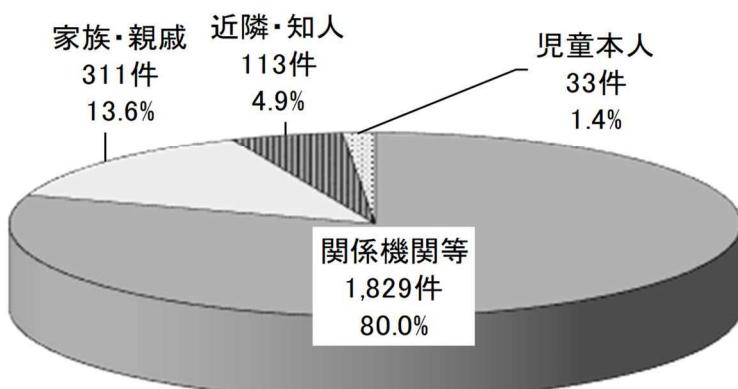
通告・相談経路別では、警察をはじめとする関係機関からを経路とするものが最も多く、全体の8割以上を占めている。

(単位：人)

		2年度	割合	3年度	割合	4年度	割合	
家族	虐待者本人	父親	33	1.4%	24	1.0%	35	1.5%
		母親	161	6.7%	204	8.9%	170	7.4%
		その他	0	0.0%	2	0.1%	3	0.1%
	虐待者以外	父親	10	0.4%	11	0.5%	13	0.6%
		母親	42	1.7%	43	1.9%	47	2.1%
		その他	22	0.9%	18	0.8%	12	0.5%
親 戚		26	1.1%	13	0.6%	31	1.4%	
児童本人		25	1.0%	23	1.0%	33	1.4%	
近隣・知人		159	6.6%	141	6.2%	113	4.9%	
関係機関等	福祉事務所・児童委員等	139	5.8%	100	4.4%	111	4.9%	
	保健センター	34	1.4%	30	1.3%	42	1.8%	
	保育所・児童福祉施設等	24	1.0%	30	1.3%	80	3.5%	
	医療機関等	48	2.0%	49	2.1%	20	0.9%	
	学校等	169	7.0%	193	8.4%	134	5.9%	
	警察	1,590	66.2%	1,469	64.3%	1,397	61.1%	
	その他	80	3.3%	52	2.3%	45	2.0%	
合 計		2,562	107%	2,402	105%	2,286	100%	

※端数処理をしているため、内訳の合計は100%とならない場合がある。

図7 通告・相談経路別認定内訳(4年度)



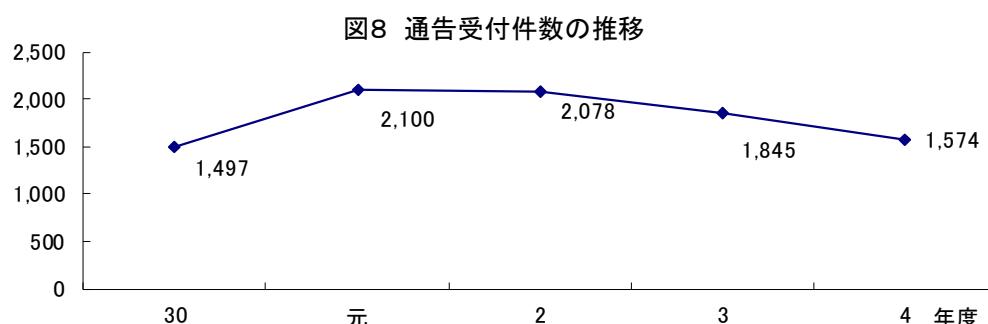
II 相談業務

(6) 児童虐待の通告受付件数

ア 通告受付件数

令和4年度における通告受付件数は1,574件であり、前年度からやや減少した。

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
通告件数（世帯数）	1,497	2,100	2,078	1,845	1,574
増減率	—	40.3%	▲1.0%	▲11.2%	▲14.7%
通告のうち虐待認定（件）	839	1014	1,163	1,050	855
参考 通告件数（児童数）	2,170	2,510	3,150	2,668	2,280

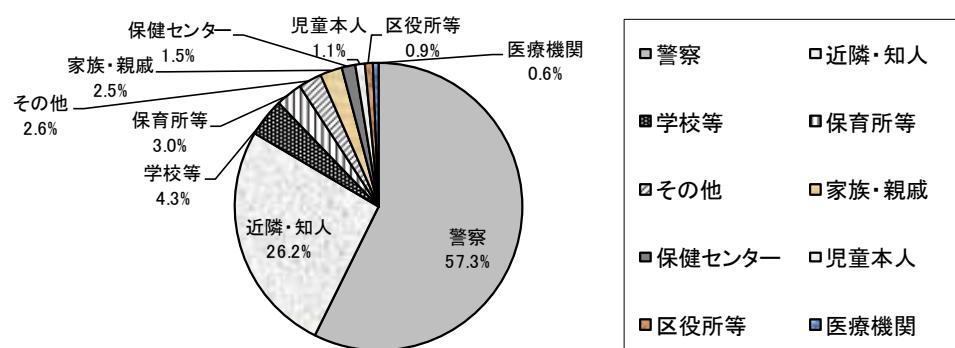


イ 通告受付件数

通告経路は、令和4年度は警察からのものが902件と最も多く、次に近隣・知人からのものが412件である。この2つの経路で全通告の8割以上を占めている。

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
家 族	父	24	29	13	12
	母	14	18	10	15
	その他	1	9	1	4
親戚	37	29	30	22	14
児童本人	9	14	21	20	17
近隣・知人	391	598	567	564	412
区役所・児童委員等	28	19	44	22	14
保健センター	1	8	4	8	24
保育所・児童福祉施設等	27	22	33	35	47
医療機関	29	28	28	23	10
学校等	79	107	83	119	68
警察	831	1150	1187	958	902
その他	26	69	57	43	41
合 計	1,497	2,100	2,078	1,845	1,574

図9 児童虐待通告経路内訳(4年度)



(7) 子ども安心ホットラインの運営状況

平成23年度から児童相談所内に電話による「子ども安心ホットライン（子ども虐待相談）」を開設した。夜間・休日は専門の電話相談員が常駐するなど、365日24時間体制で運用している。

ア 相談状況（相談種別内訳）

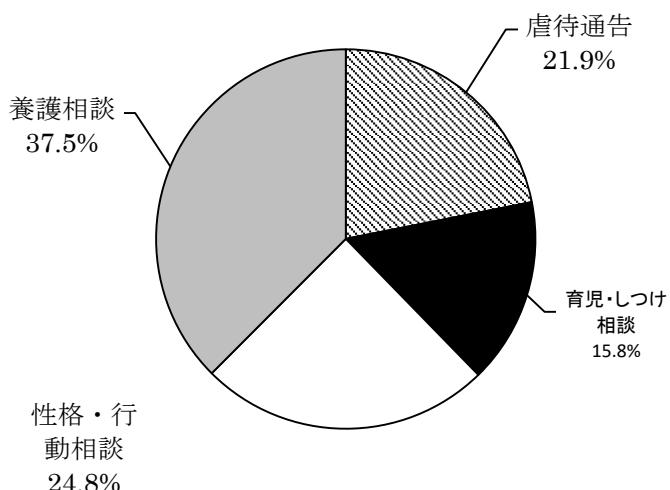
令和4年度中に電話相談員が対応した相談件数は、3,104件。うち、「その他相談」を除いた件数は1,626件である。

(単位：件)

虐待通告	育児・しつけ	性格・行動	養護相談	その他	合計
356	257	403	610	1,478	3,104

図10は、相談種別のうち、問合せ、苦情、子ども以外の相談等が大半を占める「その他（1,478件）」を除く相談件数1,626件の内訳。
最も多いのは「養護相談」の610件であり、全体の37.5%を占めている。

図10「相談種別」の内訳（令和4年度）



イ 曜日別内訳

1週間のうち、電話相談員が最も多く応じた曜日は土曜日で、次いで日曜日であった。

曜日	月	火	水	木	金	土	日
件数	206	209	230	201	203	301	276

※その他を除いた相談種別の内訳

ウ 時間帯別内訳

日中時間帯（8時～16時）以外で1,185件対応しており、児童相談所の閉所時間に多くの相談が入っている。

時間帯	0時～4時	4時～8時	8時～12時	12時～16時	16時～20時	20時～24時
件数	139	181	226	215	474	391

※その他を除いた相談種別の内訳

II 相談業務

(8) 児童虐待対応業務の状況

ア 児童虐待の相談・対応体制の強化

(ア) 令和元年10月に、新たに緊急対応担当部長及び緊急対応担当課長を配置し、緊急対応担当課を設置。従来、相談判定一課及び二課に配置していた児童虐待通告に係る初期対応業務を担当する職員を緊急対応担当課に集約した。令和2年度には、調査担当係長1名及び児童福祉司等7名を増員するとともに、休日夜間児童虐待対応支援員7名を任用した。

令和4年度はさらに、係長職1名及び児童福祉司等2名を増員し、休日及び夜間の児童虐待通告に係る初期対応の体制を整備した。

(イ) 原則、通告から48時間以内に児童の安全を確認するため、児童家庭支援センターにも初期調査を委託し、夜間・休日の体制を維持している。令和2年度から市内1か所の児童家庭支援センターに業務を委託し、児童相談所だけでは対応できない場合の安全確認を行った。

(ウ) 平成23年度から児童相談所内に電話による「子ども安心ホットライン(子ども虐待相談)」を開設した。夜間・休日は、専門の電話相談員が常駐(平成27年度までは5名、平成28年度は7名、平成29年度から9名体制、令和2年度から11名体制)して365日24時間体制で運用している。

(エ) 従来から児童及び虐待した親に対するカウンセリング等を実施、また、平成17年度以降、「機中八策」、「ビデオ子育て支援法」等の手法を導入しケア強化を図っている。

イ 児童虐待関係予防・防止機関等との連携強化

(ア) 札幌市要保護児童対策地域協議会の設置

平成20年3月、従来の札幌市児童虐待予防・防止連絡会議を再編成し、札幌市要保護児童対策地域協議会(平成21年11月までは「札幌市子どもを守るネットワーク会議」の名称)を設置し、令和5年4月現在、50機関・団体で構成。また、設置に先がけ、地域における関係機関の連携及び情報共有を図るため、平成19年10月から概ね年3回、各区で係長レベルの実務者会議を開催している(平成23年度に「児童虐待対応サポートチーム」を改組し、児童相談所から各区健康・子ども課主催に変更)。

(イ) 各区要保護児童対策地域協議会との連携

平成21年度に各区に要保護児童対策地域協議会を設置し、実務者会議、個別ケース検討会議等を通じて関係機関との連携を図っている。

(ウ) 札幌市オレンジリボン地域協力員の設置

民生委員・児童委員等の各種委員、児童関係機関職員をはじめとした方々を対象に児童虐待に関する研修を行い、受講者を「札幌市オレンジリボン地域協力員」として登録し、児童虐待の発見・通報、情報提供や見守り等の活動を展開している。

新規登録者(研修の受講者)は、令和5年3月末現在で19,441名に上っている。

ウ 児童虐待防止、早期発見・早期対応に向けた啓発活動の強化

児童虐待防止推進月間(毎年11月)を中心に普及啓発活動を行っている。

(ア) オレンジリボン地域協力員全体研修会及び出前講座の実施

例年、10月から11月にかけて、民生委員・児童委員の新任者及び未受講者、保育所、学校等の未受講職員などを含めて研修会を開催している。令和4年度は会場にて3回、オンライン

II 相談業務

にて1回開催し、合計234名が参加した。

また、一般市民や民間企業の希望者を対象に出前講座形式での研修については、令和4年度は43回実施し1,486名が参加した。

(イ) 地下鉄車内広告の掲出

令和4年10月29日（土）から11月25日（金）まで、地下鉄全線全車両の車内まど上にポスター広告を掲出した。

(ウ) 北海道、北海道警察、札幌市等による街頭啓発等

例年11月にJR札幌駅西口構内において国際ソロプロミストやキワニスクラブ等ボランティアらとともに啓発用ティッシュ約3,000個を配布してきたが、新型コロナウィルス感染症の状況を踏まえ、令和4年度は中止した。

各区では、家庭児童相談室が中心となり、11月に啓発用ティッシュの配布等を実施した。

(エ) オレンジリボン講演会の開催

令和4年10月27日（木）から11月30日（水）まで講演会のWEB配信を行った。視聴回数は439回。

(オ) 医師による子ども虐待対応のための説明会の開催

令和5年1月20日（金）、オンライン形式で開催し、130名が参加した。

(カ) 職員のオレンジリボン着用推進

11月の児童虐待防止推進月間を中心に着用するよう、区役所等の職員に配布した。

(キ) 児童虐待防止パネル展の実施

令和4年11月1日（火）から11月11日（金）まで、本庁舎1階ロビーにて児童虐待防止を訴えるパネル展を実施した。

(ク) さっぽろテレビ塔のライトアップ

令和4年11月1日（火）、17時～20時にさっぽろテレビ塔をオレンジ色にライトアップした。

(ケ) 街頭大型ビジョン等を活用した相談機関の案内

札幌市子ども安心ホットライン等の児童虐待に関する札幌市の相談窓口についてPRする動画を作成し、札幌市公式YouTubeやHILOSHI（東西線大通駅コンコース内）等において放映した。

(コ) 民間企業と連携した児童虐待を防止する取組の実施

チラシ等の店舗への配架や、オレンジリボン地域協力員活動への協力、「189」を周知するステッカーの車両への貼付など、民間企業と連携の上、児童虐待防止に向けた普及啓発を実施した。

II 相談業務

5. 処遇の内容

種 別	内 容
面接指導	助言指導 1回ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供を行うこと。
	継続指導 複雑困難な問題を抱える児童・保護者を通所させ、あるいは必要に応じて訪問等の方法により、継続的に心理療法やカウンセリング等、専門的な指導を行うこと。
	他機関あっせん 当所で相談・指導を行うより、他の児童相談所、福祉事務所、保健所、病院、教育相談所等の他機関に相談した方が良いケースを、該当機関に移管、あっせん、紹介すること。
児童福祉司指導	非行児や不登校児等で問題が複雑な家庭環境に起因し、長期にわたる継続的な指導を必要とする場合で、児童福祉司が、福祉事務所、児童委員その他関係機関と連携して、家庭や学校等を訪問し、環境整備を行うなど、専門的な指導を行うこと。
児童委員指導	非行・養護相談等において、問題が家庭環境にあり、比較的軽度のケースの指導を各地域の児童委員が行うこと。
児童家庭支援センター指導	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により、児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられる事例に対し、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等を行うこと。
訓戒・誓約	児童または保護者に注意を喚起することで、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行い、必要に応じて誓約書を提出させること。
児童福祉施設入所	家庭養護のできない児童や心身障がいのある児童等を児童福祉施設に入所させて必要な指導、療育訓練等を行うこと。
指定医療機関委託	厚生労働大臣の指定医療機関に、進行性筋萎縮症児・重症心身障がい児の療養を委託すること。
里親・ファミリーホーム委託	里親として登録された人または小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に、児童の養育を委託すること。
市町村送致 福祉事務所送致 (社会福祉主事又は 知的障害者福祉司の 指導を含む) 市町村長等報告・告知	児童及び妊産婦の福祉に関し情報提供や相談等を市町村長が行う必要がある場合、福祉事務所に配置される知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当である場合、保育の利用等が適当な場合に、それぞれ送致または報告・通知すること。
家庭裁判所送致	家庭裁判所の審判に付することが適当である児童、強制的措置を必要とする児童等を家庭裁判所に送致すること。
その他	施設入所措置延長、迷児、指導打ち切り等、上記以外の処理によるもの。

6. 相談処理状況

表1 令和4年度相談種類別対応件数

区分	対応件数(前年度の繰越分を含む)												未対応件数(年度末現在)	前年度の繰越(再掲)								
	面接指導		児童指導		児童委員指導		児童福祉司指導		児童機関あつせん		通所		指定医療機関委託	里親・扶助親・アドバイス委託	自立援助システム委託措置	よる家庭裁判所送致に係る第2家庭裁判所送致に係る第1項第4号に該当する家	障がい児入所施設等約の他					
	助言	継続指導	児童指導	家庭支援指導	児童委員指導	児童指導	児童福祉司指導	児童機関あつせん	児童機関あつせん	児童機関あつせん	児童機関あつせん	児童機関あつせん	通所	通所	通所	通所	通所					
養護相談	2,732	888	3	204	0	37	2	0	6	1	77	0	0	60	22	0	0	300	4,332	0	0	0
児童虐待相談	1,583	315	2	180	0	13	2	0	5	1	37	0	0	26	7	0	0	115	2,286	0	0	0
その他相談	1,149	573	1	24	0	24	0	0	1	0	40	0	0	34	15	0	0	185	2,046	0	0	0
保健相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
障がい相談	2,217	5	0	0	1	0	0	0	78	0	1	0	0	0	0	0	0	285	34	2,621	2	0
肢体不自由相談	30	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	246	8	287	0	0
視聴覚障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語器達障がい等相談	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
重症心身障がい相談	18	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	12	0	31	1	0
知的障がい相談	1,698	2	0	0	0	1	0	0	71	0	1	0	0	0	0	0	0	27	15	1,815	1	0
発達障がい相談	469	2	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	4,86	0
非行相談	53	38	6	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5	2	0	25	134	0	0
兎犯行為等相談	26	31	6	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	2	0	15	86	0	0
触法行為等相談	27	7	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	10	48	0	0
育成相談	140	196	0	5	0	2	0	0	0	0	10	0	0	2	1	0	0	27	383	1	0	0
性格行動相談	117	167	0	4	0	0	0	0	0	0	10	0	0	2	1	0	0	23	324	1	0	0
不登校相談	18	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	47	0	0	0
適性相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
育児・しつけ相談	4	4	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0
その他相談	19	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,115	0	9
合計	5,161	1,132	9	213	0	40	2	0	84	1	89	0	0	62	28	2	285	1,478	8,586	3	9	0

表2 年度別・区別対応件数

II 相談業務

措置停止・措置中等の調査・診断・指導

(単位:件)

区分	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	18	2,844
指定医療機関 身体障害者更生援護施設 知的障害者援護施設	1	14
里親	11	770

養護相談の理由別処理件数

(養護相談の理由)

(単位:件)

区分	失踪 家出 を含む	死 亡	離 婚	院入 傷病 を含 む	家族環境		その 他	合 計
					虐待	その 他		
児童福祉施設に入所	0	3	1	6	44	32	13	99
里親	1	4	0	4	26	18	7	60
面接指導	3	7	5	154	1,899	272	1,283	3,623
その他	2	2	0	22	316	32	176	550

(親権・後見人関係)

区分	法第28条第1項 第1号・第2号 による措置	法第28条第2項 による措置	親権喪失審判 の請求	親権停止審判 の請求
請求件数	2	0	0	1
承認件数	2	0	0	0

区分	管理権喪失審判 取消しの請求	親権喪失審判 取消しの請求	親権停止審判取 消しの請求	管理権喪失審判 取消しの請求
請求件数	0	0	0	0
承認件数	0	0	0	0

区分	後見人選任の請求	後見人解任の請求
請求件数	2	0
承認件数	1	0

II 相談業務

7. 家族支援事業

平成 18 年度から子育てに不安を抱えていたり、不適切な養育を行っている保護者に対してペアレントトレーニング等の支援を行ってきた。令和 2 年度は、従来の保護者支援を見直して家族支援事業として整理した。本事業は児童の家族に家族支援プログラムを実施し適切な養育方法を習得できるよう支援することで、児童虐待の防止及び家族再統合を図ることを目的としている。令和 4 年度は、10 世帯 14 名に対して家族支援プログラムを実施した。

※ ペアレントトレーニング：子どもの問題行動を減らし、望ましい行動を効果的にしつけられる教育的なスキルを保護者に身に付けてもらうことで、虐待の予防を図る。

家族支援プログラム実施数

	世帯数	実人数	実施回数
令和 2 年度	9 世帯	13人	37回
令和 3 年度	7 世帯	9 人	16回
令和 4 年度	10 世帯	14人	18回

8. メンタルフレンド事業

この事業は、平成3年4月に厚生省が定めた「ひきこもり・不登校児童福祉対策モデル事業」の一つである「ふれあい心の友訪問援助事業」として、平成9年7月から実施しているものであり、さまざまな社会的不適応を示し、家庭にひきこもりがちな児童等を対象に、児童相談所が行う訪問指導の一環として行っている。

児童との遊びやふれあいの中で、その児童の自主性や社会性などの伸長を援助することをねらいとしている。児童の兄または姉の世代に相当するボランティア学生を「メンタルフレンド」として概ね週1回派遣することとしている。

令和4年度実施状況

メンタルフレンド登録者数	派遣対象児童数	派遣回数
7名 (内訳) 北海道医療大学大学院 1名 北海道教育大学 2名 札幌学院大学 2名 札幌大谷大学 1名 北海学園大学 1名	7名	延べ 97 回

9. 里親・里子の状況

(1) 里親制度の意義

児童憲章には、「すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。」と定められているが、児童福祉法では、社会が家庭に替わる養育環境を与える「社会的養護」の具体的担い手として、児童福祉施設と並び里親制度を用意している。

里親制度は、家庭での養育に欠ける児童を、登録を受けた里親が自宅で養育し、児童の健全な育成を図るものであり、養育里親・養子縁組里親・専門里親・親族里親の4種類がある。

わが国における近年の社会的養護体制の方向性は「より家庭的な環境での養育」であるが、里親委託はこの方向性に合致した処遇であり、特に人間形成の基盤が確立する乳幼児期に有効な養育形態であると言われている。

(2) 里親・里子の現状

札幌市の里親登録数は、令和4年度末で411組である。その内、委託里親数は140組で委託率では34.1%である。また、里親等への委託児童数（後述のファミリーホームへの委託数を含む。）は令和4年度末で263人である。同時点の乳児院・児童養護施設への入所児童数は440人であり、措置に占める里親等委託率は37.5%となっている。

(3) 里親制度の拡充

国において平成21年4月の制度改正により、里親の種類の整理や里親手当の増額がなされ、「里親支援機関事業」として里親制度の普及促進・里親委託の推進支援事業が総合的に実施されている。

札幌市においても、里親制度普及促進事業（里親フォーラムの開催、里親研修開催など）および里親訪問等支援事業（里親家庭訪問支援など）を実施するほか、市内の乳児院及び児童養護施設に里親支援ソーシャルワーカーを設置し、更なる制度拡充や委託の推進・安定化を図っている。

また、札幌市の登録里親で組織している「特定非営利活動法人札幌市里親会」の活動を支援し、里親間の自助活動に協力している。この里親会では、札幌市の里親支援事業の一部受託のほか、研修事業（新規里親・合同）・優良里親の表彰等事業など、里親による自助活動・自主的活動の促進に努めている。

さらに、平成30年度より、家庭養護の質の確保と里親委託の更なる拡大を図ることを目的に、札幌市里親トレーニング等事業を開始した。事業内容は毎年レベルアップしており、令和4年度からは、里親のリクルート、研修及び訪問支援等を包括的に実施する、札幌市フォースターリング事業及び札幌市乳幼児フォースターリング事業、札幌市障がい児フォースターリング事業として、市内三つの社会福祉法人へ委託している。

なお、一定以上の養育経験を持つ里親等を養育者として、自宅で5～6人の子どもを養育する「小規模住居型児童養育事業（通称ファミリーホーム）」事業が平成21年から開始されている。里親同様、家庭養護の一形態ながら、里親と施設の中間的な性格を持つ制度であり、令和4年度末で本市内に15事業所が設置され、70人の児童が入所している。

II 相談業務

表1 里親・里子の推移

年度区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録里親世帯数	246	262	301	330	411
養育里親（専門里親兼務を除く）	185	193	224	249	320
養育里親（専門里親兼務）	27	26	29	27	28
養子縁組里親	21	32	37	42	50
親族里親	13	11	11	12	13
委託里親世帯数（※）	118	119	130	135	140
札幌児相からの里親委託	113	115	124	130	135
他児相からの里親委託	7	6	8	5	8
委託児童数	160	168	173	186	194
市内里親への委託	146	154	160	169	175
市外里親への委託	14	14	13	17	19

表2 里子の委託・解除の推移

(単位: 人)

年度区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規委託	51	57	58	70	61
里親	43	34	45	48	44
アボリーホーム	8	23	13	22	17
委託解除	45	43	50	52	38
家庭復帰	8	13	11	11	12
養子縁組	3	2	6	13	6
満年齢	5	7	4	4	3
就職	7	5	3	4	3
措置変更	8	10	19	19	9
その他	14	6	7	1	5

II 相談業務

表3 里親に委託されている児童の状況

(単位: 人)

区分	新規又は措置変更により委託された児童数			措置を解除又は変更された児童数										年度末現在委託児童数		
	児童福祉施設から受託	家庭から受託	その他の合計	解除					変更							
				帰宅	養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	その他	合計	児童福祉施設に入所	他の里親に委託	その他の合計		
里親に委託された児童	11	26	7	44	7	6	3	0	0	1	5	22	3	1 0	4	194
ファミリーホームに委託された児童	1	12	4	17	5	0	0	0	0	2	0	7	2	0 2	4	70

(単位: 人)

区分	年齢級別委託児童数					
	0歳	1~6歳	7~12歳	13~15歳	16歳以上	合計
里親に委託されている児童	男	1	26	40	14	12 93
	女	3	32	21	15	30 101
ファミリーホームに委託されている児童	男	0	4	10	15	5 34
	女	0	7	13	6	10 36

10. 児童家庭支援センター ✨✨✨✨✨

児童家庭支援センターは、地域における子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる施設として、児童虐待・非行・保護者の子育て不安など複雑多様化する児童問題に対応し、電話による子育て相談及び緊急時の訪問相談等を行っている。

より身近な地域の中で、子育て中の地域住民が気軽に相談できる重要な窓口となっており、問題が深刻化する前に対応できることから虐待などの防止にもつながっている。

現在、市内には興正こども家庭支援センター（北区）、羊ヶ丘児童家庭支援センター（豊平区）、札幌南こども家庭支援センター（南区）、札幌乳児院児童家庭支援センター（白石区）、はくよう児童家庭支援センター（西区）、なんそうえん子ども家庭支援センター（中央区）の6か所がある。

夜間・休日における児童虐待通告等への初期調査業務について、令和2年度から継続して、興正こども家庭支援センター1か所に委託しており、令和4年度の委託件数は年間18件となった。令和5年度も引き続き興正こども家庭支援センター1か所に委託している。

種別 相談援助 形態	養護相談			保健 心 身 障 害 相 談	非行相談			育成相談					子ど の の 対 人 関 係 相 談	D V 相 談	その 他 の 相 談	合 計
	虐 待 相 談	養 護 相 談	小 計		ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	小 計	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	養 育 相 談	小 計				

興正こども家庭支援センター（平成12年4月設置）

電話相談	209	414	623	7	107	4	0	4	267	180	12	325	784	6	12	18	1,561
来所相談	63	64	127	0	16	0	0	0	121	51	3	35	210	1	4	1	359
訪問相談	56	58	114	1	31	0	0	0	179	37	0	82	298	0	0	0	444
心理療法等	18	60	78	0	2	0	0	0	72	13	0	54	139	0	0	0	219
メール相談	55	25	80	0	20	0	1	1	173	43	0	49	265	3	0	0	369
手紙相談	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	402	621	1,023	8	176	4	1	5	813	324	15	545	1,697	10	16	19	2,954

羊ヶ丘児童家庭支援センター（平成17年4月設置）

電話相談	28	545	573	26	1	2	0	2	51	11	4	46	112	18	1	179	912
来所相談	10	90	100	2	0	1	0	1	4	0	0	6	10	1	0	5	119
訪問相談	2	16	18	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	22
心理療法等	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
メール相談	0	1	1	5	0	0	0	0	15	1	0	3	19	0	0	3	28
手紙相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	40	652	692	33	1	3	0	3	71	12	4	59	146	19	1	187	1,082

札幌南こども家庭支援センター（平成22年4月設置）

電話相談	18	410	428	0	0	0	0	0	81	55	0	33	169	2	0	30	629
来所相談	1	90	91	0	0	0	0	0	7	0	0	0	7	0	0	0	98
訪問相談	2	8	10	0	0	0	0	0	25	37	0	0	62	0	0	0	72
心理療法等	0	28	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28
メール相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
手紙相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	21	536	557	0	0	0	0	0	113	92	0	33	238	2	0	30	827

II 相談業務

種別 相談援助 形態	養護相談			心 身 障 害 相 談	非行相談			育成相談				子 ど も の 対 人 関 係 相 談	D V 相 談	その 他 の 相 談	合 計
	虐 待 相 談	養 護 相 談	小 計		保 健 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	小 計	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	養 育 相 談	小 計		

札幌乳児院児童家庭支援センター（平成23年1月設置）

電話相談	9	664	673	57	9	0	0	0	31	36	5	267	339	7	4	60	1,149
来所相談	0	11	11	0	3	0	0	0	7	7	0	4	18	0	0	0	32
訪問相談	3	87	90	11	4	0	0	0	4	12	2	61	79	1	0	5	190
心理療法等	0	0	0	0	0	0	0	0	12	3	0	0	15	3	0	0	18
メール相談	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	1	1	8
手紙相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
小計	12	765	777	70	16	0	0	0	54	58	7	334	453	11	5	66	1,398

はくよう児童家庭支援センター（令和3年4月設置）

電話相談	27	560	587	0	60	0	1	1	44	12	0	36	92	0	0	161	901
来所相談	0	4	4	0	12	0	1	1	0	27	0	17	44	0	2	30	93
訪問相談	3	19	22	0	23	0	0	0	12	3	0	11	26	0	0	19	90
心理療法等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
メール相談	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	13
手紙相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	3	0	0	1	4
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
小計	30	583	613	0	97	0	2	2	56	44	0	65	165	0	2	223	1,102
合計	505	3,157	3,662	111	290	7	3	10	1,107	530	26	1,036	2,699	42	24	525	7,363

1. 判定業務の状況

(1) 診断及び検査の状況

(判定数及び相談種別の判定状況)

令和4年度の判定件数は2,897件（表1）で、令和3年度より75件減少している。分析として、最も多いのは障がい相談の2,102件で、令和3年度より18件増加している。次いで多いのは576件の養護相談であり、令和3年度より47件減少している。育成相談は181件で、令和3年度より20件減少している。非行相談は35件で、令和3年度より27件減少している。全相談件数8,586件に対する判定率は33.7%となっている（表2）。

なお、新型コロナウィルス感染症対策に基づく療育手帳再認定（再判定）時期の延長措置が終了し、知的障がい相談は、令和元年度並みに件数が増加した。

表1 相談種別判定件数の推移

(単位：件)

相談種別	年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
養 護 相 談		688	705	741	623	576
保 健 相 談		0	0	0	0	0
障 が い 相 談		1,940	2,006	1,361	2,084	2,102
肢 体 不 自 由		4	12	7	5	1
視 聴 覚 障 が い		0	0	0	0	0
言 語 発 達 障 が い 等		86	38	8	7	2
重 症 心 身 障 が い		17	25	18	23	14
知 的 障 が い		1,470	1,606	1,004	1,600	1,642
発 達 障 が い		363	325	324	449	443
非 行 相 談		65	47	71	62	35
ぐ 犯 行 為 等		55	38	61	43	25
触 法 行 為 等		10	9	10	19	10
育 成 相 談		220	216	213	201	181
性 格 行 動		194	202	196	183	161
不 登 校		15	11	13	14	17
適 性		2	0	0	1	0
し つ け		9	3	4	3	3
そ の 他 の 相 談		7	6	2	2	3
合 計		2,920	2,980	2,388	2,972	2,897

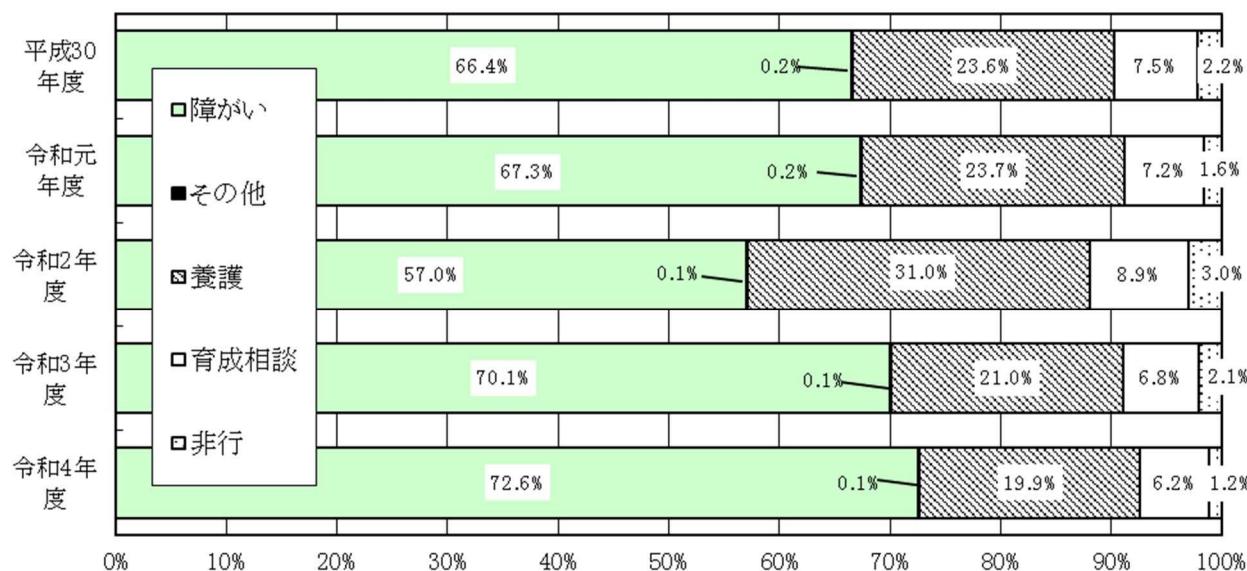
III 判定業務

(7割を占める障がい判定)

障がい判定は2,102件で全体の72.6%を占めている。そのうち、知的障がい1,642件、言語発達障がい等2件、発達障がい443件であった。これらについては、その多くは療育手帳などの福祉的諸制度の活用のための判定である。諸証明の交付数は2,123件（表3）で、令和3年度より225件減少している。

令和4年度の障がい判定件数の増加についても、療育手帳再認定（再判定）時期の延長（新型コロナウィルス感染症対策に基づく措置）終了によるものと考えられる。

図1 相談種別判定割合の推移



※端数処理をしているため、内訳の合計が100%とならない場合がある。

図2 障がい相談判定の内訳

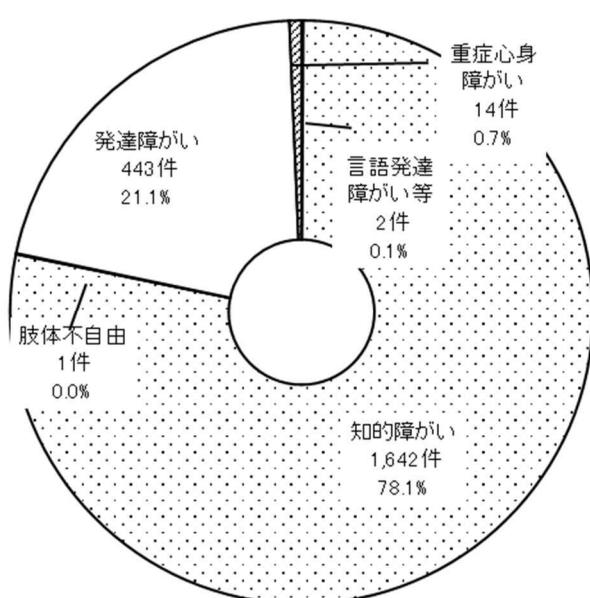
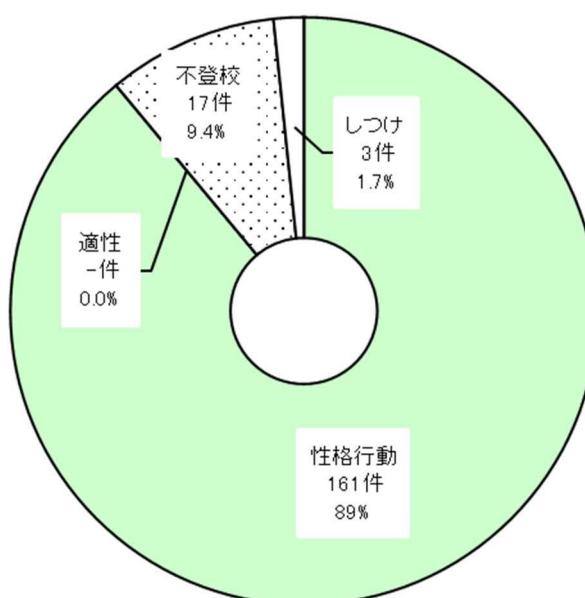


図3 育成相談判定の内訳



※端数処理をしているため、内訳の合計が100%とならない場合がある。

表2 判定率の推移

表2 判定率の推移

年度と 相談種別	判定状況	相談件数	判定件数	判定率 (%)
30年度		7,477	2,920	39.1
元年度		8,453	2,980	35.3
2年度		8,456	2,388	28.2
3年度		8,672	2,972	34.3
4年度		8,586	2,897	33.7
養護相談		4,332	576	13.3
保健相談		1	0	0.0
障がい相談		2,621	2,102	80.2
肢体不自由		287	1	0.3
視聴覚障がい		0	0	0.0
言語発達障がい等		2	2	100.0
重症心身障がい		31	14	45.2
知的障がい		1,815	1,642	90.5
発達障がい		486	443	91.2
非行相談		134	35	26.1
ぐ犯行行為等		86	25	29.1
触法行為等		48	10	20.8
育成相談		383	181	47.3
性格行動		324	161	49.7
不登校		47	17	36.2
適性		1	0	0.0
しつけ		11	3	27.3

III 判定業務

表3 諸証明用途別交付状況

用 途	年 度 新・再			3年度			4年度		
	新	再	計	新	再	計			
療育手帳判定	541	1,179	1,720	651	1,108	1,759			
特別児童扶養手当： 認定診断書	1	3	4	2	1	3			
特別児童扶養手当： 参考用検査結果	149	120	269	101	29	130			
障害児福祉手当 認定診断書・判定証明書	41	26	67	31	15	46			
障害児福祉手当 参考用検査結果	21	15	36	9	4	13			
障がい児保育認定	2	1	3	1	0	1			
幼稚園判定書	4	1	5	3	1	4			
同胞の保育所入所	0	0	0	0	0	0			
税控除	0	0	0	0	0	0			
高等養護学校受験	2	0	2	11	0	11			
就職	0	0	0	0	0	0			
1歳6か月児精密健診	0	0	0	0	0	0			
3歳児精密健診	0	0	0	0	0	0			
5歳児精密健診	0	0	0	0	0	0			
その他(その他の精密健診、通園証明、支援費等含む)	211	31	242	121	35	156			
合 計	972	1,376	2,348	930	1,193	2,123			

表4 心理学的検査(推移)

内 容 年 度	知能検査 ※1	発達検査 ※2	人格検査 ※3	その他 ※4	合 計
30 年 度	1,918	485	314	1,196	3,913
元 年 度	1,977	474	331	1,076	3,858
2 年 度	1,409	353	333	1,073	3,168
3 年 度	2,018	417	255	1,034	3,724
4 年 度	2,021	441	252	912	3,626

(注) ※1 田中ビネー知能検査V、改訂版鈴木ビネー検査、WISC-Vなど

※2 遠城寺式・乳幼児分析的発達検査、新版K式発達検査2020など

※3 P-Fスタディ、SCT、バウムテストなど

※4 面接、行動観察、プレイセラピーなど

III 判定業務

(2) 医学的診断・在宅重症心身障がい児（者）への訪問診断の状況

令和4年度の医学的診断（在宅重症心身障がい児（者）への訪問診断も含む）は、371件であった。

令和4年度には、7名の医師が幼児・児童の心身の発達や問題行動などについて医学的側面からの指導を行っている。

表5 医学的診断・検査（推移）

内容 年度	小児科	精神科	諸検査	重症心身 訪問等	合計
30年度	65	330	0	0	395
元年度	47	268	0	0	315
2年度	26	226	0	0	252
3年度	34	322	0	0	356
4年度	44	327	0	0	371

(3) 保健センターの健診後の精密健診の状況

令和4年度の保健センター健診後の精密健診の取り扱い件数は0件である。

表6 取扱件数(実数)

1歳6か月児	3歳児	5歳児	その他	合計
0	0	0	0	0

表7 心理診断(延べ数)

診断名	1歳6か月児	3歳児	5歳児	その他
言語遅滞	0	0	0	0
精神遅滞	0	0	0	0
精神発達遅滞	0	0	0	0
自閉症	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

表8 事後指導状況(延べ数)

指導指針	1歳6か月児	3歳児	5歳児	その他
母子通所指導（週1回）	0	0	0	0
母子通所指導（月1回）	0	0	0	0
児童発達支援センター待機	0	0	0	0
経過観察	0	0	0	0
他機関紹介	0	0	0	0
保育所活用	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

III 判定業務

2. 通所指導・心理療法の状況 ++++++

(1) 通所指導・心理療法の状況

令和4年度の通所指導数（2回以上）は656件で、令和3年度より21件減少している。指導回数別では5回以内の指導終了者が341件と約半数となっている。これらのケースについては、診断・指導方針を示した上で幼稚園・保育所や学校などの機関と連携をとりながら経過観察を続けていくものが多い。6回以上の指導を行ったケースは315件であり、そのうち10回以上の長期にわたるものは175件で令和3年度より19件減少している。これらのケースは長期の心理治療・療育指導を必要とするもので、不登校児・非行児・被虐待児などが対象となっている。

表1 通所指導回数内訳(推移) (単位:件)

回数 年度	2回	3～5回	6～9回	10回以上	合 計
30 年 度	171	200	188	188	747
元 年 度	102	279	217	172	770
2 年 度	162	229	188	170	749
3 年 度	165	176	142	194	677
4 年 度	178	163	140	175	656

(2) 小・中学生等の長期通所指導の状況

非行・不登校等の問題がみられる児童を対象として、令和4年度は217名の小・中学生、中卒児について長期指導が行われた。これらの児童は、家庭環境上の問題や学校不適応を背景に持っている場合が多く、個別面接を中心に指導し、自己認識の深まりを促したり、家族間の調整を行うなどしている。

表2 長期個別通所指導小・中学生等の状況(6回以上) (単位:人)

種別 区分		心身障がい	養 護	非 行	不 登 校	性格行動	そ の 他	合 計
小 学 生	男	0	40	0	1	14	0	55
	女	0	47	2	1	3	0	53
	計	0	87	2	2	17	0	108
中 学 生 以 上	男	1	30	5	3	25	0	64
	女	0	25	2	2	16	0	45
	計	1	55	7	5	41	0	109
合 計	男	1	70	5	4	39	0	119
	女	0	72	4	3	19	0	98
	計	1	142	9	7	58	0	217

(3) 医師による保護者へのカウンセリングの状況

平成 13 年度から、被虐待児の保護者や、強い育児不安を持つ保護者に対して、精神科医師によるカウンセリングを行っている。

被虐待児の保護者に対しては、児童福祉司による指導に並行して、必要に応じて精神科医によるカウンセリングを行っている。しかしながら、必ずしもカウンセリングに参加した全てのケースが継続して精神科医との面接を望むわけではない。参加の意思を表明しながらも実際には来所に至らない場合も少なからずある。令和 4 年度のカウンセリングの件数は 0 件であった。実質的に保護者へのカウンセリングでありながら子どもの診察としてカウントされているケースがかなりあるが、それはこの数字に含まれていない。

表3 カウンセリング来所件数

(単位:人)

	1回	2～5回	6回以上	合計(件)	累計(回)
2年度	4	0	0	4	4
3年度	1	0	0	1	1
4年度	0	0	0	0	0

1. 一時保護業務の概要

児童福祉総合センター内の児童相談所では、児童の心身の健全な成長・育成にとって望ましくない環境から児童を保護するために、一時保護業務を行っている。一時保護児童の相談種別は、養護、ぐ犯、触法、不登校、性格行動、知的障がい、その他の諸事情に分類され、また、児童の処遇の種類は児童福祉施設入所、里親委託、他の児童相談所等関係機関への移送、家庭引取、その他（就職、施設復帰、その他）に分類される。

一時保護は緊急保護、アセスメント、短期入所指導の必要がある場合に行われる。緊急保護は、遺棄や家出、虐待や放任等、保護者の欠如や養育・監護能力の脆弱により健全な育成が阻害される危険があり緊急の保護を必要とする場合、アセスメントは、適切かつ具体的な援助方針を定めるために一時保護による十分な行動観察や生活指導等を行う必要がある場合、短期入所指導は、短期間の心理療法やカウンセリング、生活指導等が有効である場合で諸条件により他の方法による援助が困難または不適当であると判断される場合にそれぞれ行われる。

一時保護は一時保護所にて行う場合（所内一時保護）のほか、一時保護専用施設、児童養護施設や里親等に一時保護を委託する場合（委託一時保護）もある。

2. 入所の状況

（1）一時保護の概況（R3.11.1から児童定数50名→70名へ拡充）

令和3年11月に仮設の一時保護所を開設して定員を拡充することで、一時保護所在所児童が定員を超過した日数が0日（同12日減）に減少した。

また、子どもの状況に応じて適切な支援を行うため、一時保護専用施設、里親やファミリーホーム、児童福祉施設等の多様な一時保護の場の確保を推進したことで、委託一時保護児童の延日数は17,810日（前年比4,756日増）に増加した。

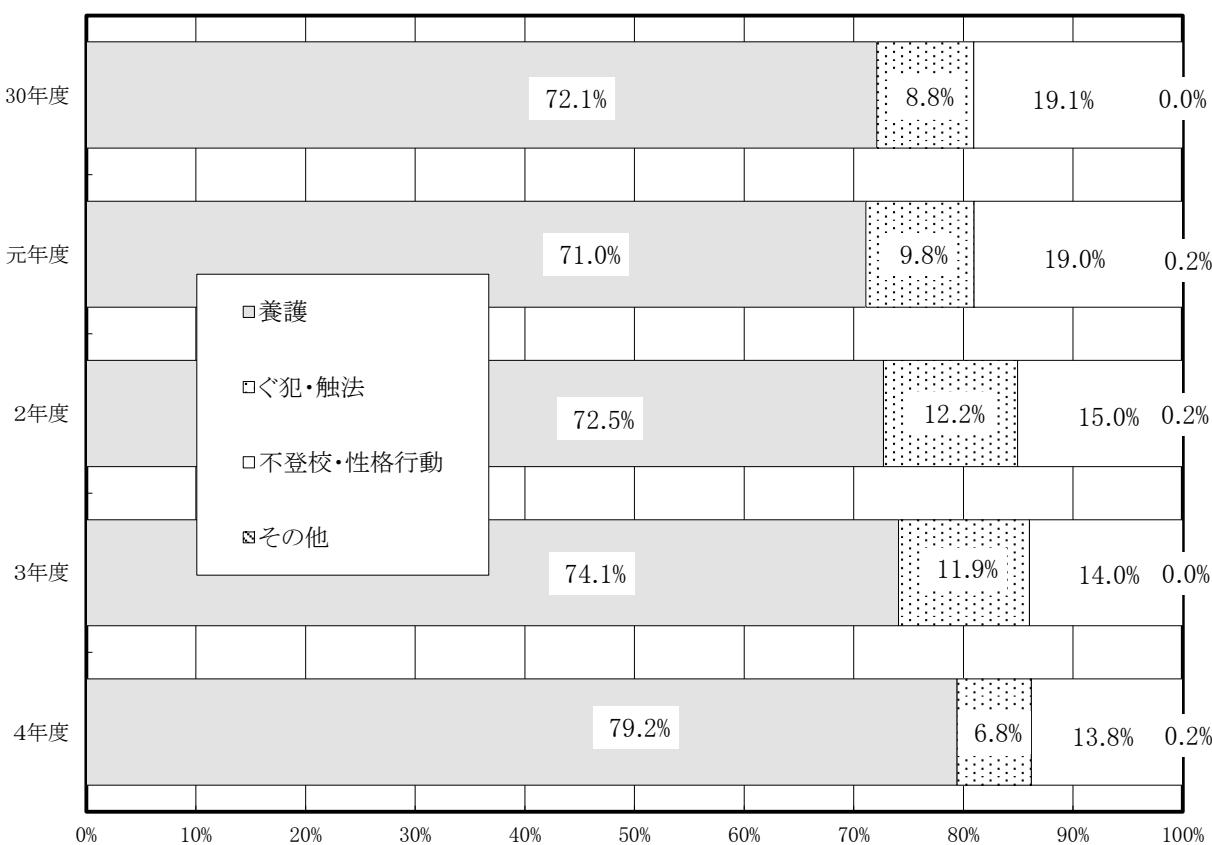
表1 一時保護児童数の推移(年度中に退所した児童)

区分 年度	延人員（人）	延日数（日）	一日平均在所児童数（人）	一人平均在所日数（日）	在所児童が定員を超えた日数（日）
30年度	363	14,180	38.8	39.1	0
元年度	458	16,356	44.7	35.7	189
2年度	459	17,982	49.3	39.2	117
3年度	494	17,286	47.4	35.0	12
4年度	443	17,277	47.3	39.0	0

表2 委託一時保護児童数の推移(年度中に解除した児童)

区分 年度	延人員（人）	延日数（日）	一日平均委託児童数（人）	一人平均委託日数（日）
30年度	346	7,489	20.5	21.6
元年度	513	11,717	32.0	22.8
2年度	541	11,787	32.3	21.8
3年度	514	13,054	35.8	25.4
4年度	611	17,810	48.8	29.1

図1 相談種別一時保護割合の推移



※端数処理をしているため、内訳の合計が100%とならない場合がある。

(注) 数値は、各年度内に一時保護所を退所した児童が対象。

一時保護児童数（実人員）の相談種別推移では、養護事情による入所が最も多く、令和4年度で79.2%を占めている。次いで、不登校・性格行動事情は13.8%、ぐ犯・触法事情によるものが6.8%となっている。例年、養護事情による保護が首位を占めている。

(2) 年齢別入所状況

単位（人）

年齢区分	1 以下	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	合 計
延人員計		77				125						241							443
			(17.4%)						(28.2%)									(100.0%)	
延日数計		2,867				5,118						9,292							17,277
			(16.6%)						(29.6%)									(100.0%)	

※端数処理をしているため、内訳の合計が100%にならない場合がある。

(注) 数値は、各年度内に一時保護所を退所した児童が対象。

年齢別では、12歳以上の児童の保護が241人(54.4%)で最も多く、前年度同様、年齢層の高い児童の占める割合が高い。

3. 一時保護児童の生活

児童の日常生活については、下表のとおりである。起床から就寝まで、規則正しい生活を指導とともに、日課を通して生活指導を行っている。また、学齢児には、その子どもの学力に応じたプリントを中心とする学習指導や土曜日の図工指導を行っている。

児童の生活が単調にならないように、体育指導を月に2回、課外指導と手作り指導(昼食・おやつ)を月に各1回実施している。

児童日課表(男子棟)

	月	火	水	木	金	土	日
7:00							
					起床、洗面、掃除		
8:00					朝食(5分前に食堂集合、食後は自由時間)		
8:50				日記			
9:30			ラジオ体操、朝礼、居室点検				
9:50			学習時間(一時間目)				
10:20			休み時間				
10:25			学習時間(二時間目)			図工	自由時間
10:55			休み時間				
11:00			学習時間(三時間目)				
11:30			自由時間				
12:00			昼食(5分前に食堂集合、食後は自由時間)				
13:00	児童会				自由時間		
14:40				おやつ(5分前に食堂集合)			
15:00	日課 「近隣の公園遊び」 (雨天時は自由時間)		体育館 (第2・第4水曜)		日課 「近隣の公園遊び」 (雨天時は自由時間)		自由時間
16:30	入浴	シャワー	入浴	シャワー	入浴	シャワー	自由時間
17:00	自由時間	自由時間	自由時間	自由時間	自由時間	自由時間	
18:00			夕食(5分前に食堂集合)				
			自由時間				
19:20				おやつ(5分前に食堂集合)			
				自由時間			
21:00				就寝準備			
22:00				消灯			

※日課については、女子棟、小学生棟、幼稚棟において多少の相違がある。

4. 退所の状況

措置の概要

一時保護所を退所した児童 443 人のうち 227 人 (51.2%) が家庭引取となっている。

また、その他（主に児童福祉施設への一時保護委託）が 171 人 (38.6%)、児童福祉施設入所が 32 人 (7.2%) と続いている。

表 1 一時保護児童の相談種別措置等状況

相談種別 区分	養 護	ぐ犯・触法	不登校・ 性格行動	その他	合 計	割 合 (%)
前 年 度 未 措 置 件 数	30	8	5	0	43	
本 年 度 受 理 件 数	364	28	58	1	451	
本 年 度 措 置 件 数	351	30	61	1	443	100.0
児童福祉施設入所	27	1	4	0	32	7.2
里親委託	1	0	1	0	2	0.5
関係機関へ	2	8	0	0	10	2.3
家庭裁判所送致	0	0	1	0	1	0.2
帰 宅	178	13	36	0	227	51.2
その他	143	8	19	1	171	38.6
割 合 (%)	79.2	6.8	13.8	0.2	100.0	
本 年 度 未 措 置 件 数	43	3	5	0	51	

※端数処理をしているため、内訳の合計が100%にならない場合がある。

5. 年齢別相談種別一時保護件数（受付） ✨✨✨✨✨✨✨

年齢(歳) 種別及び性別		1 以 下	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18 以 上	合 計	構成 比 (%)	
男 子		養護	3	7	6	14	10	4	16	7	9	11	13	20	12	11	14	10	6	0	173	80.8
		心身障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
		ぐ犯行為等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	3	1	2	0	10	4.7
		触法行為等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	4	1.9
		性格行動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	16	3	2	2	1	1	27	12.6
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
		小計	3	7	6	14	10	4	16	7	9	11	13	23	28	18	21	14	9	1	214	100.0
女 子		構成比(%)	1.4	3.3	2.8	6.5	4.7	1.9	7.5	3.3	4.2	5.1	6.1	10.7	13.1	8.4	9.8	6.5	4.2	0.5	100.0	
		養護	3	15	8	11	8	9	8	10	12	11	17	12	14	14	15	9	15	0	191	80.6
		心身障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.4
		ぐ犯行為等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	6	2	2	0	0	12	5.1
		触法行為等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0.8
		性格行動	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	2	4	2	15	3	2	0	31	13.1
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
合 計		小計	3	15	8	11	8	9	8	10	14	11	19	14	19	22	34	14	18	0	237	100.0
		構成比(%)	1.3	6.3	3.4	4.6	3.4	3.8	3.4	4.2	5.9	4.6	8.0	5.9	8.0	9.3	14.3	5.9	7.6	0.0	100.0	

※端数処理をしているため、内訳の合計は100%にならない。

年齢別では、12歳以上の中高（卒）生の保護が235人で全体の二分の一以上を占めている。

一時保護の種別では、養護事情によるものが364人（80.7%）で最も多く、年代も幼児から学齢児まで幅広く分布している。ぐ犯・触法は22人（4.9%）でほとんどが14歳から17歳に集中、性格行動は58人（12.9%）で9歳からが多くなっている。

1. 家庭児童相談室

平成 22 年度から各区の健康・子ども課に家庭児童相談員（会計年度任用職員）を配置し、平成 23 年度からは係長職を加えた 2 名体制で「家庭児童相談室」を設置している。

平成 28 年度、各区に担当職員 1 名を、令和 2 年度から 4 年度にかけて各区に家庭児童相談員 1 名と児童人口の多い 6 区（中央、北、東、白石、豊平及び西）に担当職員 2 名を増員し、各区 4 ~ 6 名体制としている。

家庭児童相談室は、児童相談所とともに児童虐待通報・通告の受理及び初期調査を行うほか、子どもの福祉に関する身近な相談窓口として養育相談等の電話・来所相談を受け、必要に応じて家庭訪問、学校訪問等を実施し、関係機関と連携をとりながら支援活動を行っている。

また、要保護児童等を複数の関係機関等で協議・支援する場である区要保護児童対策地域協議会の事務局として、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を運営している。国が各市町村に設置を求めている「子ども家庭総合支援拠点」については、支援拠点の中核的機能を果たしている家庭児童相談室に、国が示す職員配置基準を満たす人員数を配置したことから、令和 4 年度より各区保健センターに子ども家庭総合支援拠点としての機能を位置付けている。

(1) 家庭児童相談室の相談状況

表 1 内容別年齢別相談

(単位：件)

種別	養護相談		保健相談	障がい相談					非行相談		
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達障がい等	重症心身障がい	知的障がい	発自閉症がい	ぐ犯行等	触法行為等
2 年度合計	295	4,739	14	-	-	16	2	6	64	13	2
3 年度合計	297	6,112	8	-	-	24	3	9	50	14	1
4 年度合計	415	6,556	15	1	-	21	3	21	83	11	3
0 歳～6 歳	226	4,049	2	1	-	9	-	6	25	-	-
7 歳～12 歳	139	1,757	9	-	-	10	2	11	48	4	-
13 歳～15 歳	37	559	4	-	-	2	-	3	9	4	3
16 歳～17 歳	13	182	-	-	-	-	1	1	1	3	-
18 歳～	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-

種別	育成相談				その他の相談	合計	いじめ（再掲）相談
	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ			
2 年度合計	155	312	13	30	261	5,922	-
3 年度合計	156	299	8	32	117	7,130	-
4 年度合計	236	363	27	48	67	7,870	-
0 歳～6 歳	31	13	7	20	50	4,439	-
7 歳～12 歳	142	195	11	16	10	2,354	-
13 歳～15 歳	50	135	7	9	6	828	-
16 歳～17 歳	11	18	2	2	1	235	-
18 歳～	2	2	-	1	-	14	-

表2-1 内容別相談（区毎）〈令和4年度〉

種別	区	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	合計
養護相談	838	1,021	1,066	948	415	780	302	493	767	341	6,971	
虐待相談（再掲）	18	99	37	34	45	117	32	15	11	7	415	
保健相談	2				2	5			2	4	15	
障がい肢体不自由相談									1		1	
視聴覚障がい等	1	5	1	2	2	5		1	3	1	21	
言語発達障がい等											-	
重症心身障がい相談		1	1	1			1				3	
知的障がい相談	6	3		7	4				1		21	
発達障がい相談	2	22	4	4	16	11	2		14	8	83	
非行相談	4	1				3			1	2	11	
性格行動等相談			2						1		3	
不登校相談	19	67	29	55	63	38	20	27	32	13	363	
適性育児・しつけ相談	3	1	1	3	4	1	7	1	6		27	
その他の相談	1	5	6	2		7	9		17	1	48	
合計	888	1,188	1,145	1,039	533	893	351	545	875	413	7,870	
いじめ相談（再掲）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

表2-2 年齢別相談（区毎）〈令和4年度〉

種別	区	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	合計
0歳～6歳	580	671	706	659	236	468	174	271	463	211	4,439	
7歳～12歳	214	370	287	268	202	282	118	186	281	146	2,354	
13歳～15歳	73	108	112	82	77	113	50	74	101	38	828	
16歳～17歳	21	39	39	29	18	26	9	13	27	14	235	
18歳～		1	1		4		1	1	3	4	14	
合計	888	1,188	1,145	1,039	533	893	351	545	875	413	7,870	

V 家庭児童相談室

(2) 各区要保護児童対策地域協議会実務者会議、個別ケース検討会議の状況

表3-1 実務者会議取扱数

区	年度	4年度							
		児童相談所				区(家児相)			
		新規		継続		新規		継続	
		世帯	人數	世帯	人數	世帯	人數	世帯	人數
中央		66	84	194	265	194	243	591	930
北		56	90	154	203	253	352	532	977
東		94	143	290	449	198	266	624	1,010
白石		27	40	116	166	163	264	710	1,109
厚別		15	20	59	85	69	98	264	453
豊平		24	35	91	138	172	262	508	872
清田		13	17	32	43	34	40	222	396
南		26	31	94	133	96	146	246	432
西		34	49	168	241	101	164	380	705
手稻		16	21	50	76	54	80	139	261
合計		371	530	1,248	1,799	1,334	1,915	4,216	7,145

※継続は令和5年3月末時点

表3-2 個別ケース検討会議開催回数、検討事例数

区	年度	3年度		4年度	
		開催回数	検討事例数	開催回数	検討事例数
中央		51	88	60	78
北		61	111	80	136
東		96	170	70	129
白石		71	121	90	124
厚別		23	28	25	39
豊平		70	135	114	178
清田		36	84	32	52
南		45	56	34	66
西		65	99	67	119
手稻		36	53	25	43
合計		554	945	597	964

注：一事例につき複数回検討例あり。

1. 療育指導業務の概要

(1) 先天性障がい児早期療育事業（こやぎの広場）

平成7年度から実施している本事業は、出生後間もなく判明するダウン症などの先天性障がいのある乳幼児への超早期療育を目的としている。週に一度児童福祉総合センターにおいて、保育士・心理療法士等の専門スタッフが、保護者の不安な気持ちを受け止め、子どもの心身の発達を促すとともに育児全般に必要な情報の提供を行っている（近年の利用はないが、保護者の希望があれば家庭（病院）訪問も行う）。また、保護者同士の交流により不安の軽減が図られるよう親支援の場としての役割も果たしており、平成24年度からは、終了児の保護者への支援として「こやぎサロン」を実施している。

令和3年度の登録数と延べ出席数の減少については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置により開催できなかった期間が長かったことや外出を控える傾向が強かつた影響が考えられるが、令和4年度は回復傾向にある。

来所経路は、各区保健センターや医療機関からの紹介が主である。

表1 登録数及び延べ出席数
(単位:人)※週1回 2グループ開催



表2 年齢構成
(単位:人)

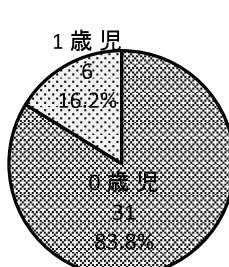


表3 紹介経路
(単位:人)

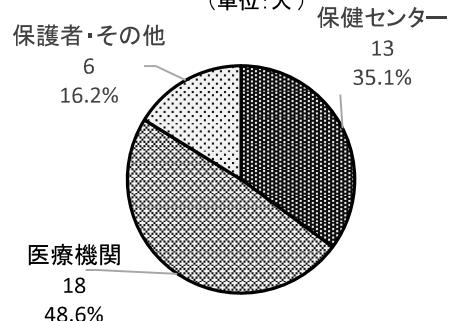


表4-1 合併症の割合
(単位:人)

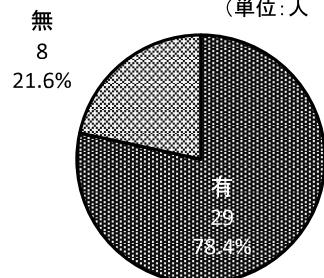


表4-2 主な合併症の内訳(単位:人)

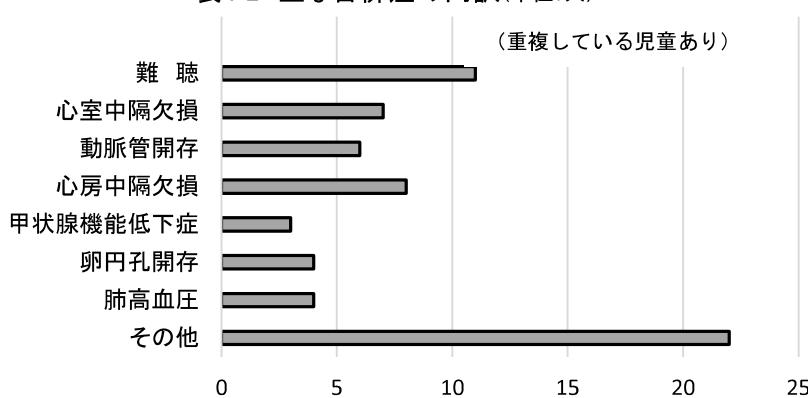
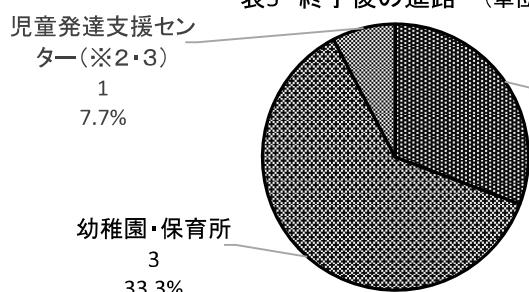


表5 終了後の進路 (単位:人)



※1：旧児童デイサービス
※2：旧肢体不自由児通園施設
※3：旧知的障がい児通園施設
(令和4年度終了児は15名)

(2) 発達に心配のある子どもの療育支援事業（さっぽ・こども広場）

平成9年度に始まった本事業は、保健センターで実施の乳幼児健診において発達に心配や気にかかる面がある子どもに対して、児童福祉総合センターのほか、区保健センターや児童会館等の地域の会場で保育士と心理療法士が遊びを通して関わり、親子への支援を行っている。

「月1回さっぽ・こども広場」は、子どもの発達状況を把握し、保護者に現在の発達状況を伝えるとともに今後の子どもの進路に関する方向性を共に考えることを目的としている。

「週1回さっぽ・こども広場」は、発達に心配のある子どもが小集団で遊び、保護者が子どもとの関わり方を知ることで親子ともに生活しやすくなることを目的に療育支援を行っている。

図1 さっぽ・こども広場の経路図（紹介から終了まで）

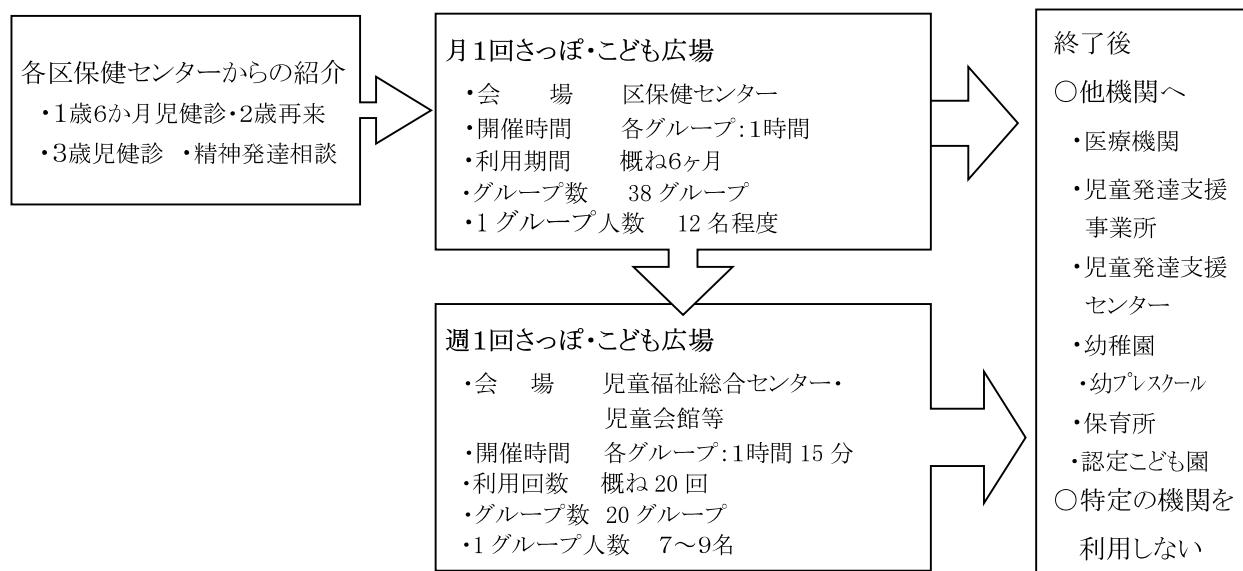


表1 さっぽ・こども広場開催状況

		時間帯	曜日	月	火	水	木	金
月1回さっぽ	保健センター	①10:00~11:00 ②11:15~12:15 ③14:00~15:00	第1週	南①②③		白石 A①②③	清田①②③	
			第2週	西〃	東①②③		手稲〃	
			第3週		センター〃	白石 B①②③	豊平 A①②	
			第4週	北①②③	厚別〃	中央〃	豊平 B①②③	
週1回さっぽ	所内	① 9:45~11:00 ②11:15~12:30	毎週	月グループ ①②			木グループ ①②	
			外さっぽ	厚別区民センター 清田保健センター	手稲前田児童会館(手) 月寒児童会館(豊)	真駒内五輪児童会館(南) 栄通児童会館(白)	手稲東児童会館(西) 北郷児童会館(白)	麻生児童会館(北) 柏丘児童会館(白)
								福住児童会館(豊) 東雁来児童会館(東)
		① 9:40~10:55 ②11:15~12:30			新生児童会館(東)①②	北区民センター①②		

・月1回さっぽ・こども広場は保育士3名・心理療法士2名の5名体制、週1回さっぽ・こども広場は保育士2~3名・心理療法士1~2名の4名体制で行う。

・月1回さっぽ・こども広場について、センターは市内全域を対象としている。また、豊平・白石区は参加人数が多くA・Bに分けて実施している。

VI 療育指導業務

ア 月1回さっぽ・こども広場

月1回さっぽ・こども広場は、各区保健センターの事業である、1歳6か月児健診、3歳児健診での心理相談や精神発達相談を経て紹介された子どもを対象に、概ね6ヶ月の利用期間を設け実施し、子どもの発達状況を把握し、今後の進路に関する方向性を保護者とともに考えている。

表1 紹介状受理状況

	2年度	3年度	4年度(前年度比)
全区合計	667	702	686 (98.4%)

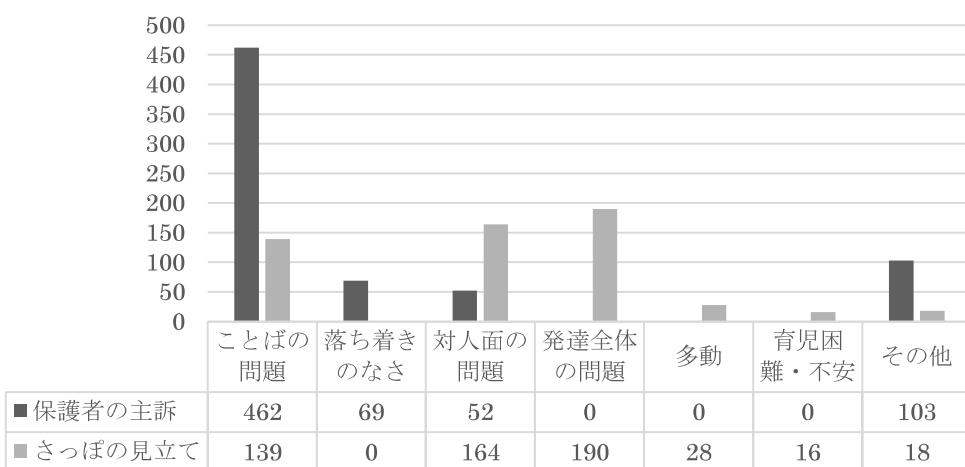
※近年、受理数減少のまま推移しているのは、新型コロナウイルス感染症の影響が考えられる。

表2 令和4年度紹介状内訳

(単位：人)

区	紹介状 受理数	男女別		紹介経路				
		男	女	1.6健診	2歳再来	3歳健診	精神発達 相談	保健師 など
中央	66	53	13	22	11	5	19	15
北	80	53	27	43	8	0	9	20
東	111	72	39	34	38	5	14	20
白石	101	66	35	43	11	13	14	12
厚別	35	27	8	18	4	1	9	3
豊平	94	69	25	32	28	8	18	8
清田	39	25	14	21	4	3	9	2
南	40	30	10	12	5	1	8	14
西	83	51	32	22	11	12	14	24
手稲	37	23	14	14	4	6	3	10
合計	686	469	217	261	124	54	117	128

図1 保護者の主訴とさっぽ・こども広場スタッフの見立て対比
(単位：人)



上図は「月1回さっぽ・こども広場」を紹介された際の保護者の主訴とスタッフの見立てを対比したものである。（令和4年度紹介状受理した686人のうち、継続した参加や発達検査実施などで見立てが行えた555人を対象）

保護者主訴は「ことばの問題」が約83%を占めている。「落ち着きのなさ」を主訴とするものが約12%、「対人面の問題」は約9%である。

一方、スタッフによる見立てでは「発達全体の問題」が約3.5割、「対人面の問題」が約3割を占めている。「ことばの問題」は2.5割ほどで保護者の主訴との違いは大きい。

表3 月1回さっぽ・こども広場の参加状況と終了後の進路内訳 (単位:人)

	年間登録実数	延べ登録数	延べ出席数	出席率	終了後の進路内訳									
					週1回さっぽ	幼稚園 保育所	幼稚園 プレ園開放	医療 機関	療育 機関	療育 検討 ・ 相談 機関	在宅 ・ 幼児 教室	未利用	市外 転居 ・ その他	終了 合計
中央	85	369	227	61.5	41	13	6	2	11	2	7	9	6	97
北	113	421	298	70.8	40	13	9	0	9	1	10	12	1	95
東	128	363	231	63.6	34	10	8	0	7	2	3	18	4	86
白石	129	481	337	70.1	58	23	3	3	9	2	9	11	10	128
厚別	56	197	139	70.6	20	5	1	3	3	0	6	4	3	45
豊平	119	475	331	69.7	34	11	5	2	16	5	7	10	3	93
清田	44	172	125	72.7	11	4	1	1	8	2	1	5	2	35
南	66	262	173	66.0	22	11	4	2	7	2	5	8	2	63
西	111	412	289	70.1	34	11	8	1	9	3	5	12	4	87
手稲	52	213	148	69.5	16	8	2	3	12	3	2	10	2	58
合計	903	3,365	2,298	68.5	310	109	47	17	91	22	55	99	37	787

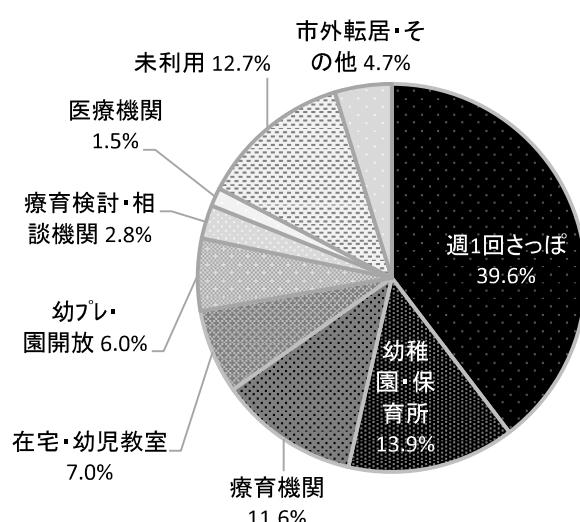
※終了後の進路内訳の項目について

(登録数には、令和3年度からの継続ケースも含まれる。)

「幼稚園プレ」：幼稚園プレスクール 「在宅」：特定の集団に所属せず 「未利用」：参加に至らなかったケース

※療育機関の中には「児童発達支援事業所」「児童発達支援センター」を含む。

図2 月1回さっぽ・子ども広場の終了後の進路内訳割合



- 「週1回さっぽ・子ども広場」への移行が最も多く、「幼稚園・保育所」「療育機関」など何らかの次の支援につながるケースが6割を超えており、終了時の年齢が低い場合には、特定の機関に所属せず家庭で様子を見るケースもある。

VI 療育指導業務

イ 週1回さっぽ・こども広場

「月1回さっぽ・こども広場」終了児を対象に、概ね20回の利用期限を設け児童福祉総合センターや児童会館等を会場に実施している。

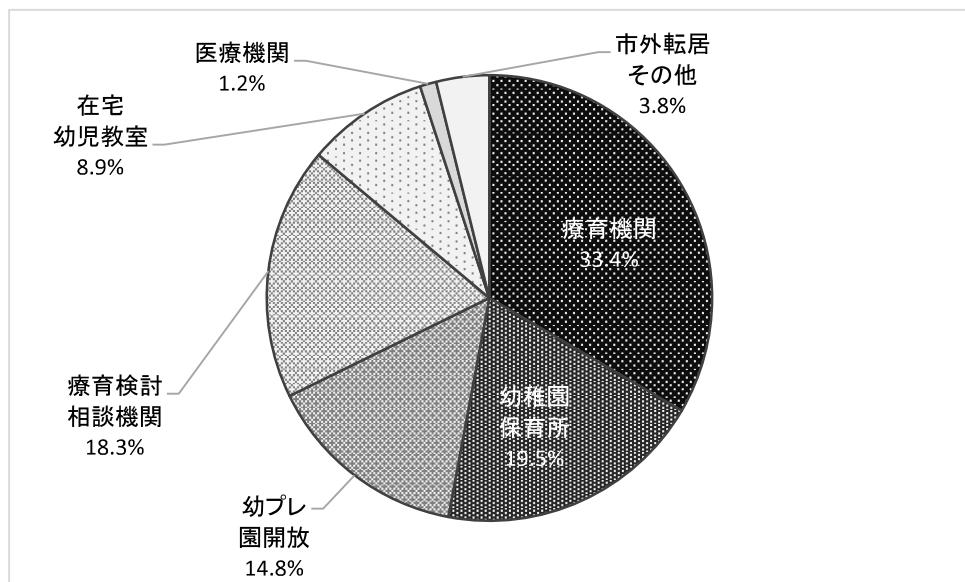
親子で小集団の遊びの経験を積み重ね、子どもの発達状態の理解を深めるとともに保護者自身が子どもの適切な進路を考えられるよう支援している。

また、保護者間で支えあうことや情報交換ができるよう保護者間交流の機会を設けている。

表1 「週1回さっぽ・こども広場」の参加状況と終了後の進路内訳

	グループ	年間登録実数(人)	延べ登録数(人)	延べ出席数(人)	出席率%	終了後の進路内訳(人)							終了合計	
						保育幼稚園	園児開放	医療機関	療育機関	相談育機検討	児童在宅教室	未利用	市外転居その他	
所内さっぽ	月グループ	37	540	457	84.6	5	3	3	9	9	4	0	1	34
	木グループ	33	511	419	82.0	10	3	0	11	2	3	0	1	30
外さっぽ	清田 HC	17	267	207	77.5	4	5	0	3	3	2	0	0	17
	厚別 HC	27	388	323	83.2	7	5	0	5	3	2	0	1	23
	手稲前田(手)	21	323	286	84.6	1	2	0	9	4	1	0	1	18
	新生(東)	33	475	381	80.2	4	8	0	7	7	3	1	1	31
	月寒(豊)	19	286	246	86.0	3	2	0	4	4	1	0	1	15
	真駒内五輪(南)	25	323	260	80.5	4	5	0	8	4	1	0	0	22
	北区民C	32	471	410	87.0	1	3	0	15	4	2	0	2	27
	栄通(白)	23	316	262	82.9	1	1	0	12	3	1	0	0	18
	北郷(白)	19	234	199	85.0	6	1	0	3	0	4	0	0	14
	手稲東(西)	21	299	244	81.6	3	0	1	3	6	3	0	0	16
	東雁来(東)	16	213	170	79.8	4	4	0	6	2	0	0	0	16
	麻生(北)	21	315	268	85.1	3	3	0	5	3	1	0	1	16
	柏丘(白)	19	249	208	83.5	4	3	0	6	4	1	0	2	20
	福住(豊)	26	318	263	82.7	6	2	0	7	4	1	0	2	22
所内さっぽ合計		70	1,051	876	83.3	15	6	3	20	11	7	0	2	64
外さっぽ合計		319	4,477	3,727	83.2	51	44	1	93	51	23	1	11	275
総合計		389	5,528	4,603	83.3	66	50	4	113	62	30	1	13	339

図1 「週1回さっぽ・こども広場」終了後の進路内訳割合



※終了後の内訳の項目について

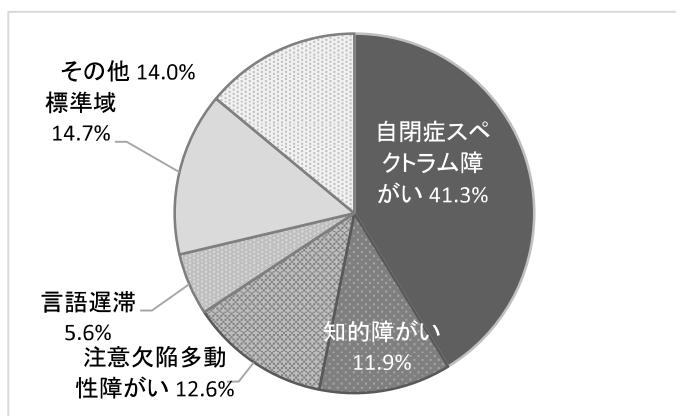
- 「療育機関」：児童発達支援事業所と児童発達支援センター
- 「療育検討」：受給者証取得や児童発達支援事業所見学などを行っている場合
- 「相談機関」：幼児教育相談などの利用を予定している場合

- ・児童発達支援事業所や医療機関の利用者には、幼稚園・保育所を併用している児も多い。併用の場合は療育機関、医療機関の数に含む。（重複集計なし）
- ・週1回グループ終了後も進路としては、「療育機関」「幼稚園・保育所」など何らかの次の支援につながる割合は5割強、また継続的な集団参加の場である「幼プレ・園開放」も含めると7割弱となる。
- ・紹介が健診時1歳6ヶ月の場合、年齢的なものなのか、障がい特性なのか区別がつきにくい時期であること、また、さっぽ終了時にも就園年齢に達していないため、幼稚園プレや園開放などを利用しながら様子を見たいという保護者もいる。

ウ 発達検査

発達検査は、保護者が子どもの発達状態への理解を深めるため希望により実施し、結果を提示している。保護者にとっては、子どもの特性の理解を深め、関わり方や進路を考える上で参考となっている。

表1 発達検査所見（疑い及び傾向）



- ・発達検査等は医師の診断前に実施している。よって、所見は疑いや傾向を含むものである。
- ・在籍中1回検査を受けることができるが、終了前や進路選択時に受けるケースが多い。
- ・複数の所見の場合は、主となる傾向で分類しているが、自閉症スペクトラム障がいの所見のつくものが4割以上である。
- ・その他には、境界線級知能等が含まれる。

VI 療育指導業務

工 家族支援について

在籍児や終了児も含め保護者向け学習会や保護者間交流の場の提供を行い、継続した支援を行っている。

保護者が子どもの特性を理解し、子育てへの自信を持つことや支えあう仲間を作ることは、子育てをしていく上で大きな力となっている。

(ア) 在籍中の支援

a 【保護者学習会】

通常の広場開催時間内に下記の4つを実施。令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため集団で行う学習会はガイダンスのみ実施したが、令和4年度は年間計画通りに実施した。

- ・親向けガイダンス（発達と子どもへの関わり方）
- ・福祉サービス説明（社会資源の説明など）
- ・先輩母の話（就学、就園や育児の経験談など）
- ・就園に向けての学習会（入園への不安や疑問の軽減（講師：幼児教育支援員））

b 【さっぽサロン】

終了児との親子交流

	さっぽサロン（人）	春夏冬サロン（人）	合 計（人）
3年度	889	27	916
4年度	2392	93	2485

- ・参加者数は在籍児・終了児・保護者の総数。
- ・令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施月を縮小して実施、会場の広さに応じて終了児の参加数を制限したが、令和4年度は通常通りに実施した。

c 【日曜さっぽ】

父親・祖父母などの家族が参加できるよう年2回開催。令和3年度は緊急事態宣言中などで中止となったが、令和4年度は保護者2名まで（兄弟の同伴不可）の制限をして実施した。

	9月	2月	合 計
3年度			
4年度	27組 75名	29組 82名	56組 157名

d 【相談業務】

月\年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計(人)
3年度	9	636	455	169	423	407	127	12	9	237	300	199	2,983
4年度	14	14	12	5	17	13	10	9	6	8	6	16	130

- ・相談数は在籍児と終了児の総数。令和3年度は通常の広場が開催できない間は電話による様子の聞き取りと相談を行ったため相談数が多い。

(イ) 終了後の支援

【さっぽサロン】

上記（ア）b 【さっぽサロン参照】

【相談業務】

特に年齢による制限はなく対応。必要に応じ他機関を紹介している。

1. 児童福祉施設等の概要

施設種別等	内容
(1) 乳児院	<p>乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。</p> <p>※「乳児」とは、満1歳に満たない者をいう。</p> <p>○市内に1施設 ○道内には、他に1施設</p>
(2) 児童養護施設	<p>保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。</p> <p>○市内に5施設 ○道内には、他に18施設</p>
(3) 福祉型障害児入所施設	<p>①主に知的障がいのある児童を入所させて保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設。</p> <p>○市内に2施設 ○道内には、他に8施設</p> <p>②主に病院に入院することを要しない肢体不自由児で、家庭における療育が困難な児童を入所させる施設。</p> <p>○道内に1施設</p> <p>③主にろうあ児を入所させて保護するとともに、独立自活に必要な指導、又は扶助をすることを目的とする施設。</p> <p>○道内に1施設</p> <p>④主に医療的ケアを必要としない自閉症児を入所させて、心理治療、生活指導訓練を行う施設。</p> <p>○市内に1施設</p>
(4) 医療型障害児入所施設	<p>①主に重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設。</p> <p>○市内に2施設 ○道内には、他に4施設</p> <p>②上肢・下肢または体幹の機能の障がいのある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする入所施設。</p> <p>○市内に1施設 ○道内には、他に1施設</p>

VII 施設福祉等

施設種別等	内 容
(5) 福祉型児童発達支援センター	就学していない主に知的障がいのある児童を日々保護者のもとから通わせて、または保護者と共に通わせて保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設。 ○市内に7施設
(6) 医療型児童発達支援センター	就学していない主に肢体不自由児及びその保護者を日々通わせて、必要な療育の指導をすることを目的とする施設。 ○市内に2施設
(7) 指定発達支援医療機関	独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの。支援の内容については(4)医療型障害児入所施設と同じ。
(8) 子ども発達支援総合センター医療部門	発達の遅れや身体の障がいが疑われる乳幼児を早期に診断し、治療やリハビリテーション、保育、家族支援などを行う、18歳未満の子どもを対象とした医療と療育の施設。 ○市内に2施設
(9) 児童心理治療施設	軽度の情緒障がいを有する児童を短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障がいを治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。 ○市内に1施設 ○道内には、他に1施設
(10) 児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。 ○道内に3施設
(11) 児童家庭支援センター	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うほか、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他の援助を総合的に行うこととする目的とする施設。 ○市内に6施設
(12) ファミリーホーム 【小規模住居型児童養育事業】	保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（「要保護児童」という。）について、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者等の住居において養育を行う事業。入居定員は、5人または6人まで。 ○市内に16カ所 ○道内には、他に13カ所（休止中は除く）

施設種別等	内容
(13) 自立援助ホーム 【児童自立生活援助事業】	義務教育終了児童等に対し、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行う事業。入居定員は、5人から20人まで。 ○市内に11カ所 ○道内には、他に13カ所（休止中は除く）
(14) 地域小規模児童養護施設	地域社会の民間住宅等を活用し、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で、養護を実施することにより子どもの社会的自立の促進に寄与することを目的とした施設。入居定員は、6名までで5名を下回らないこと。 ○市内に15施設 ○道内には他に19施設（休止中は除く）
(15) 里親	保護者のない児童または保護者に監護されることが不適当であると認められる児童を、里親の家庭に委託して養育する。 ①里親 児童を自己の家庭内に預かり養育することを希望する者であって、市長が適当と認めた者をいう。 ②里親の登録 里親希望者は、里親申請書を市長に提出する。 市長は、児童相談所の行なった家庭調査等に基づき、札幌市子ども子育て会議で意見を聴いたうえで登録する。 ③里親の種類 ○養育里親：要保護児童を養育する。 ○養子縁組里親：養子縁組を前提として児童を養育する。 ○専門里親：被虐待児童、非行の問題を有する児童及び障がいを有する児童を専門に養育する。 ○親族里親：両親等児童を現に監護している者が死亡や行方不明、拘禁等により監護不能な状態において、3親等以内の親族が養育する。

※ 令和5年7月1日現在の施設数で助産施設、母子生活支援施設、保育所を除く。

VII 施設福祉等

2. 民間児童福祉施設等助成事業

事業名	内容
(1) 児童福祉施設入所児童等高等学校入学支度金補助	<p>児童福祉施設入所児童及び里親委託児童の高等学校、専修学校及び各種学校への入学時に必要な費用を補助する。</p> <p>① 対象児 札幌市内に所在する児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童自立支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム及び医療型障害児入所施設に入所又は里親に委託し、高等学校等に入学した児童</p> <p>② 支給額 入学時の経費から国の措置費を控除した額について、 児童 1人につき、公立 86,000 円以内 私立 270,000 円以内</p> <p>※ 令和5年度予算額 4,518千円</p>
(2) 児童福祉施設入所児童等職業訓練校入校費補助	<p>児童福祉施設入所児童及び里親委託児童が職業訓練校に入校するときに必要な費用を補助する。</p> <p>① 対象児 札幌市内に所在する児童養護施設入所児童及び里親委託児童</p> <p>② 支給額 児童 1人につき、100,000 円から国の措置費を控除した額</p> <p>※ 令和5年度予算額 482千円</p>
(3) 大学進学等奨励給付事業	<p>児童福祉施設入所児童等が大学等に進学するため措置解除となった場合、生活費等を補助する。</p> <p>① 対象児 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム 若しくはファミリーホーム入所児童並びに里親委託児童</p> <p>② 支給額 600,000 円（入学初年度に限り、50,000 円ずつ1年間にわたり支給）</p> <p>※ 令和5年度予算額 6,000千円</p>
(4) 児童発達支援センター利用者負担減免事業	<p>児童発達支援センター利用者に利用料の一部を補助する。</p> <p>① 対象者 札幌市内に居住する、市内児童発達支援センター利用者。</p> <p>② 補助 食費実費の一部（所得階層による） 施設利用料の一部（所得階層による）</p> <p>※ 令和5年度予算額 19千円</p>

事業名	内容
(5) 施設整備資金借入利子補助	<p>社会福祉施設整備資金借入利子補助要綱に基づき社会福祉施設の新築、修理、改造、拡張、整備又は災害復旧に要する資金を借り入れた際の利子を補助する。</p> <p>※ 令和5年度予算額 3,502千円（児童養護施設及び乳児院）</p>
(6) 産休代替職員雇用費補助	<p>児童福祉施設の職員が出産又は傷病のため、長期間に渡り継続する休暇を必要とする場合に、職員の母体保護又は専心療養の保障を図り、併せて児童福祉施設における入所者の処遇を確保するため、代替職員を臨時的に任用する児童福祉施設の設置者に対し、予算の範囲内においてその経費を補助する。</p> <p>※ 令和5年度予算額 477千円（児童福祉施設及び乳児院）</p>
(7) 児童養護施設等学習等支援事業費補助	<p>児童養護施設に入所している児童や、里親等に委託措置している児童に家庭学習等の支援を行うことにより、児童の学習能力の向上や自主性及び社会性等の伸長を援助し、児童の社会的自立を促進することを目的に、その学習等支援を行う事業者に対し、その経費の一部を補助する。</p> <p>※ 令和5年度予算額 1,500千円（児童養護施設及び里親等）</p>

1. 関係機関名簿

(1) 札幌市関係

ア 各区役所

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
中央区役所	060-8612	札幌市中央区大通西2丁目	011(231) 2400
北区役所	001-8612	〃 北区北24条西6丁目	011(757) 2400
東区役所	065-8612	〃 東区北11条東7丁目	011(741) 2400
白石区役所	003-8612	〃 白石区南郷通1丁目南8-1	011(861) 2400
厚別区役所	004-8612	〃 厚別区厚別中央1条5丁目	011(895) 2400
豊平区役所	062-8612	〃 豊平区平岸6条10丁目	011(822) 2400
清田区役所	004-8613	〃 清田区平岡1条1丁目	011(889) 2400
南区役所	005-8612	〃 南区真駒内幸町2丁目	011(582) 2400
西区役所	063-8612	〃 西区琴似2条7丁目	011(641) 2400
手稲区役所	006-8612	〃 手稲区前田1条11丁目	011(681) 2400

イ 保健所及び各保健センター

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
札幌市保健所	060-0042	札幌市中央区大通西19丁目	011(622) 5151
中央保健センター	060-8612	〃 中央区大通西2丁目	011(205) 3351
北保健センター	001-0025	〃 北区北25条西6丁目	011(757) 1181
東保健センター	065-0010	〃 東区北10条東7丁目	011(711) 3211
白石保健センター	003-8612	〃 白石区南郷通1丁目南8-1	011(862) 1881
厚別保健センター	004-8612	〃 厚別区厚別中央1条5丁目	011(895) 1881
豊平保健センター	062-8612	〃 豊平区平岸6条10丁目	011(822) 2400
清田保健センター	004-8613	〃 清田区平岡1条1丁目	011(889) 2400
南保健センター	005-0014	〃 南区真駒内幸町1丁目	011(581) 5211
西保健センター	063-0812	〃 西区琴似2条7丁目	011(621) 4241
手稲保健センター	006-8612	〃 手稲区前田1条11丁目	011(681) 1211

ウ 福祉・医療機関等

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
札幌市障がい者更生相談所	063-0802	札幌市西区二十四軒2条6丁目 身体障害者福祉センター内	011(641) 8852
札幌市子ども発達支援総合センター (ちくたく)	062-0934	〃 豊平区平岸4条18丁目	011(821) 0070
札幌市社会福祉協議会	060-0042	〃 中央区大通西19丁目 社会福祉総合センター内	011(614) 3345
札幌市母子寡婦福祉連合会	060-0042	〃 中央区大通西19丁目 社会福祉総合センター内	011(631) 3270
札幌市精神保健福祉センター (札幌こころのセンター)	060-0042	〃 中央区大通西19丁目 WEST19内	011(622) 0556

(2) 道内の児童相談所

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
北海道中央児童相談所	064-8564	札幌市中央区円山西町2丁目1-1	011 (631) 0301
北海道旭川児童相談所	070-0040	旭川市10条通11丁目	0166 (23) 8195
〃 稚内分室	097-0002	稚内市潮見1丁目11	0162 (32) 6171
北海道函館児童相談所	040-8552	函館市中島町37-8	0138 (54) 4152
北海道帯広児童相談所	080-0801	帯広市東1条南1丁目1-2	0155 (22) 5100
北海道釧路児童相談所	085-0805	釧路市桜ヶ岡1丁目4-32	0154 (92) 3717
北海道北見児童相談所	090-0061	北見市東陵町36-3	0157 (24) 3498
北海道岩見沢児童相談所	068-0828	岩見沢市鳩が丘1丁目9-16	0126 (22) 1119
北海道室蘭児童相談所	050-0082	室蘭市寿町1丁目6-12	0143 (44) 4152
〃 苫小牧分室	053-0045	苫小牧市双葉町3丁目7-2 (苫小牧市こども相談センター内)	0144 (61) 1882

(3) 東京都及び政令指定都市児童相談所

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
東京都児童相談センター	169-0074	東京都新宿区北新宿4-6-1 (ダイヤルイン・掲載番号は事業課)	03 (5937) 2305
仙台市児童相談所	981-0908	仙台市青葉区東照宮1-18-1	022 (219) 5111
さいたま市北部児童相談所	330-0071	さいたま市浦和区上木崎4-4-10	048 (711) 3917
〃 南部児童相談所		さいたま市子ども家庭総合センター 「あいばれっと」4階	048 (711) 2489
千葉市東部児童相談所	261-0003	千葉市美浜区高浜3-2-3	043 (277) 8820
〃 西部児童相談所			043 (277) 8821
横浜市中央児童相談所	232-0024	横浜市南区浦舟町3-44-2	045 (260) 6510
〃 西部児童相談所	240-0001	〃 保土ヶ谷区川辺町5-10	045 (331) 5471
〃 南部児童相談所	235-0045	〃 磯子区洋光台3-18-29	045 (831) 4735
〃 北部児童相談所	224-0032	〃 都筑区茅ヶ崎中央32-1	045 (948) 2441
川崎市こども家庭センター	212-0058	川崎市幸区鹿島田1-21-9	044 (542) 1234
〃 中部児童相談所	213-0013	〃 高津区末長1-3-9	044 (877) 8111
〃 北部児童相談所	214-0038	〃 多摩区生田7-16-2	044 (931) 4300
相模原市児童相談所	252-0206	相模原市中央区淵野辺2-7-2	042 (730) 3500
新潟市児童相談所	951-8133	新潟市中央区川岸町1-57-1	025 (230) 7777
静岡市児童相談所	420-0947	静岡市葵区堤町914-417	054 (275) 2871
浜松市児童相談所	430-0929	浜松市中区中央1-12-1	053 (457) 2703
名古屋市中央児童相談所	466-0858	名古屋市昭和区折戸町4-16	052 (757) 6111
〃 西部児童相談所	454-0875	〃 中川区小城町1-1-20	052 (365) 3231
〃 東部児童相談所	458-0841	〃 緑区鳴海町字小森48-5	052 (899) 4630
京都市児童相談所	602-8155	京都市上京区竹屋町通千本東入主税町 910-25	075 (801) 2929
〃 第二児童相談所	612-8434	〃 伏見区深草加賀屋敷町24-26	075 (612) 2727

VIII 資料

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
大阪市中央こども相談センター	540-0003	大阪市中央区森ノ宮中央 1-17-5	06 (4301) 3100
〃 南部こども相談センター	547-0026	〃 平野区喜連西 6-2-55	06 (6718) 5050
〃 北部こども相談センター	533-0032	〃 東淀川区淡路 3-13-36	06 (6195) 4114
堺市子ども相談所	590-0808	堺市堺区旭ヶ丘中町 4-3-1	072 (245) 9197
神戸市こども家庭センター	650-0044	神戸市中央区東川崎町 1-3-1	078 (382) 2525
岡山市こども総合相談所	700-8546	岡山市北区鹿田町 1-1-1	086 (803) 2525
広島市児童相談所	732-0052	広島市東区光町 2-15-55	082 (263) 0694
北九州市子ども総合センター	804-0067	北九州市戸畠区汐井町 1-6	093 (881) 4556
福岡市こども総合相談センター	810-0065	福岡市中央区地行浜 2-1-28	092 (832) 7100
熊本市児童相談所	862-0971	熊本県中央区大江 5-1-50	096 (366) 8181

(4) 道庁関係

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
北海道立精神保健福祉センター	003-0027	札幌市白石区本通 16 丁目北 6-34	011 (864) 7121
北海道立女性相談援助センター	063-0033	〃 西区西野 3 条 9 丁目 12-36	011 (661) 3099
北海道立心身障害者総合相談所	064-0944	〃 中央区円山西町 2 丁目 1-1	011 (613) 5401
北海道立特別支援教育センター			011 (612) 6211

(5) 警察関係

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
北海道警察本部	060-8520	札幌市中央区北 2 条西 7 丁目	011 (251) 0110
中央警察署	060-0001	〃 中央区北 1 条西 5 丁目	011 (242) 0110
北警察署	001-0024	〃 北区北 24 条西 8 丁目	011 (727) 0110
東警察署	065-0016	〃 東区北 16 条東 1 丁目	011 (704) 0110
白石警察署	003-0803	〃 白石区菊水 3 条 5 丁目	011 (814) 0110
厚別警察署	004-0052	〃 厚別区厚別中央 2 条 4 丁目	011 (896) 0110
豊平警察署	062-0907	〃 豊平区豊平 7 条 13 丁目	011 (813) 0110
南警察署	064-0929	〃 中央区南 29 条西 11 丁目	011 (552) 0110
西警察署	063-0032	〃 西区西野 2 条 5 丁目	011 (666) 0110
手稲警察署	006-0011	〃 手稲区富丘 1 条 4 丁目	011 (686) 0110

(6) 法務省関係

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
札幌少年鑑別所	007-0802	札幌市東区東苗穂 2 条 1 丁目	011 (784) 7441
札幌保護観察所	060-0042	〃 中央区大通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁舎	011 (261) 9225
札幌高等検察庁			011 (261) 9311
札幌地方検察庁			011 (261) 9313
札幌刑務所	007-8601	札幌市東区東苗穂 2 条 1 丁目	011 (781) 2011

VIII 資料

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
北海少年院	066-0066	千歳市大和 4-746-10	0123 (23) 3147
紫明女子学院	066-0066	千歳市大和 4-662-2	0123 (22) 5141

(7) 裁判所関係

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
札幌家庭裁判所	060-0042	札幌市中央区大通西 12 丁目	011 (221) 7281

(8) 道内の特別支援学校

区分	学 校 名	設置主体	郵便番号	住 所	電話番号	FAX
視 覚 障 が い	札幌視覚支援学校 (旧:高等盲学校、札幌盲学校)	北海道	064-8629	札幌市中央区南 14 条西 12 丁目 1-1	011 (561) 7107	011 (561) 2423
	函館盲学校		040-0081	函館市田家町 19-12	0138 (42) 3220	0138 (42) 3221
	旭川盲学校		070-0832	旭川市旭町 2 条 15 丁目	0166 (51) 8101	0166 (51) 8102
	帯広盲学校		080-2475	帯広市西 25 条南 2 丁目	0155 (37) 2028	0155 (37) 3768
聴 覚 障 が い	高等聾学校	北海道	047-0261	小樽市銭函 1 丁目 5-1	0134 (62) 2624	0134 (62) 2663
	札幌聾学校		001-0026	札幌市北区北 26 条西 12 丁目	011 (716) 2979	011 (758) 7617
	函館聾学校		042-0941	函館市深堀町 27-8	0138 (52) 1658	0138 (52) 1659
	旭川聾学校		070-0865	旭川市住吉 5 条 2 丁目 8-20	0166 (51) 6121	0166 (51) 6122
	室蘭聾学校		050-0071	室蘭市水元町 56-24	0143 (44) 1221	0143 (44) 1208
	帯広聾学校		080-2475	帯広市西 25 条南 2 丁目 7-8	0155 (37) 2017	0155 (37) 2017
知 的 障 が い	雨竜高等養護学校	北海道	078-2600	雨竜郡雨竜町字尾白利加 92-21	0125 (78) 3101	0125 (78) 3101
	札幌高等養護学校		006-0829	札幌市手稲区手稲前田 485-3	011 (685) 7744	011 (685) 7745
	札幌稻穂高等支援学校		006-0034	札幌市手稲区稻穂 4 条 7 丁目 12-1	011 (695) 6922	011 (695) 6951
	札幌あいの里高等支援学校		002-8074	札幌市北区あいの里 4 条 7 丁目 1-1	011 (770) 5511	011 (770) 5511
	千歳高等支援学校		066-0045	千歳市真々地 2-3-1	0123 (23) 6681	0123 (23) 6682
	白樺高等養護学校		061-1264	北広島市輪厚 621-1	011 (376) 2353	011 (376) 2024
	新篠津高等養護学校		068-1115	石狩郡新篠津村第 45 線北 13	0126 (58) 3280	0126 (58) 3281
	小樽高等支援学校		047-0261	小樽市銭函 1 丁目 10-1	0134 (61) 3400	0134 (61) 3430
	伊達高等養護学校		052-0012	伊達市松ヶ枝町 105-13	0142 (25) 5115	0142 (25) 5115
	今金高等養護学校		049-4304	瀬棚郡今金町今金 454-1	0137 (82) 3121	0137 (82) 3092
	函館高等支援学校		041-0802	函館市石川町 181-8	0138 (34) 2110	0138 (34) 2110
	北斗高等支援学校		049-0156	北斗市中野通 3 丁目 6-1	0138 (74) 3431	0138 (74) 3435
	旭川高等支援学校		070-0055	旭川市 5 条西 5 丁目	0166 (29) 5575	0166 (29) 5576
	美深高等養護学校		098-2252	中川郡美深町西町 25	01656 (2) 2155	01656 (2) 2156
	〃 あいべつ校		078-1403	上川郡愛別町字南町 27	01658 (6) 5811	01658 (6) 5812
	小平高等養護学校		078-3442	留萌郡小平町字鬼鹿田代 577-2	0164 (57) 1203	0164 (57) 1204
	紋別高等養護学校		099-5172	紋別市渚滑町元新 1 丁目 152-1	0158 (24) 1120	0158 (24) 1121
	新得高等支援学校		081-0032	上川郡新得町西 2 条南 7 丁目 2	0156 (64) 2020	0156 (64) 2021

VIII 資料

区分	学校名	設置主体	郵便番号	住所	電話番号	FAX
知的障がい	中札内高等養護学校	北海道	089-1345	河西郡中札内村東5条南1丁目8	0155 (68) 3266	0155 (67) 2077
	〃 幕別分校		089-0615	中川郡幕別町南町81-1	0155 (55) 2121	0155 (55) 2122
	中標津支援学校		086-1053	標津郡中標津町東13条北7丁目15-2	0153 (72) 6700	0153 (72) 6701
	夕張高等養護学校		068-0424	夕張市千代田7-1	0123 (56) 5530	0123 (56) 5532
	美唄養護学校		072-0811	美唄市東7条南3丁目1-1	0126 (62) 6511	0126 (62) 6512
	南幌養護学校		069-0232	空知郡南幌町緑町5丁目1-1	011 (378) 2313	011 (378) 2319
	札幌養護学校		004-0069	札幌市厚別区厚別町山本751-206	011 (896) 1311	011 (896) 1312
	〃 白桜高等学園		003-0876	札幌市白石区東米里2062-10	011 (879) 2530	011 (879) 2531
	〃 共栄分校		061-1112	北広島市共栄274-1	011 (373) 6859	011 (373) 6860
	星置養護学校		006-0853	札幌市手稲区星置3条8丁目2-1	011 (682) 5110	011 (682) 5499
	〃 ほしみ高等学園		006-0860	札幌市手稲区手稲山口740-1	011 (681) 6500	011 (681) 6511
	札幌伏見支援学校		064-8514	札幌市中央区伏見4丁目4-21	011 (520) 5003	011 (520) 5004
	〃 もなみ学園分校		005-0850	札幌市南区石山東3丁目4-1	011 (591) 8811	011 (591) 6181
	余市養護学校		046-0023	余市郡余市町梅川町377-3	0135 (23) 7831	0135 (23) 6199
	〃 しりべし学園分校		048-0101	寿都郡黒松内町字黒松内564	0136 (72) 3903	0136 (72) 3903
	室蘭養護学校		050-0061	室蘭市八丁平3丁目7-27	0143 (45) 8270	0143 (45) 8195
	苦小牧支援学校		059-1273	苦小牧市明徳町3丁目10-3	0144 (67) 6801	0144 (67) 6802
	平取養護学校		055-0107	沙流郡平取町本町112-7	01457 (2) 3178	01457 (2) 3256
	〃 静内ペタカリの園分校		056-0023	日高郡新ひだか町静内ときわ町1-1-35	0146 (43) 2918	0146 (43) 2918
	七飯養護学校		041-1112	龜田郡七飯町鳴川5丁目21-1	0138 (65) 7004	0138 (65) 7004
	〃 おしま学園分校		049-0282	北斗市当別697-55	0138 (75) 2717	0138 (75) 2717
	鷹栖養護学校		071-1233	上川郡鷹栖町北野西3条2丁目1-1	0166 (87) 2279	0166 (87) 2261
	東川養護学校		071-1414	上川郡東川町新栄南1丁目2-5	0166 (82) 4586	0166 (82) 4587
	稚内養護学校		098-6642	稚内市声問5丁目23-7	0162 (26) 2292	0162 (26) 2293
	北見支援学校		090-0807	北見市川東229-1	0157 (61) 0071	0157 (61) 0047
	紋別養護学校		094-0021	紋別市大山町3丁目14	0158 (23) 9275	0158 (23) 9275
	〃 ひまわり学園分校		099-0622	紋別郡遠軽町生田原安国302-2	0158 (46) 2171	0158 (46) 2171
	帶広養護学校		080-2475	帶広市西25条南2丁目7-3	0155 (37) 6773	0155 (37) 3649
	釧路養護学校		085-0054	釧路市曉町11-1	0154 (25) 3439	0154 (25) 3439
	札幌豊明高等支援学校	札幌市	002-8034	札幌市北区西茨戸4条1丁目1-1	011 (774) 2222	011 (774) 0764
	札幌みなみの杜高等支援学校		005-0012	札幌市南区真駒内上町4丁目7-1	011 (596) 0451	011 (588) 5020
	北海道教育大学附属特別支援学校	国立大学法人	041-0806	函館市美原3丁目48-1	0138 (46) 2515	0138 (47) 8729
	日本体育大学附属特別支援学校	学校法人	093-0045	網走市大曲1丁目6-1	0152 (67) 9141	0152 (67) 9142

VIII 資料

区分	学校名	設置主体	郵便番号	住所	電話番号	FAX
肢 体 不 自 由	岩見沢高等養護学校	北海道	068-0014	岩見沢市東町2条8丁目960-3	0126(23)5055	0126(23)5130
	真駒内養護学校		005-0011	札幌市南区真駒内東町2丁目2-1	011(581)1782	011(581)1892
	拓北養護学校		002-8091	札幌市北区南あいの里3丁目1-10	011(775)2453	011(775)2455
	函館養護学校		042-0916	函館市旭岡町2	0138(50)3311	0138(50)3312
	旭川養護学校		071-8142	旭川市春光台2条1丁目1-8	0166(51)6507	0166(51)6507
	網走養護学校		099-2421	網走市呼人149-2	0152(48)2137	0152(48)2137
	札幌豊成養護学校	札幌市	005-0030	札幌市南区南30条西8丁目1-50	011(583)7810	011(583)7774
	札幌北翔支援学校		063-0831	札幌市西区発寒11条6丁目2-1	011(668)5161	011(668)5163
病 弱	手稲養護学校三角山分校	北海道	063-0005	札幌市西区山の手5条8丁目1-38	011(633)3020	011(633)3023
	札幌山の手支援学校	札幌市	063-0005	札幌市西区山の手5条8丁目1-38	011(611)7934	011(644)5535
複 合	手稲養護学校 (肢体不自由・病弱)	北海道	006-0033	札幌市手稲区稲穂3条7丁目6-1	011(682)1722	011(682)1926
	釧路鶴野支援学校 (聴覚・知的)		084-0924	釧路市鶴野58-92	0154(57)9011	0154(57)3390

2. 兒童福祉施設（関係分）

(1) 乳兒院

(令和5年7月1日現在)

設置主体	施設名	定員	札幌市措置人数	郵便番号	所在地	電話番号
社福	札幌乳児院	40	17	003-0859	札幌市白石区川北 2254-1	011 (879) 6262
〃	さゆり園	20	0	040-0054	函館市元町 15-13	0138 (22) 8558

(2) 兒童養護施設

設置主体	施設名	定員	札幌市措置人数	郵便番号	所在地	電話番号
社福	札幌育児園	24	21	061-2286	札幌市南区藤野6条2丁目427-4	011(591)6601
〃	興正学園	36	30	001-0904	札幌市北区新琴似4条9丁目1-1	011(762)7457
〃	羊ヶ丘養護園	45	36	062-0051	札幌市豊平区月寒東1条17丁目4-33	011(851)3279
〃	柏葉荘	86	89	002-8022	札幌市北区篠路2条9丁目1-15	011(776)0601
公財	鉄道弘済会札幌南藻園	30	26	064-0943	札幌市中央区界川1丁目6-14	011(561)0668
社福	岩内厚生園	49	15	045-0012	岩内郡岩内町字宮園1-2	0135(62)0729
〃	歌葉洗心学園	70	14	048-0415	寿都郡寿都町字歌葉町歌葉270	0136(64)5312
〃	旭川育児院	70	2	070-8072	旭川市台場2条2丁目3-45	0166(61)4054
〃	黒松内つくし園	70	23	048-0101	寿都郡黒松内町黒松内562-1	0136(72)3033
〃	櫻ヶ丘学園	80	32	048-2335	余市郡仁木町銀山2丁目247	0135(33)5024
〃	天使の園	36	12	061-1121	北広島市中央4丁目5-7	011(372)3520
〃	北海愛星学園	38	6	048-1305	磯谷郡蘭越町字大谷289	0136(57)5537
〃	北海暁星学院	40	5	057-0026	浦河郡浦河町字向別470	01462(2)2459
〃	北光社ふくじゅ園	38	15	061-1102	北広島市西の里南1丁目3-6	011(375)3237
〃	北光学園	40	0	099-0702	紋別郡遠軽町生田原伊吹46-3	01584(5)2233
〃	美深育成園	32	3	098-2214	中川郡美深町字敷島283	01656(2)1554
〃	函館国の子寮	60	2	042-0958	函館市鈴蘭丘町38-7	0138(50)3267
〃	富良野国の子寮	55	2	076-0041	富良野市字鳥沼509-1	0167(22)2935
〃	函館厚生院くるみ学園	40	1	041-0803	函館市亀田中野町38-11	0138(46)4178
〃	わかすぎ学園	28	2	051-0003	室蘭市母恋南町5丁目5-39	0143(23)7984
〃	十勝学園	45	0	080-0809	帯広市東9条南21丁目1-9	0155(27)1001
〃	光が丘学園	30	4	068-0827	岩見沢市春日町2丁目3-7	0126(22)4435
〃	釧路まりも学園	45	0	085-0804	釧路市白樺台2丁目2-9	0154(91)3120

(3) 福祉型障害児入所施設

設置主体	施設名	定員	札幌市措置人數	郵便番号	所在地	電話番号
市	札幌市自閉症児支援センター(さぽこ)	27	8	062-0934	札幌市豊平区平岸4条18丁目1-21 (札幌市子ども発達支援総合センター内)	011(821)0081
社福	北海道社会福祉事業団もなみ学園	60	15	005-0850	札幌市南区石山東3丁目5-1	011(591)8434
〃	ノビロ学園	45	19	004-0839	札幌市清田区真栄483-4	011(887)3300
〃	北海道社会福祉事業団太陽の園ひまわり学園	30	4	052-8585	伊達市幌美内町36-58	0142(23)3549
〃	おしま学園	30	0	049-0282	北斗市当別697	0138(75)2211
〃	しりべし学園	30	5	048-0101	寿都郡黒松内町字黒松内565-2	0136(72)3173
〃	しづない心の杜	10	0	056-0001	日高郡新ひだか町静内目名426-1	0146(42)3070
〃	美唄学園	30	2	072-0811	美唄市東7条南2丁目2-4	0126(62)5353
〃	きたみ学園	7	0	090-0807	北見市川東226-2	0157(24)2701
〃	ひまわり学園	46	1	099-0622	紋別郡遠軽町生田原安国302-7	0158(46)2020
〃	つつじヶ丘学園	30	3	080-2475	帯広市西25条南4丁目10	0155(37)3029
〃	北海道社会福祉事業団白糠学園	30	0	088-0351	白糠郡白糠町和天別155-1	01547(2)5381
〃	室蘭言泉学園	30	2	051-0003	室蘭市母恋北町1丁目4-2	0143(50)6720

(4) 医療型障害児入所施設

設置主体	施設名	定員	札幌市措置人數	郵便番号	所在地	電話番号
社福	大倉山学院	-	2	047-0263	小樽市見晴町20-2	0134(62)2510
〃	北海道療育園	-	0	071-8144	旭川市春光台4条10丁目1-1	0166(51)6524
〃	緑ヶ丘療育園	-	1	063-0003	札幌市西区山の手3条12丁目3-12	011(611)9301
〃	札幌あゆみの園	-	0	003-0859	札幌市白石区川北2254-1	011(879)5555
〃	みどりの里	-	6	047-0008	小樽市築港10-1	0134(32)5131
〃	美幌療育病院	-	0	092-0030	網走郡美幌町字美富9	0152(73)3145
道	道立子ども総合医療・療育センター	-	2	006-0041	札幌市手稲区金山1条1丁目240-6	011(691)5696
〃	道立旭川子ども総合療育センター	-	0	071-8142	旭川市春光台2条1丁目1-43	0166(51)2126

VIII 資料

(5) 福祉型児童発達支援センター

設置主体	施設名	定員	札幌市措置人数	郵便番号	所在地	電話番号
市	札幌市かしわ学園	40	—	062-0934	札幌市豊平区平岸4条18丁目1-21 (札幌市子ども発達支援総合センター内)	011(824)1981
〃	札幌市はるにれ学園	30	—	060-0007	札幌市中央区北7条西26丁目 (札幌市児童福祉総合センター内)	011(622)8650
社福	きらめきの里	30	—	004-0007	札幌市厚別区厚別町下野幌49	011(898)3929
〃	むぎのこ児童発達支援センター	47	—	007-0836	札幌市東区北36条東8丁目1-30	011(753)6468
〃	児童発達支援センターさんりんしゃ	24	—	063-0012	札幌市西区福井4丁目3-5	011(666)7781
〃	たくあいアクティビティ「むう(夢)」	16	—	002-8071	札幌市北区あいの里1条6丁目1-2	011(770)5520
特医	ときわ発達支援センター	28	—	005-0853	札幌市南区常盤3条1丁目6-1	011(593)0074

(6) 医療型児童発達支援センター

設置主体	施設名	定員	札幌市措置人数	郵便番号	所在地	電話番号
市	札幌市みかほ整肢園	40	—	065-0017	札幌市東区北17条東5丁目2-1	011(731)5674
〃	札幌市ひまわり整肢園	30	—	062-0934	札幌市豊平区平岸4条18丁目1-21 (札幌市子ども発達支援総合センター内)	011(824)1922

(7) 指定発達支援医療機関

設置主体	施設名	定員	札幌市措置人数	郵便番号	所在地	電話番号
国立病院機構	独立行政法人国立病院機構北海道医療センター	56	0	063-0005	札幌市西区山の手5条7丁目1-1	011(611)8111
〃	〃 帯広病院	120	1	080-8518	帯広市西18条北2丁目16	0155(33)3155
〃	〃 函館病院	60	0	041-8512	函館市川原町18-16	0138(51)6281

(8) 子ども発達支援総合センター医療部門

設置主体	施設名	定員	札幌市措置人数	郵便番号	所在地	電話番号
市	札幌市子ども心身医療センター	—	—	062-0934	札幌市豊平区平岸4条18丁目1-21 (札幌市子ども発達支援総合センター内)	011(821)9861
〃	札幌市発達医療センター	—	—	060-0007	札幌市中央区北7条西26丁目 (札幌市児童福祉総合センター内)	011(622)8640

(9) 児童心理治療施設

設置主体	施設名	定員	札幌市措置人数	郵便番号	所在地	電話番号
市	札幌市児童心理治療センター(ここらぼ)	入所23 通所5	6	062-0934	札幌市豊平区平岸4条18丁目1-21 (札幌市子ども発達支援総合センター内)	011(821)0075
社福	バウムハウス	50	2	052-0012	伊達市松ヶ枝町243-1	0142(21)6006

(10) 児童自立支援施設

設置主体	施設名	定員	札幌市措置人数	郵便番号	所在地	電話番号
道	道立向陽学院	48	1	061-1102	北広島市西の里 1015	011 (375) 3737
〃	道立大沼学園	48	0	041-1355	亀田郡七飯町字西大沼 8	0138 (67) 2014
社福	北海道家庭学校	85	1	099-0408	紋別郡遠軽町留岡 34	0158 (42) 2546

(11) 児童家庭支援センター

設置主体	施設名	定員	札幌市措置人数	郵便番号	所在地	電話番号
社福	興正こども家庭支援センター	-	-	001-0904	札幌市北区新琴似 4 条 9 丁目 1-1 (児童養護施設・興正学園内)	011 (765) 1000
〃	羊ヶ丘児童家庭支援センター	-	-	062-0051	札幌市豊平区月寒東 1 条 17 丁目 4-33 (児童養護施設・羊ヶ丘養護園内)	011 (854) 2415
〃	札幌南こども家庭支援センター	-	-	061-2286	札幌市南区藤野 6 条 2 丁目 427-4 (児童養護施設・札幌育児園内)	011 (591) 2200
〃	札幌乳児院児童家庭支援センター	-	-	003-0859	札幌市白石区川北 2254-1 (札幌乳児院内)	011 (879) 6264
〃	はくよう児童家庭支援センター	-	-	063-0023	札幌市西区平和 3 条 7 丁目 3-47	011 (676) 5208
公財	なんそうえん子ども家庭支援センター	-	-	064-0943	札幌市中央区界川 1 丁目 6-14	011 (561) 0783

(12) ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

設置主体	施設名	定員	札幌市措置人数	郵便番号	所在地	電話番号
個人	ベテスマホーム	6	2	-	札幌市手稲区	-
個人	ファミリーホームひかり	6	4	-	札幌市南区	-
社福	ガブリエルホーム	6	6	-	札幌市東区	-
NPO	スマールヒュース	6	5	-	札幌市南区	-
個人	ファミリーホーム望みの家	6	3	-	札幌市西区	-
個人	ファミリーホームラポール輝	6	5	-	札幌市北区	-
個人	風音	6	4	-	札幌市清田区	-
個人	ファミリーホーム翼の家	6	6	-	札幌市南区	-
社福	バーテルホーム	6	5	-	札幌市東区	-
個人	ファミリーホームおおぞらの家	6	5	-	札幌市豊平区	-
個人	ファミリーホーム PointRing	6	3	-	札幌市東区	-
社福	ファミリーホームグレープ	6	6	-	札幌市東区	-
社福	ファミリーホームミモザ	6	4	-	札幌市東区	-
個人	コイノニア	6	0	-	札幌市北区	-
個人	アリビオホーム	6	4	-	札幌市南区	-
個人	みのりホーム	5	4	-	札幌市豊平区	-
個人	ファミリーホームジーザスホーム	6	2	-	札幌市北区	-

VIII 資料

設置主体	施設名	定員	札幌市措置人數	郵便番号	所在地	電話番号
-	ファミリーホームぶどう	6	0	-	奈井江町	-
-	ファミリーホームはせがわ	6	0	-	旭川市	-
-	宗谷ファミリーホーム	6	0	-	稚内市	-
-	ファミリーホームのあ	6	0	-	網走市	-
-	緑ファミリーホーム	6	0	-	釧路町	-
-	ファミリーホームいしかり	6	0	-	石狩市	-
-	ファミリーホーム三神家	6	3	-	恵庭市	-
-	ファミリーホームフリフリ	6	0	-	江別市	-
-	ファミリーホームろっく	6	1	-	岩内町	-
-	ファミリーホームゆりかごの家	6	0	-	旭川市	-
-	ファミリーホームみんなのおうち	6	0	-	帯広市	-
-	ファミリーホームブレイズ	6	0	-	当別町	-
-	ファミリーホームおたるの家	6	1	-	小樽市	-

(13) 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）

設置主体	施設名	定員	札幌市措置人數	郵便番号	所在地	電話番号
-	たんぽぽ苑	6	3	-	札幌市中央区	-
-	ぼみえ	6	1	-	札幌市豊平区	-
-	カーサ・デチップ	6	2	-	札幌市白石区	-
-	子どもシェルターレラピリカ	6	1	-	-	-
-	MaAya の家 さっぽろ	6	1	-	札幌市東区	-
-	とらい・あんぐる	6	5	-	札幌市西区	-
-	雛菊寮	6	0	-	札幌市東区	-
-	ミカエル自立援助ホーム	7	3	-	札幌市中央区	-
-	ミカエルⅡ自立援助ホーム	6	5	-	札幌市中央区	-
-	はむん・ほーむ	6	0	-	札幌市西区	-
-	ぴあ・くおーれ	9	8	-	札幌市南区	-
-	ふくろうの家	6	2	-	函館市	-
-	ぼれぼれ	9	0	-	釧路市	-
-	MaAya の家	6	0	-	当別町	-
-	サイド7	6	0	-	函館市	-
-	がんばうホーム	6	0	-	遠軽町	-
-	KCホームズ	6	0	-	釧路市	-
-	KCカルム	12	0	-	釧路市	-

VIII 資料

設置主体	施設名	定員	札幌市措置人数	郵便番号	所在地	電話番号
-	子どもシェルター風凜	5	1	-	-	-
-	ピース	8	0	-	旭川市	-
-	イメリ・トム	5	0	-	旭川市	-
-	イメリ・ラム	6	0	-	旭川市	-
-	ルピナス小樽	6	0	-	小樽市	-
-	めぐみの家	6	0	-	滝川市	-

(14) 地域小規模児童養護施設

設置主体	施設名	定員	札幌市措置人数	郵便番号	所在地	電話番号
社福	興正チャイルドホーム (興正学園)	6	5	062-0922	札幌市豊平区平岸1条8丁目8-2	011(826)3675
〃	興正チャイルドホーム西岡 (興正学園)	6	6	062-0033	札幌市豊平区西岡3条2丁目4-26	011(857)3321
〃	興正チャイルドホーム平岸 (興正学園)	6	6	062-0932	札幌市豊平区平岸2条11丁目5-10	011(832)1613
〃	興正チャイルドホーム中の島 (興正学園)	6	4	062-0922	札幌市豊平区中の島2条1丁目3-30	011(827)6232
〃	興正チャイルドホーム円山 (興正学園)	6	4	064-0944	札幌市中央区円山西町3丁目5-51	011(590)0551
〃	白樺 (羊ヶ丘養護園)	6	5	062-0054	札幌市豊平区月寒東4条17丁目4-18	011(827)6117
〃	きよた (羊ヶ丘養護園)	6	6	004-0813	札幌市清田区美しが丘3条2丁目8-2	011(398)8450
〃	ひまわり (柏葉荘)	6	6	006-0807	札幌市手稲区新発寒7条9丁目4-20	011(699)6785
〃	すずらん (柏葉荘)	6	6	006-0822	札幌市手稲区前田12条10丁目15-20	011(699)6008
〃	びーす (柏葉荘)	6	4	063-0023	札幌市西区平和3条7丁目3-47	011(676)5030
〃	ひんな (柏葉荘)	6	5	002-0853	札幌市北区屯田3条3丁目9-19	011(776)0601
〃	みらい (柏葉荘)	6	6	002-0853	札幌市北区篠路町上篠路109-6	011(792)9922
公財	たんぽぽ (札幌南藻園)	6	6	064-0943	札幌市中央区界川1丁目6-9	-
〃	あじさい (札幌南藻園)	6	6	064-0941	札幌市中央区旭ヶ丘3丁目3-20	-
〃	すずらん (札幌南藻園)	6	5	064-0941	札幌市中央区旭ヶ丘3丁目3-19	-
社福	いちい (くるみ学園)	5	0	041-0807	函館市北美原1丁目28-6	0138(47)5040
〃	こぶしホーム (北海愛星学園)	6	0	048-1301	蘭越町蘭越472-9	0136(57)5537
〃	KUUまこまない (北海愛星学園)	6	0	005-0022	札幌市南区真駒内柏丘8丁目4-55	011(211)8851
〃	すぎなホーム (黒松内つくし園)	6	4	048-0101	黒町内町字黒松内340-1	0136(72)3320
〃	せんしん寮 (歌棄洗心学園)	6	1	048-0415	寿都町歌棄町歌棄220-1	0136(64)5312
〃	れんじやくホーム (旭川育児園)	6	0	070-8043	旭川市忠和3条6丁目5-21	0166(73)5167

VIII 資料

設置主体	施設名	定員	札幌市措置人數	郵便番号	所在地	電話番号
社福	星の家 (美深育成園)	6	0	097-0003	稚内市こまどり4丁目5-10	0162(73)0580
〃	旭の家 (美深育成園)	6	0	071-1423	東川町東町3丁目6-17	0166(74)6150
〃	きずなホーム (北光学園)	6	2	099-0400	遠軽町生田原596	0158(45)2206
〃	楓 (わかすぎ学園)	6	0	051-0033	室蘭市母恋南町3丁目21-1	0143(22)3213
〃	鈴蘭 (わかすぎ学園)	6	0	053-0851	苫小牧市山手町2丁目12-6	0144(56)5544
〃	はまなす (わかすぎ学園)	6	0	053-0032	苫小牧市緑町1丁目10-1	-
〃	はみんぐ (十勝学園)	6	0	080-0809	帯広市東9条南20丁目14-21	0155(27)0030
〃	ひぶなホーム (まりも学園)	6	0	085-0821	釧路市鶴ヶ岱3丁目4-2	0154(91)3120
〃	さくら (櫻ヶ丘学園)	6	3	046-0003	余市町黒川町15丁目14-13	0135(48)6088
〃	アドニス (ふくじゅ園)	6	2	061-1106	北広島市西の里南2丁目11-2	011(376)0573
〃	ハルニレ (ふくじゅ園)	6	4	061-1106	北広島市西の里南2丁目11-2	011(376)0573
〃	シラカバ (ふくじゅ園)	6	1	061-1106	北広島市西の里南2丁目11-2	011(376)0573
〃	つくしの家 (天使の園)	6	4	061-1127	北広島市新富町2丁目3-16	011(372)3520
〃	友和 (岩内厚生園)	6	2	047-0152	小樽市新光3丁目5-14	0134(61)7940

3. 相談関係機関電話番号一覧

ひとりで悩まず ダイヤルを

相談窓口	電話番号	相談時間
札幌市教育センター 教育相談室 (札幌市教育委員会) ・教育相談 ～学校生活や友達関係、学習のつまずきや遅れ、いじめ、不登校など	671-3210	月～金 8:45～17:15 (祝日・休日・年末年始 12月29日～1月3日を除く)
いじめ電話相談 (札幌市教育委員会) ・教育相談 ～いじめ問題、不登校など	0120-127-830	月～金 9:00～17:00 (祝日・休日・年末年始 12月29日～1月3日を除く)
24時間子供 SOS ダイヤル (全国共通 24時間) ・教育相談 ～いじめ問題、不登校など	0120-0-78310	年中無休・24時間対応
子どもの人権 110 番 (札幌法務局) ・子どもの人権に関する相談 ～いじめ、体罰、虐待など	0120-007-110	月～金 8:30～17:15 (祝日・休日・年末年始 12月29日～1月3日を除く)
子どもアシストセンター (札幌市子どもの権利救済機関) ・児童相談 ～いじめなど子どもの権利侵害に関することや、子どもに関わる様々な悩みなど	子ども専用 0120-66-3783 大人用 211-3783	月～金 10:00～20:00 土 10:00～16:00 (祝日・休日・年末年始 12月29日～1月3日を除く)
少年相談 110 番 (北海道警察本部 少年サポートセンター) ・児童相談 ～非行、少年の犯罪被害、少年の悩みごとなど	0120-677-110	月～金 8:45～17:30 (祝日・休日・年末年始 12月29日～1月3日を除く)
子ども安心ホットライン (子ども虐待相談) ・児童相談 ～児童虐待を含む子どもに関する様々な問題についてなど	622-0010	年中無休・24時間対応
羊ヶ丘児童家庭支援センター (Y.O.U・勇・コール) ・児童相談 ～養育上の悩み、非行、不登校、いじめ、虐待など	854-2415	年中無休 9:00～18:00

VIII 資料

相談窓口	電話番号	相談時間
興正こども家庭支援センター ・児童相談 ～育児・養育上の悩み、発達、不登校、いじめ、虐待など	765-1000	年中無休 8:00～18:00
札幌南こども家庭支援センター ・児童相談 ～子どもの虐待や子育ての悩みなど、子どもの福祉に関する問題についてなど	591-2200	年中無休・緊急時 24 時間対応
はくよう児童家庭支援センター ・児童相談 ～育児相談、発達相談、虐待、不登校についてなど	676-5208	月～土 9:00～17:00
札幌乳児院児童家庭支援センター ・育児相談 ～産後うつ、育児ストレス、育児・養育上の悩み、虐待など	879-6264	月～金 9:00～17:30
なんそうえん子ども家庭支援センター ・育児相談 ～育児・養育上の悩み、不登校、発達相談など	561-0783	月～土 9:00～18:00
ひとり親家庭支援センター ・ひとり親家庭相談 ～母子・父子・寡婦を対象とした生活一般、離婚前の相談など	631-3353 父子専用 632-7132	月～金 12:00～19:00 土・日・祝 10:00～17:00 (父子専用、火・木・土のみ) (年末年始 12月29日～1月3日を除く)
札幌市子ども発達支援総合センター (ちくたく) ・発達相談 ～子どもの発達や障がい、こころの悩みなどの相談	821-9861	月～金 9:00～17:00 (祝日・休日・年末年始 12月29日～1月3日を除く)
北海道クリスチヤンセンター (家庭福祉相談室) ・療育相談 ～発達の遅れやかたより、発達障がい児の養育など	746-6374	月～金 9:30～17:00 (祝日・休日・年末年始 12月29～1月5日を除く)
札幌こころのセンター (札幌市精神保健福祉センター) ・こころの健康、依存症などに関する相談	622-0556	平日 9:00～17:00 ※平日 17:00～21:00 及び土日祝日 10:00～16:00 については、こころの健康相談統一ダイヤル☎ 0570-064-556 より、相談をお受けしています。 (12月29日～1月3日を除く)
家庭児童相談室（各区健康・子ども課）月～金 8:45～17:15（祝日・休日・年末年始 12月29日～1月3日を除く） ・児童相談 ～家庭環境、虐待、保健、発達の遅れ、不登校、いじめ、非行など		

VII 資料

中央区 205-3353	北 区 757-1182	東 区 711-3212	白石区 862-1881
厚別区 895-2497	豊平区 822-2423	清田区 889-2049	南 区 581-5211
西 区 621-4241	手稲区 688-8596		

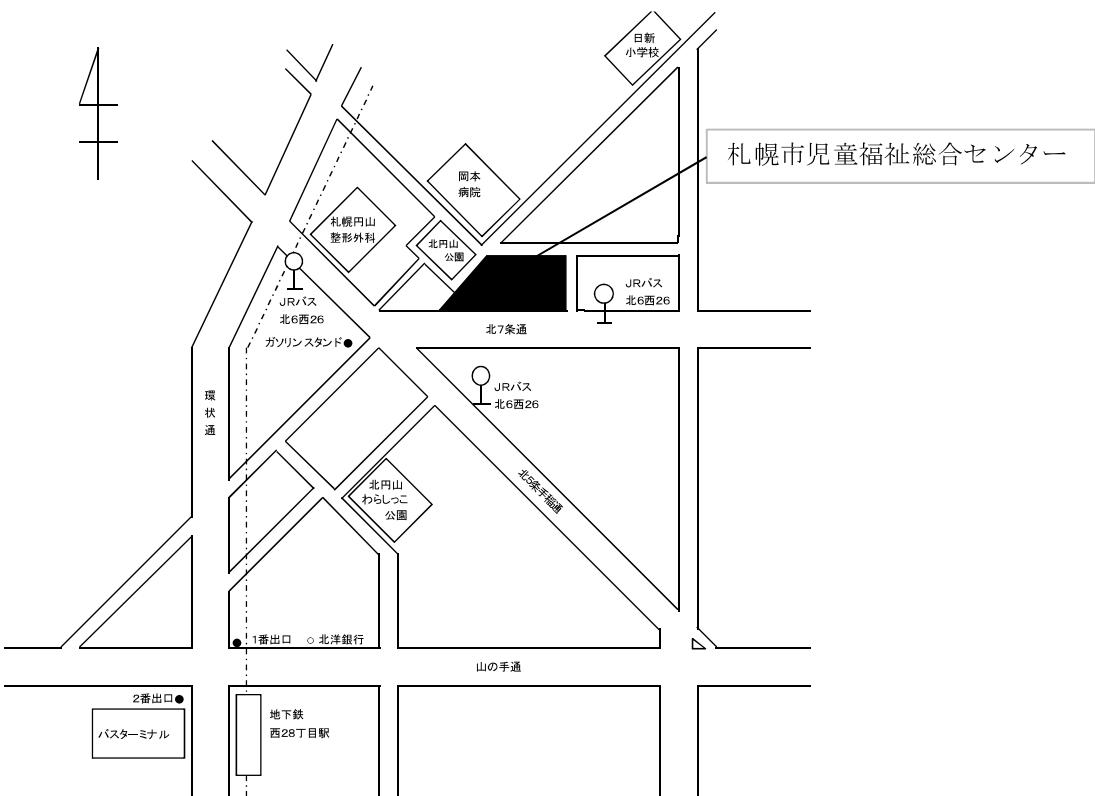
さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業

- ・子どもの状態にあった適切な医療機関をご案内（平日のみ。10：00～15：00）

～こころの悩みを抱える子ども、発達障がいが疑われる子ども

機関名	担当区	電話番号	休憩時間
氏家記念こどもクリニック	中央・東	080-3231-6164	13：00～14：00
五稜会病院	北	771-5660	12：00～13：00
榆の会こどもクリニック	厚別	898-4766	12：00～13：00
子ども心身医療センター地域支援室	白石・豊平	090-3111-8061	12：15～13：00
ときわ病院（相談室こすもす）	清田・南	593-0556	12：00～13：00
ときわ病院（相談室あじさい）	西・手稲	080-2878-0556	12：00～13：00

案内図



地下鉄／東西線西28丁目駅 1番出口 徒歩6分

バ ス／北6条西26丁目停留所 徒歩1分

J R バス... 3 1 番・地下鉄琴似駅前～（市立病院経由）～大通西4丁目

5 8 番・琴似営業所前～（北5西20経由）～札幌駅前

5 5 番・手稲営業所前～J R札幌駅

5 7 番・手稲鉱山～J R札幌駅

6 1 番・地下鉄宮の沢駅前（西区役所前経由）～J R札幌駅 他

業務概要

令和5年版

< 令和4年度実績 >

令和5年12月発行

編集・発行 札幌市児童相談所

〒060-0007 札幌市中央区北7条西26丁目

TEL (011) 622-8620

FAX (011) 622-8701

市政等資料番号

01-G03-23-2138

